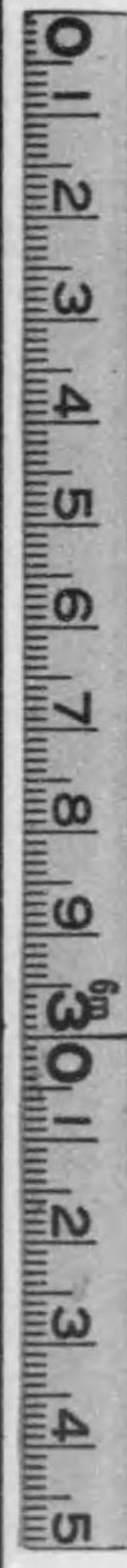


14.4  
545<sub>a</sub>



始





542

日一月十年九正大

查調勢國時臨房官督總海軍

(查調口方海新院次三第)

# 文報述記

附  
彙編



部查調勢國時臨房官督總海軍

行刊年三十正大





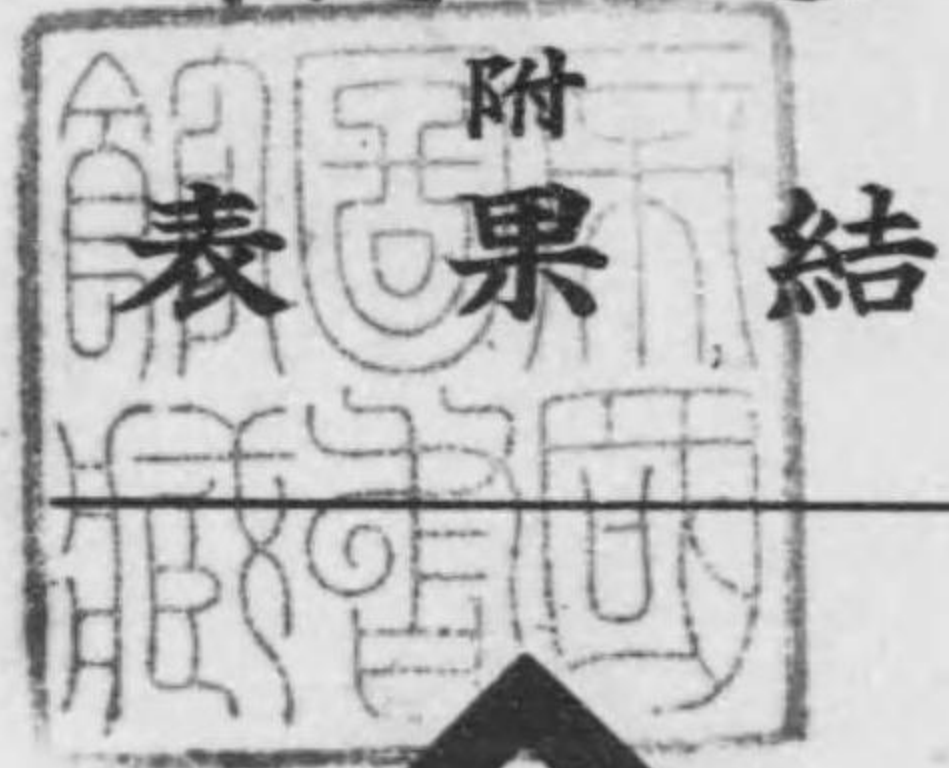


日一月十年九正大

# 第一回臺灣國勢調查

(第三次第臨時臺灣戶口調查)

## 記述報文



臺灣總督官房臨時國勢調查部

大正十三年刊行



〃  
祁寄贈本



14-545a

凡例

- 一 本編は第一回臺灣國勢調査第三次臨時臺灣戸口調査の結果を記述したるものとす。記述の根據たる統計事實は主として本編附録の結果表に依ると雖又別刊要覽表を援用したるものあり。故に結果表に依る場合には同表の番號を、要覽表に依る場合には其の旨を各其の部の括弧内に明示し以て照査の便に資す。
- 二 各章排列の順序は大體上人口に關する自然的事項を先にし、次に其の社會的事項を以てし終に附帶的事項を以てす。
- 三 各章句の記述範圍は第一に専ら其の命題の事實を記し、第二に至りて初めに其の命題の事實を記し、次に第二との關係あれば其の關係を記す。以下第三第四皆此の例に依る。
- 四 調査の結果たる事實は之を明治三十八年及大正四年の臨時臺灣戸口調査に比較するに力めたり。但し左掲の事項に付ては此の限に在らず。
  - イ 職業別事項 職業の分類方は第一回國勢調査を機として根本的に改正せられたり大正九年内閣訓令第一號。故に職業及職業關係の各事項に付ては全然比較を爲すことを得ず。
  - ロ 地方別事項 州廳及其以下の地方區劃は、大正九年九月一日及十月一日を以て根本的に改正せられたるが故に、地方別事項に付ても全然比較を爲すことを得ず。
  - ハ 内地人以外の出生地 前二回の調査に於ては、出生地は内地人に付てのみ之を調査したり。故に内地人以外の各種族の出生地に付ては比較を爲すことを得ず。

凡例



ニ 本籍別内地人の年齢、土語を解する内地人並國語を解する本島人及支那人の職業、本籍別内地人の年齢第十三章 第三節、土語を解する内地人の職業第十二章 第五節及國語を解する本島人及支那人の職業第十三章 第六節は、孰も本調査に於て初めて調査したる事項なるを以て亦比較を爲すことを得ず。

ホ 國語を解する者及假名を知る者の種族、前二回の調査にては國語を解する本島人の種族は之を細別せず。又國語を解する外國人及假名を知る外國人中支那人を區分せざりしが故に、此等の點に付ても比較を爲すことを得ず。

ヘ 世帯人員別事項、前二回の調査にては本來世帯親族世帯及混合世帯中に於て世帯員の一人なる世帯を認めたるも、本調査にては此の種の世帯は本來世帯と區別して之を一人世帯に編入したるが故に、種類及人員別世帯の區分に屬する事項に付ても比較を爲すことを得ず。

ト 不具の原因、本調査に於ける盲及聾啞の原因は生來、疾病、負傷及老衰の四種にして、大正四年の第二次調査亦之に同じきも、明治三十八年の第一次調査にては右の内前三種の原因のみを認め、老衰は之を認めざりしが故に、不具の原因は之を第二次調査のみに比較す。

チ 阿片烟膏吸食者、阿片烟膏吸食者は本島人及支那人に限り且つ二十一歳以上の者に限る。然るに明治三十八年の第一次調査にては、支那人に對して二十一歳以上の人口を區分せざりしが爲め、同調査に於ける支那人の吸食者率は勿論吸食者總數の率をも

六 前調査との比較に關する統計諸表は表題の末尾に「比較」の文字を附す。例へば「人口の密度比較」「種族及體性別配偶關係比較等」の如し。

七 統計表殊に附録結果表の文字又は數字に説明を要するものあるときは之を當該表の下に記せり。但し其の二表以上に關するものは之を最初のものに記し且つ其の關係を指示して他は之を省略せり。

八 尙本調査の調査事務に關しては別刊「顛末書」調査の結果たる事項の内容に關しては「同集計原表全島之部及支那之部」を參照すべし。

九 本編記述は統計官堤一馬之を擔任す。

大正十二年十月

臺灣總督府



目次

地圖及描畫圖

第一圖 人口の疎密(番地に在る生番人を含む)

(イ)州廳別 (ロ)本島、内地及樺太比較

第二圖 種族別人口

(イ)種族細別人口 (ロ)各調査比較

第三圖 種族及體性別年齢級(男女總數萬中)

第四圖 種族及體性別配偶關係(百分比例)

第五圖 職業別人口(百分比例)

(イ)州廳別職業人口 (ロ)職業別本業者及本業従属者

第六圖 旨の地方分布(人口萬中)

(イ)市、郡、支廳別 (ロ)州、廳別

第七圖 體性別内地人の本籍各調査比較

第一章 結論

第一節 本調査の來歴

第二節 調査の根本方針

第三節 調査の範圍

第四節 調査施行の方法

第五節 調査施行の根據

第六節 調査事項

第七節 調査事務の經過

一頁 一頁 二頁 三頁 四頁 四頁 七頁

目次

本調査の目的は、本島の人口の疎密を明らかにし、その分布の状況を調査することである。...



第八節 調査に關する法規……………七  
 (一)國勢調査施行令 (二)臺灣國勢調査施行規則 (三)臺灣國勢調査世帯調査書様式 (四)臺灣國勢調査世帯調査書記入心得 (五)臺灣國勢調査に關する注意要項

第九節 其他の事項……………三〇

第二章 人口總數……………三一  
 第一節 全島人口……………三一  
 (一)人口及其の密度 (二)比較 (三)内地及諸外國との比較 (四)各年の人口増加 (五)内地及諸外國との人口増加比較 (六)常住人口

第二節 地方別人口……………三五  
 第一款 州廳別……………三五  
 (一)地方行政區劃の變遷 (二)州廳別人口 (三)道府縣との比較 (四)州廳別人口の密度

第二款 郡、支廳別……………三八  
 (一)郡の人口 (二)支廳の人口

第三款 市、街、庄、區の人口……………三九  
 (一)市、街、庄、區の數 (二)市の人口 (三)街の人口 (四)庄の人口 (五)區の人口

第三節 水面及著地の人口……………四一  
 (一)水面の人口 (二)著地の人口

第四節 人口の聚積……………四一  
 (一)要旨 (二)州廳別人口の聚積

第五節 郡部別人口……………四三  
 (一)要旨 (二)州廳及郡部別人口

第三章 人口の種族別……………四五  
 第一節 種族の調査……………四五

(一)種族の意義 (二)種族と民族及國籍との關係

第二節 全人口の種族……………四六  
 (一)四大別 (二)本島人の細別 (三)外國人の細別 (四)比較

第三節 州廳別種族……………四九  
 (一)四大別 (二)内地人 (三)本島人 (四)朝鮮人 (五)外國人

第四章 人口の體性別……………五三  
 第一節 全人口の體性……………五三  
 (一)要旨 (二)比較 (三)内地との比較

第二節 種族別體性……………五四  
 (一)四大種族の體性 (二)細別本島人の體性 (三)比較

第三節 州廳別體性……………五六  
 (一)要旨 (二)州廳及種族別體性

第四節 郡部別體性……………五八  
 (一)要旨 (二)州廳及郡部別體性

第五章 人口の年齢別……………六一  
 第一節 年齢の表章……………六一  
 第二節 全人口の年齢……………六一  
 (一)要旨 (二)比較 (三)生産年齢及其の比較

第三節 種族別年齢……………六五  
 第一款 四大種族の年齢……………六六  
 (一)要旨 (二)生産年齢 (三)比較

第二款 細別本島人の年齢……………六九  
 (一)要旨 (二)比較



第四節 體性別年齢……………七二

第一款 全人口の體性別年齢……………七一

(一)要旨 (二)比較

第二款 體性及種族別年齢……………七五

(一)要旨 (二)比較

第五節 州廳別年齢……………七七

(一)要旨 (二)州廳及種族別年齢 (三)州廳及體性別年齢

第六節 平均年齢……………八一

(一)要旨 (二)比較

第七節 滿一歳以内の乳兒……………八二

(一)要旨 (二)出生數と乳兒 (三)比較 (四)種族別 (五)體性別 (六)州廳別

第六章 人口の配偶關係別……………九一

第一節 調査の趣旨……………九一

(一)配偶關係の區分 (二)内縁者

第二節 全人口の配偶關係……………九二

(一)要旨 (二)比較 (三)内縁者

第三節 種族別配偶關係……………九三

(一)四大種族の配偶關係 (二)比較 (三)内縁者 (四)種別本島人の配偶關係

第四節 體性別配偶關係……………九八

第一款 全人口の體性別配偶關係……………九八

(一)要旨 (二)比較 (三)内縁者

第二款 體性及種族別配偶關係……………一〇一

(一)四大種族別 (二)比較 (三)種別本島人の體性別配偶關係

第五節 年齢別配偶關係……………一〇六

(一)要旨 (二)比較 (三)年齢及種族別配偶關係 (四)年齢及體性別配偶關係

第六節 州廳別配偶關係……………一四

(一)要旨 (二)内縁者 (三)州廳及種族別 (四)州廳及體性別

第七章 人口の職業別……………一七

第一節 調査の範圍……………一七

(一)職業上の關係 (二)職業の名稱 (三)職業上の地位又は從屬關係

第二節 職業分類法……………一九

(一)分類法の改正 (二)比較の不能

第三節 職業名稱録……………二八

第四節 職業調査の困難……………二九

第五節 全人口の職業……………三〇

第一款 職業別人口(本業者、本業從屬者及無業者)……………三〇

(一)大分類別 (二)中分類別 (三)小分類別

第二款 本業者……………三三

第一項 本業者の職業……………三三

(一)大分類別 (二)中分類別 (三)小分類別

第二項 本業者の地位……………三七

(一)要旨 (二)職業別

第三款 本業從屬者……………三九

第一項 本業從屬者の屬する職業……………三九

(一)大分類別 (二)中分類別 (三)本業者と本業從屬者

第二項 本業從屬者の從屬關係……………四一

(一)要旨 (二)職業別

第四款 無業者……………四二

第五款 副業者(本業者の副業)……………四三



第一項	副業の意義	一四三
第二項	副業者の本業	一四三
	(一)要旨 (二)副業者の本業の地位	
第三項	副業者の副業	一四五
	(一)要旨 (二)副業者の本業と副業 (三)副業の地位	
第六款	内職者	一四九
	(一)要旨 (二)内職の地位	
第七款	職業数	一五二
第一項	職業者数と職業数	一五二
第二項	職業別職業数	一五三
	(一)大分類別 (二)中分類別 (三)小分類別	
第三項	地位別職業数	一五七
	(一)要旨 (二)大分類別 (三)小分類別	
第六節	種族別職業	一五九
第一款	各種族の職業(本業者、本業従属者及無業者)	一五九
第二款	種族別本業者	一六〇
	(一)要旨 (二)職業別 (三)本業者の地位	
第三款	種族別本業従属者	一六三
	(一)要旨 (二)本業従属者の属する職業 (三)本業者と本業従属者	
第四款	種族別無業者	一六六
第五款	種族別副業者(本業者の副業)	一六六
	(一)要旨 (二)職業別	
第六款	種族別内職者	一六七
	(一)要旨 (二)職業別	
第七款	種族別職業数	一六八

(一)要旨 (二)大分類別 (三)小分類別		
第七節	體性別職業	一七一
第一款	體性及職業別人口(本業者、本業従属者、無業者)	一七一
第二款	體性別本業者	一七二
	(一)要旨 (二)職業別 (三)本業者の地位	
第三款	體性別本業従属者	一七四
	(一)要旨 (二)職業別 (三)本業従属者の従属關係	
第四款	體性別無業者	一七五
第五款	體性別副業者(本業者の副業)	一七六
	(一)要旨 (二)大分類別 (三)小分類別	
第六款	體性別内職者	一七七
	(一)要旨 (二)大分類別 (三)小分類別	
第七款	體性別職業数	一七八
	(一)要旨 (二)大分類別 (三)小分類別	
第八節	年齢別職業	一八二
第一款	年齢別本業者	一八二
	(一)要旨 (二)職業別 (三)年齢及種族別 (四)年齢及體性別 (五)十五歳以下の本業者	
第二款	年齢別本業従属者	一八八
	(一)要旨 (二)職業別	
第三款	年齢別無業者	一九〇
第四款	年齢別職業数	一九一
	(一)要旨 (二)職業別 (三)年齢及體性別	
第九節	配偶關係別職業	一九三
第一款	配偶關係別本業者	一九三
	(一)要旨 (二)職業別 (三)配偶關係及種族別 (四)配偶關係及體性別	
第二款	配偶關係別本業従属者	一九六



(一)要旨 (二)職業別 (三)配偶關係及種族別 (四)配偶關係及體性別

第三款 配偶關係別無業者……………一九九

第四款 配偶關係別副業者(本業者の副業)……………一九九

第五款 配偶關係別内職者……………二〇一

第六款 配偶關係別職業數……………二〇一

第十節 州廳別職業……………二〇一

第一款 各州廳の職業別人口(本業者、本業從屬者及無業者)……………二〇二

第二款 州廳別本業者……………二〇二

(一)要旨 (二)職業別 (三)州廳及體性別

第三款 州廳別本業從屬者……………二〇八

(一)要旨 (二)職業別

第四款 州廳別無業者……………二一〇

第五款 州廳別副業者(本業者の副業)……………二一〇

(一)要旨 (二)職業別 (三)州廳及體性別

第六款 州廳別内職者……………二一一

(一)要旨 (二)職業別

第七款 州廳別職業數……………二一三

(一)要旨 (二)大分類別 (三)小分類別 (四)州廳及體性別

第十一節 都部別職業……………二一七

第一款 都部別職業數……………二一七

(一)要旨 (二)職業別 (三)三市の中分類別 (四)三市の小分類別

第二款 都部及地位別職業數……………二二三

(一)要旨 (二)職業別 (三)三市の中分類別

第三款 都部及種族別職業數……………二三五

(一)要旨 (二)職業別 (三)地位別

第四款 都部及體性別職業數……………二二七

(一)要旨 (二)職業別

第八章 人口の出生地別……………二二九

第一節 調査の趣旨……………二二九

(一)調査の範圍 (二)出生地の區分

第二節 全人口の出生地……………二三〇

第三節 種族別出生地……………二三〇

第四節 體性別出生地……………二三一

(一)要旨 (二)體性及種族別

第五節 年齡別出生地……………二三三

(一)要旨 (二)年齡及種族別 (三)年齡及體性別

第六節 配偶關係別出生地……………二三九

(一)要旨 (二)配偶關係及種族別 (三)配偶關係及體性別

第七節 職業別出生地……………二四四

(一)要旨 (二)職業及職業關係別 (三)職業及種族別 (四)職業及體性別

第八節 州廳別出生地……………二五一

(一)要旨 (二)州廳及體性別

第九章 不具……………二五五

第一節 調査の範圍……………二五五

(一)不具の種類 (二)不具の原因

第二節 不具總數……………二五五

(一)要旨 (二)比較 (三)不具數と不具者數

第三節 種族別不具……………二五七



(一)三大種族別 (二)比較 (三)細別本島人の不具及其の比較

第四節 體性別不具……………二六一

(一)要旨 (二)比較 (三)體性及種族別不具其の比較

第五節 年齢別不具……………二六五

(一)要旨 (二)比較 (三)年齢及體性別

第六節 配偶關係別不具……………二七一

(一)要旨 (二)比較 (三)配偶關係及體性別

第七節 職業別不具……………二七四

(一)要旨 (二)職業及職業關係別

第八節 州廳別不具……………二七七

(一)要旨 (二)州廳及體性別 (三)市街庄區の首及體別

第九節 不具の原因……………二七八

(一)要旨 (二)比較 (三)種族別其の他の區分

第十章 内地人の本籍……………二九三

第一節 全内地人の本籍……………二九三

(一)要旨 (二)比較

第二節 體性別内地人の本籍……………二九九

(一)要旨 (二)比較

第三節 本籍別内地人の年齢……………三〇四

(一)内地人總數の年齢別 (二)本籍別 (三)本籍及體性別

第四節 本籍別内地人の職業……………三〇七

(一)要旨 (二)職業關係別

第五節 州廳別内地人の本籍……………三一三

(一)要旨 (二)州廳及體性別

第六節 本籍別内地人の出生地……………三一七

(一)要旨 (二)體性別 (三)比較

第十一章 内地人の渡臺……………三二一

第一節 調査の趣旨……………三二一

第二節 渡臺者總數及渡臺の回数……………三三一

(一)渡臺者總數 (二)渡臺回数 (三)比較

第三節 渡臺の年……………三三三

(一)要旨 (二)比較

第四節 在任期間……………三三五

(一)要旨 (二)比較

第五節 體性別内地人の渡臺……………三三八

(一)體性別渡臺者 (二)體性別渡臺回数 (三)比較 (四)體性別渡臺の年 (五)體性別在任期間

第六節 職業別内地人の渡臺……………三三三

(一)要旨 (二)職業別渡臺回数 (三)職業別渡臺の年 (四)職業別在任期間

第七節 州廳別内地人の渡臺……………三三七

(一)要旨 (二)州廳別渡臺回数 (三)州廳別渡臺の年

第十二章 土語を解する内地人……………三四一

第一節 調査の趣旨……………三四一

(一)調査の範圍 (二)土語を解する者の意義

第二節 土語を解する者總數……………三四二

(一)要旨 (二)比較

第三節 體性別土語を解する内地人……………三四三

(一)要旨 (二)比較



第四節 年齡別土語を解する内地人……………三四四  
 (一)要旨 (二)比較 (三)年齢及體性別土語を解する者  
 第五節 職業別土語を解する内地人……………三四六  
 第六節 州廳別土語を解する内地人……………三四七  
 (一)要旨 (二)州廳別土語の種類 (三)州廳及體性別土語を解する者  
 第十三章 國語を解する本島人及支那人……………三五二  
 第一節 調査の趣旨……………三五二  
 第二節 國語を解する者總數……………三五二  
 (一)要旨 (二)比較 (三)假名を知る者との關係  
 第三節 國語を解する本島人の細別……………三五三  
 第四節 體性別國語を解する者……………三五三  
 (一)要旨 (二)比較  
 第五節 年齡別國語を解する者……………三五三  
 (一)要旨 (二)比較 (三)年齢及體性別  
 第六節 職業別國語を解する者……………三五五  
 (一)要旨 (二)職業關係別  
 第七節 州廳別國語を解する者……………三五七  
 (一)要旨 (二)州廳及體性別 (三)市街庄區別國語を解する本島人  
 第十四章 假名を知る本島人及支那人……………三六七  
 第一節 調査の趣旨……………三六七  
 第二節 假名を知る者總數……………三六七  
 (一)要旨 (二)比較  
 第三節 假名を知る本島人の細別……………三六八

(一)要旨 (二)比較  
 第四節 體性別假名を知る者……………三七〇  
 第五節 年齡別假名を知る者……………三七二  
 (一)要旨 (二)比較 (三)年齢及種族別 (四)年齢及體性別  
 第六節 州廳別假名を知る者……………三七四  
 (一)要旨 (二)國語を解する者との關係 (三)州廳及體性別 (四)市街庄區別假名を知る本島人  
 第十五章 阿片煙膏吸食者……………三八五  
 第一節 吸食者總數……………三八五  
 (一)要旨 (二)比較  
 第二節 吸食者たる本島人の細別……………三八六  
 (一)要旨 (二)比較  
 第三節 體性別阿片煙膏吸食者……………三八七  
 (一)要旨 (二)比較 (三)本島人各種族の體性別及其の比較  
 第四節 年齡別阿片煙膏吸食者……………三九〇  
 (一)要旨 (二)比較 (三)年齢及種族別 (四)年齢及體性別  
 第五節 配偶關係別阿片煙膏吸食者……………三九四  
 (一)要旨 (二)比較 (三)配偶關係及體性別  
 第六節 職業別阿片煙膏吸食者……………三九六  
 (一)要旨 (二)職業關係別  
 第七節 州廳別阿片煙膏吸食者……………三九八  
 (一)要旨 (二)州廳及體性別  
 第十六章 纏足者及解纏足者……………四〇一  
 第一節 纏足者及解纏足者總數……………四〇一



(一)要旨 (二)比較

第二節 本島人たる纏足者及解纏足者の細別……………四〇二

第三節 年齢別纏足者及解纏足者……………四〇三

    (一)要旨 (二)比較

第四節 配偶關係別纏足者及解纏足者……………四〇六

    (一)要旨 (二)比較

第五節 職業別纏足者及解纏足者……………四〇八

    (一)要旨 (二)職業關係別

第六節 州廳別纏足者及解纏足者……………四一〇

第十七章 外國人の国籍……………四一三

    (一)要旨 (二)国籍別 (三)比較 (四)體性別 (五)職業及職業關係別 (六)州廳別

第十八章 世帯……………四一七

    第一節 世帯調査の綱領……………四一七

        (一)調査事項としての世帯 (二)世帯の意義及種類

    第二節 世帯總數……………四一八

        (一)要旨 (二)比較

    第三節 世帯の種類……………四一九

        第一款 世帯の種類別世帯數……………四一九

        (一)要旨 (二)比較

        第二款 世帯の種類別人口……………四二〇

        (一)要旨 (二)比較

    第四節 世帯人員別世帯……………四二一

        第一款 世帯人員別世帯數……………四二二

    (一)要旨 (二)比較

        第一款 普通世帯……………四二二

        (一)要旨 (二)比較

        第二款 準世帯……………四二四

        (一)要旨 (二)比較

        第三款 世帯人員別人口……………四二七

            第一款 普通世帯……………四二七

            (一)要旨 (二)比較

            第二款 準世帯……………四二九

            (一)要旨 (二)比較

        第三款 世帯員の體性別人口……………四三一

            (一)普通世帯 (二)準世帯 (三)比較

    第五節 世帯構成の種類別普通世帯……………四三三

        (一)説明の範圍 (二)構成の種類別混合世帯

    第六節 世帯主の種類別普通世帯……………四三六

        第一款 普通世帯總數……………四三六

        (一)要旨 (二)比較

        第二款 世帯主の種類及種類別普通世帯……………四三七

        (一)要旨 (二)比較

        第三款 世帯主の種類及人員級別普通世帯……………四四〇

        (一)要旨 (二)比較

    第四款 世帯主の種類及構成種類別混合世帯……………四四三

    第七節 世帯主の職業別世帯……………四四五

        (一)要旨 (二)世帯主の職業別及全人口の職業別 (三)世帯主の職業上の關係別世帯 (四)世帯の種類別世帯主の職業

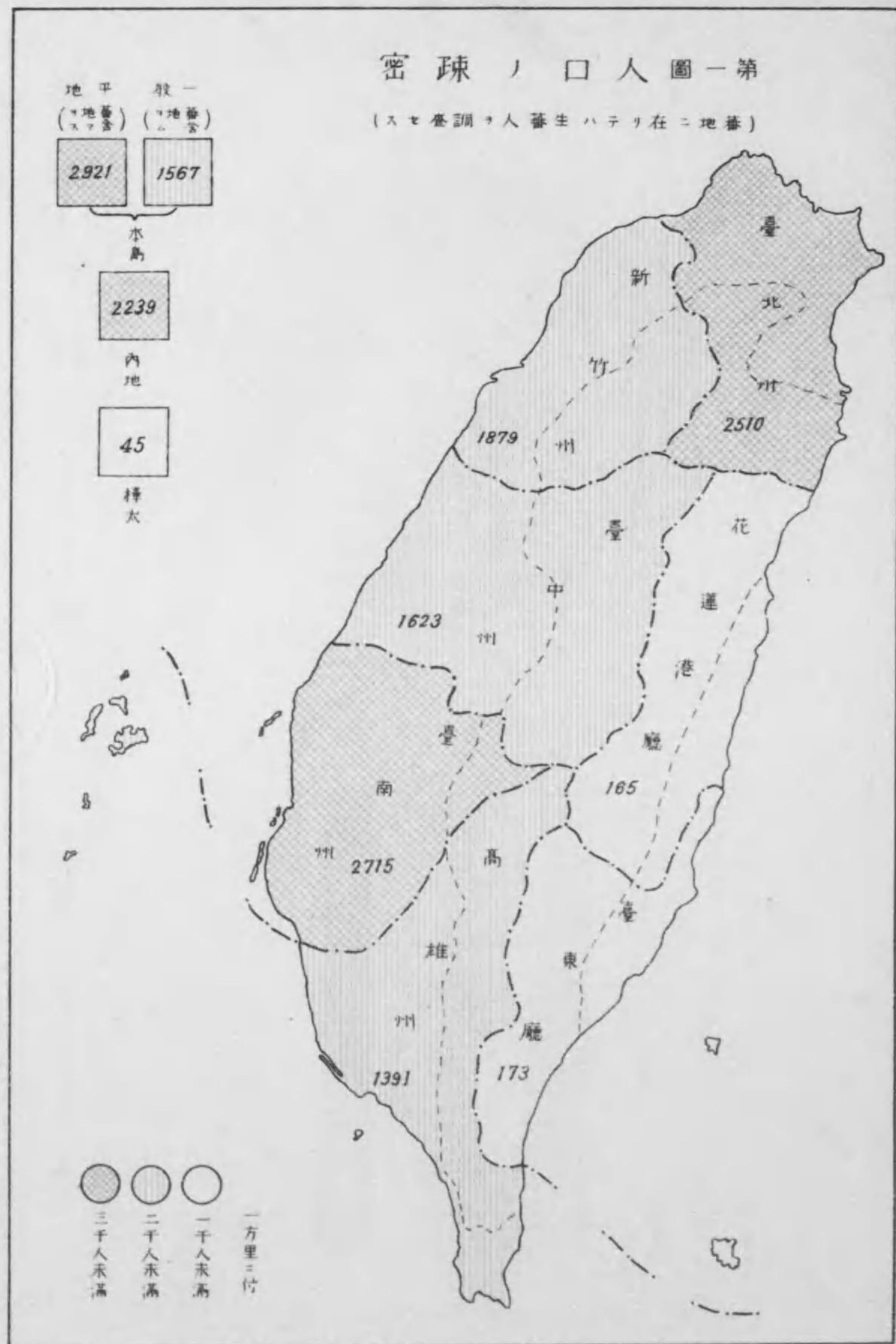
        (五)世帯主の職業及構成種類別混合世帯 (六)世帯主の種類及職業別世帯

    第八節 州廳別世帯……………四五二



### 第一圖 人口ノ疎密

(蕃地ニ在リテハ蕃生ノ人々ヲ調査セズ)



第一款 州廳別世帯總數……………四五二

第二款 州廳別世帯の種類……………四五五

    (一)種類別世帯數 (二)種類別世帯人口

第三款 州廳別普通世帯の人員……………四五八

    (一)人員級別世帯數 (二)人員級別世帯人口

第四款 州廳及構成種類別混合世帯……………四六〇

第五款 州廳及世帯主の職業別普通世帯……………四六〇

    (一)要旨 (二)世帯主の職業別と總人口の職業別 (三)世帯主の職業關係別

### 第十九章 住居

第一節 住居の種類……………四六五

    (一)住居總數 (二)種類別 (三)比較

第二節 世帯數別住居……………四六六

    (一)要旨 (二)比較 (三)世帯數別住居の種類

第三節 世帯の種類別住居……………四六八

第四節 住居に對する世帯主の權利關係……………四六九

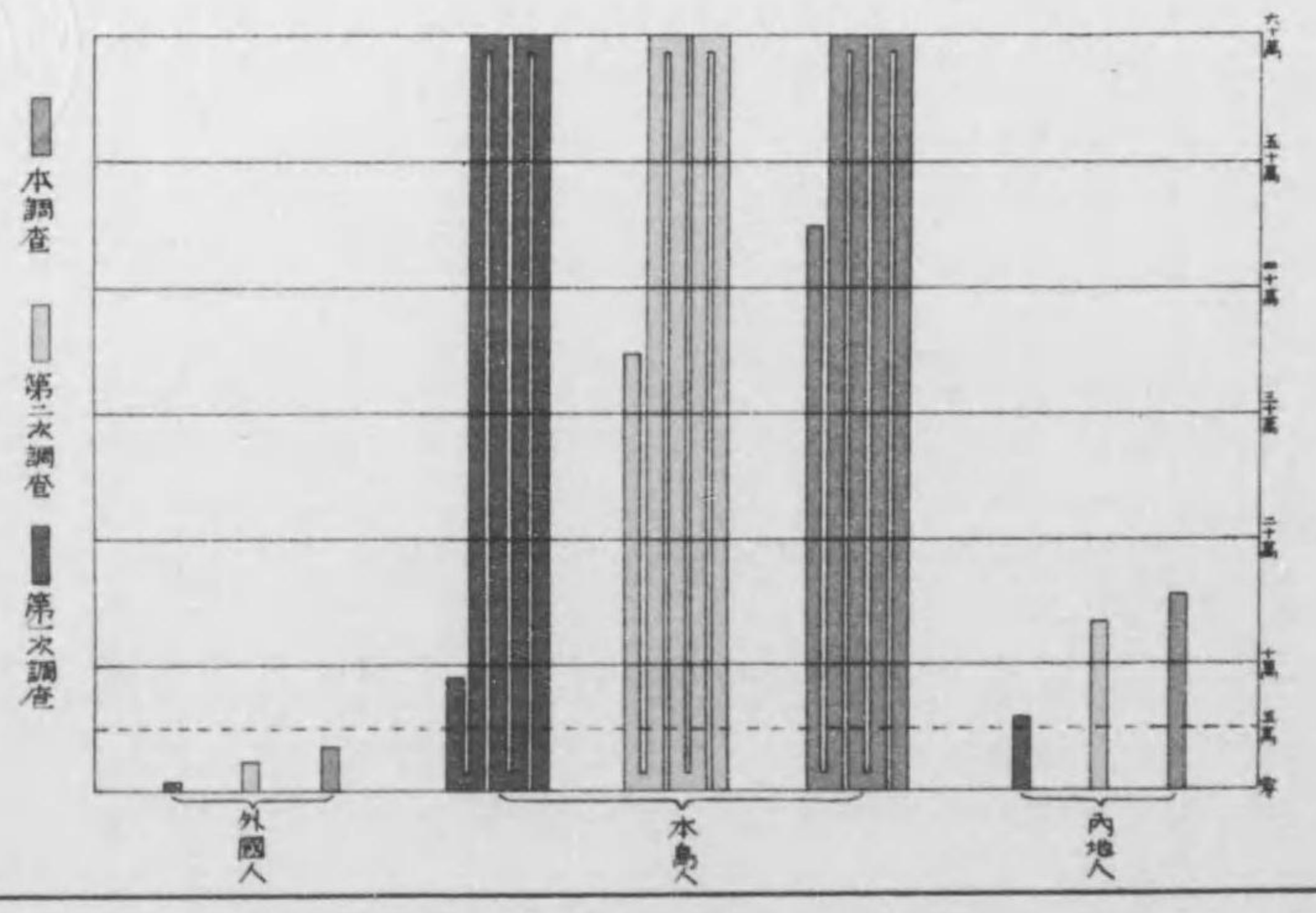
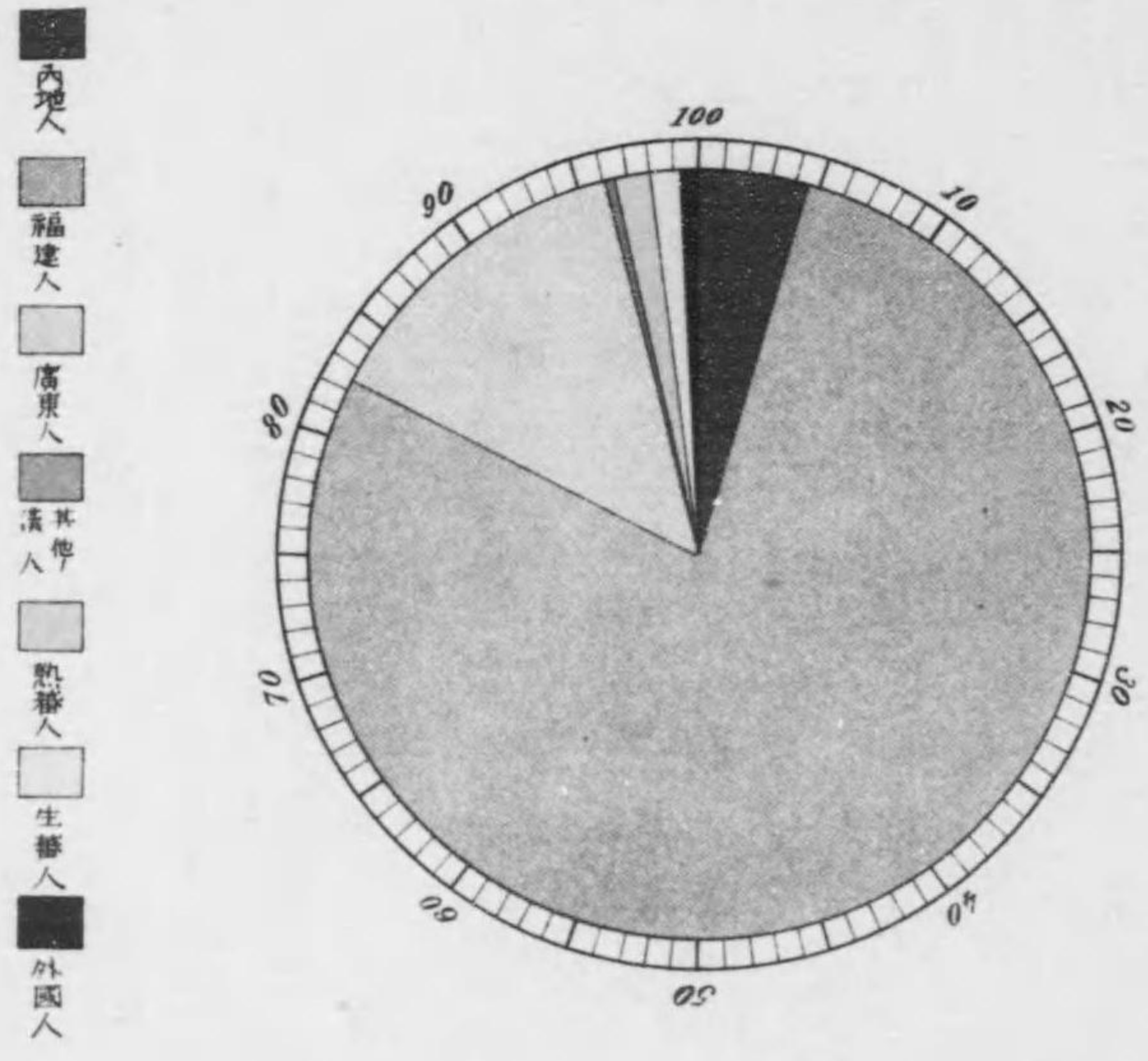
    (一)權利關係の種類 (二)權利關係別世帯主 (三)比較 (四)世帯主の種族別 (五)世帯主の職業別

第五節 州廳別住居……………四七三

    (一)要旨 (二)種類別 (三)世帯數別 (四)世帯主の權利關係別



第二種族別人口



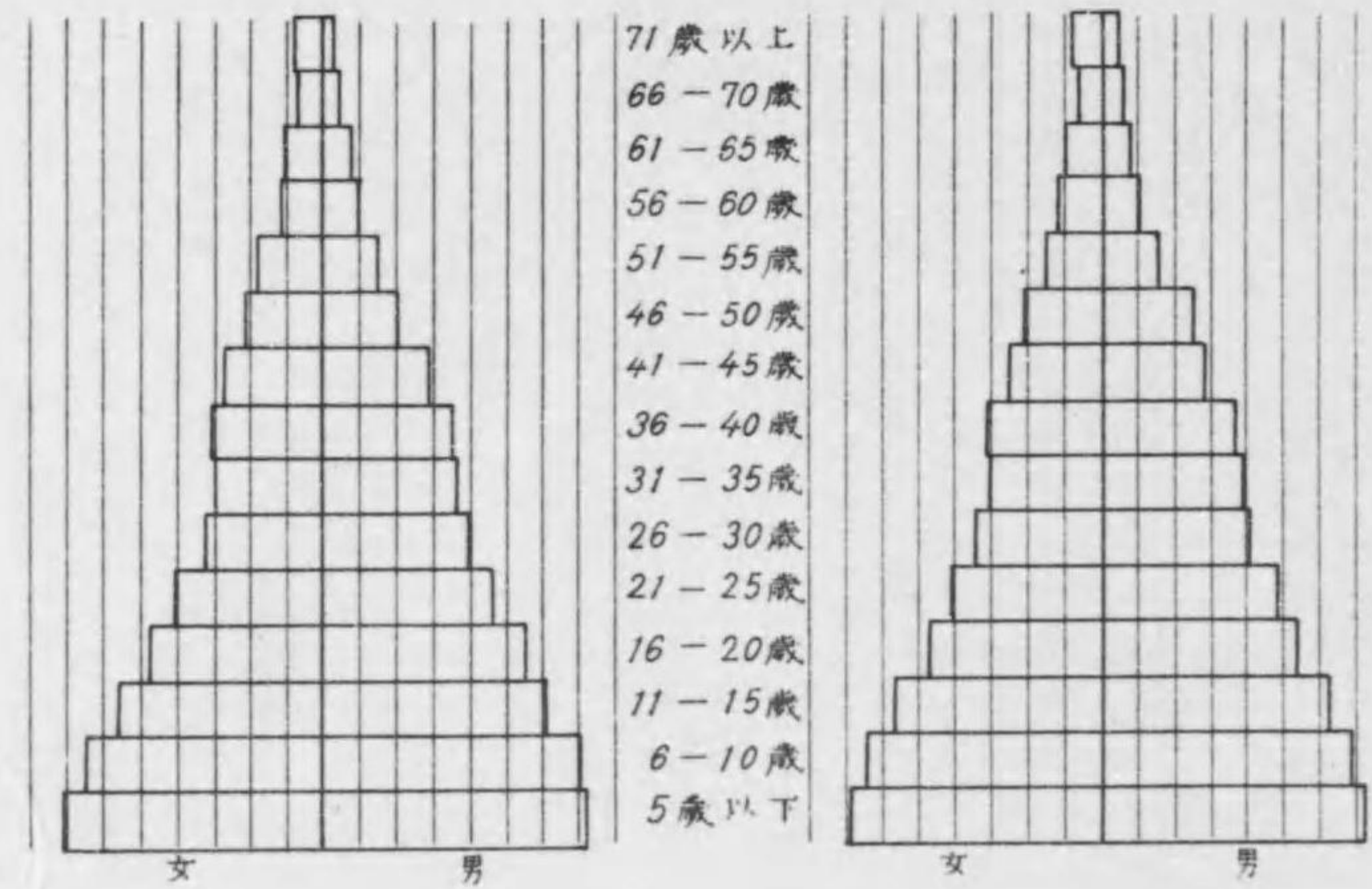


級齡年別性體及族種圖三第

(ス十百ヲ劃區一、中萬數總女男)

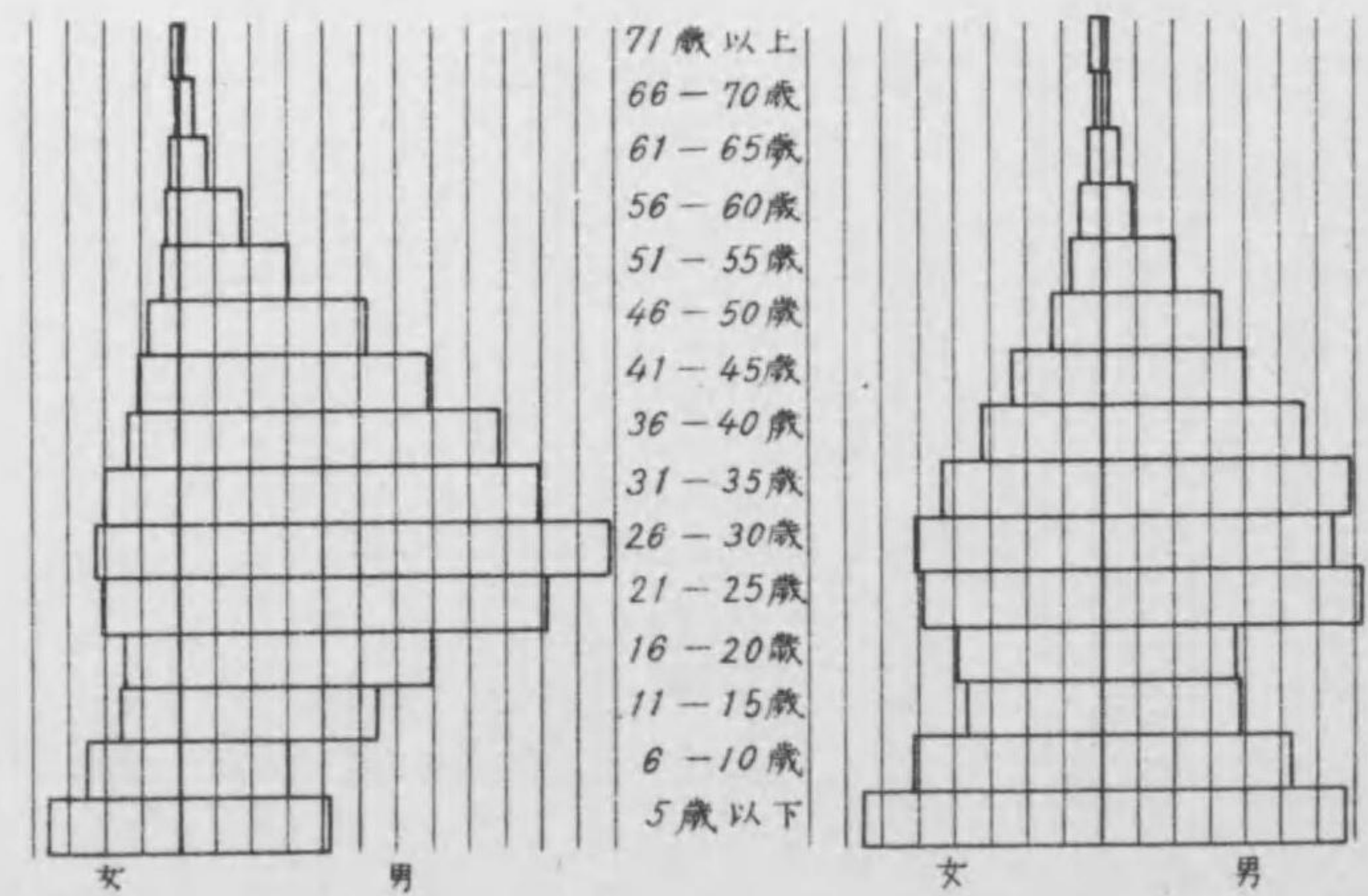
人島本

數總



人國外

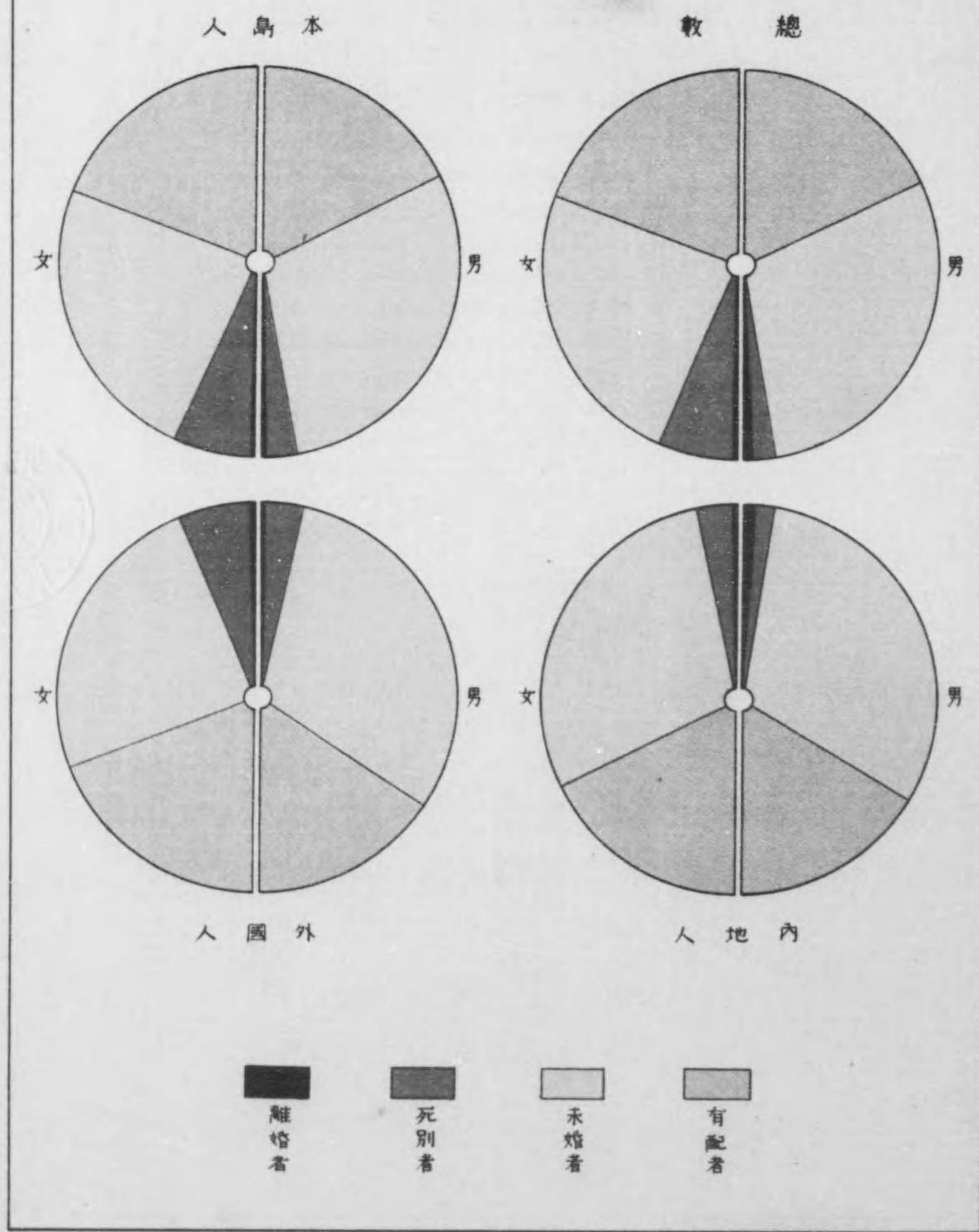
人地内





第四圖 族種及性別配偶關係

(百分比)

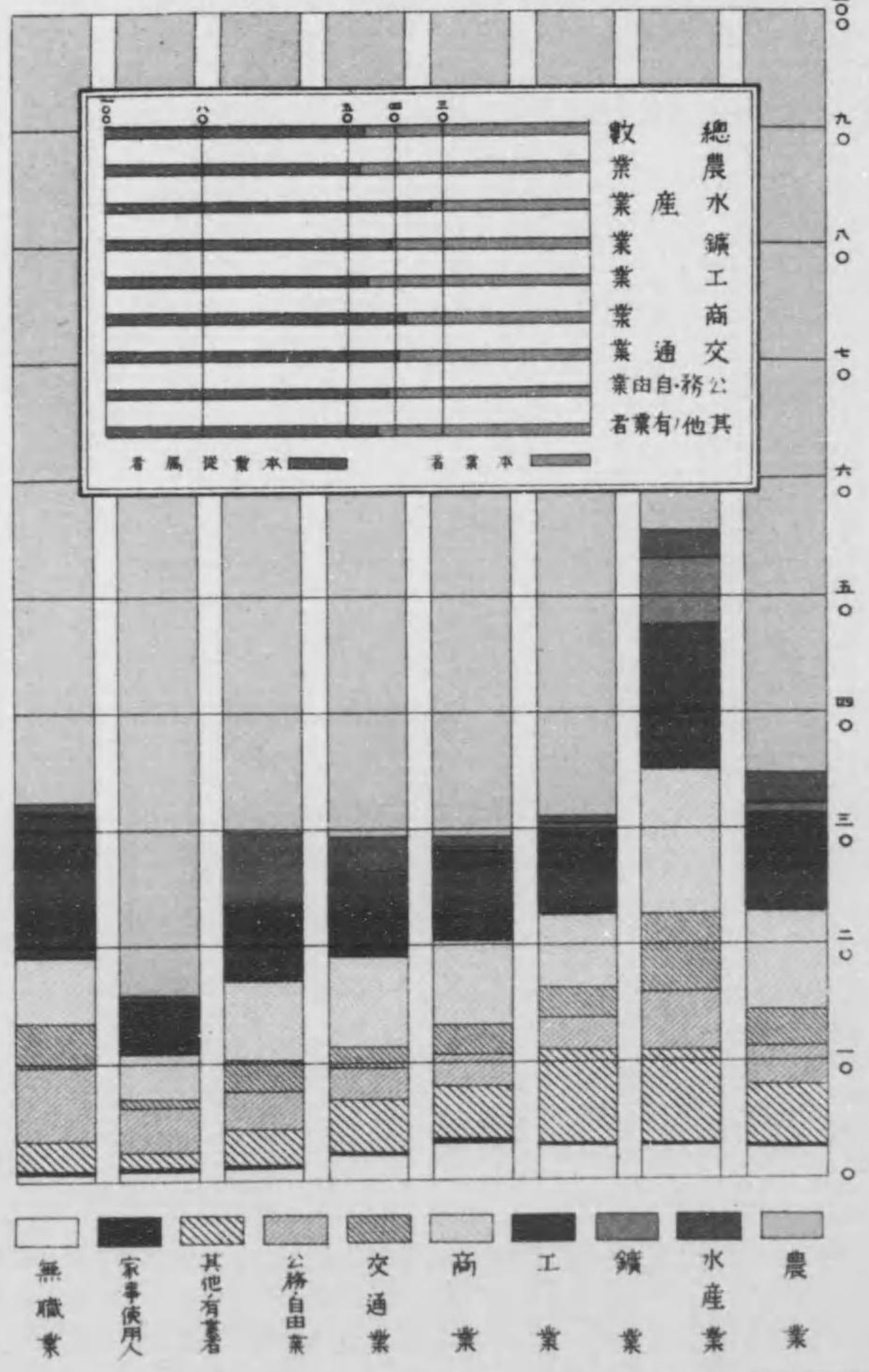




第五圖 職業別人口

(百分比)

總數 臺北州 新竹州 臺中州 臺南州 高雄州 臺東廳 花蓮廳













# 第一回臺灣國勢調査(第三次臨時臺灣戸口調査)記述報文

## 第一章 緒論

### 第一節 本調査の來歴

本島に於ては明治三十八年及大正四年に、臨時臺灣戸口調査の名目を以て實質上の國勢調査を施行したるが故に、今回の第一回國勢調査は本島としては第三次の臨時臺灣戸口調査に當る。抑、本邦に於ける國勢調査施行問題は多年の懸案たりしに拘らず容易に其の實施を見ること能はざりしも、本島は新附の領土として土地及戸口に對する正確なる調査を急施するの必要あり。恰も明治三十七年に土地調査事業の終了を見たるを以て直に戸口調査の準備に着手し、第一回帝國國勢調査が日露事件の爲め無期に延期せられたるに拘らず、本島限り同三十八年を以て第一次臨時戸口調査を施行し、更に其の十年後なる大正四年に第二次調査を施行したり。故に若し大正九年に第一回國勢調査の施行なかりせば、第三次臨時戸口調査は大正十四年に施行すべかりしなり。然るに國勢調査施行の機運熟し、大正九年を以て之を施行するに至りしかば、本島にても第二次臨時戸口調査より五年の間隔を以て、第三次臨時戸口調査たる第一回臺灣國勢調査を施行したり。

### 第二節 調査の根本方針



本調査の範圍方法及項目等は原則として前二回の臨時臺灣戸口調査に依違したり。即ち國勢調査施行令<sup>大正七年勅令第三百五十八號</sup>第二十二條及第二十三條は、植民地に於ける特別の設定を認容せるを以て、本島にては特に歴史的必要に依り特別の規定を設け、特別組織の下に調査を施行し以て前調査との聯絡を保持したり。

### 第三節 調査の範圍

本調査は大正九年十月一日午前零時に本島に現在したる者を調査の目的物とす。但し左の注意を要す。

- (イ) 部隊及艦船 本調査は國勢調査の本旨に依り之を陸海軍の部隊及艦船にも施行したり世帯調査書 記入心得四 前二回の臨時戸口調査にては、單に軍衛及營外居住の軍人軍屬のみを調査し部隊及艦船は之を除外したりしなり。
- (ロ) 舟筏 本文の時刻前に帝國の港灣を發し途中寄港せずして該時刻後四日以内に、初めて本島に著したる舟筏は該時刻に現在したるものと看做す。該時刻に本島の港灣に現在したるも調査を受けずして出港し該時刻後四日以内に、初めて本島に著したる舟筏も亦之に同じ。是れ積極的例外の一なり國勢調査施行令第二條第二項及世帯調査書 記入心得二の第二項
- (ハ) 不在者 本文の現在者に非ざるも常住者と認むべき者即ち不在者に付ては氏名其他二三の事項を調査す。是れ積極的例外の二なり施行規則第二條第二項
- (ニ) 住家の有様 世帯主に限り現在者なると不在者なるとを問はず住家の有様を調査す。

是れ積極的例外の三なり施行規則第三條

(ホ) 蕃地の生蕃人 生蕃人は平地に現在せる者のみを調査す。蕃地にては生蕃人以外の各種族を調査し生蕃人を調査せず。是れ消極的例外なり施行規則第七條

(ヘ) 世帯との關係 本文の現在者と雖、其の者は該時刻に或世帯に現在せることを要す世帯調査書 記入心得六 此の點に關し左の特別規定あり。

(甲) 該時刻に偶、屋外、世帯なき場所又は他の世帯に在りたるも、十月一日中に自己の世帯に歸りたる又は歸るべき者は、自己の世帯に現在したる者として調査すべし但し本項中他の世帯に在りたる者に對する解釋は、宿泊の目的を以て他の世帯に宿泊したる者を含むざるものとす世帯調査書 記入心得六

(乙) 該時刻に汽車、自動車、世帯なき舟筏又は陸路の旅行中なりし者は、初めて入りたる世帯に現在したる者として調査すべし世帯調査書 記入心得六

(丙) 該時刻に本島内に現在したるも何れの世帯に於ても調査せられざりしことを知りたる者は、同月四日迄に最寄の調査委員に其の旨を申出でて調査を受くることを得行規則第四條第二項 右の申出を受けたる調査委員は適宜の方法に依りて之を調査すべし調査委員心得第十條三

### 第四節 調査施行の方法

國勢調査を施行する方法に自計主義と他計主義とあり。自計主義は被調査者の申告に依



り調査する方法にして、内地の調査には此の方法を採用したるも、本島にては民度尙此の方法に適せざるが爲め前調査に同じく他計主義を採り、調査委員に於て被調査者を推問し其の結果を調査書に記入する方法に依れり。

### 第五節 調査施行の根據

本調査に於ても前二回の臨時戸口調査に同じく、調査施行上の根據として警察上の戸口調査副簿を使用したり。蓋し本島の民度は尙他計主義に依るの外なきが爲め、調査委員は短時間内に多數の被調査者を推問せざるべからず。故に何等かの手段を以て其の推問を容易ならしむるを要し、且つ其の推問と調査書記入との間には多少の時間を隔つべきを以て又何等かの手段を以て其の間隔を連結するの必要あり。是れ副簿を調査の根據と爲すに至れる所以にして、先づ其の準備として副簿を整理する爲め之を正簿に照合せしめ、照合の完了と共に一定様式の附箋に、本調査の調査事項中副簿に登載しあらざる事項(即ち(一)配偶關係(二)職業及職業上の地位(三)出生地(四)不具の原因(五)内地人の土語(六)本島人及支那人の國語(七)本島人及支那人の假名の智識(八)内地人渡臺の年(九)世帯主住家の有様(一〇)非現役軍人の兵役兵種及階級の各項を調査記入して各人毎に之を副簿に貼附せしめ、其の移動は嚴に之を訂正せしめ之を根據として調査を施行したり。

### 第六節 調査事項

本調査の調査事項を前二回の臨時戸口調査に對比すれば左掲の差異あり前二回の調査に於て在所帯主の種族(左表第三段第六號參照)を除く外同一なり。而して(一)常用語及常用以外の語を削りて言語の調査を單に内地人の土語と本島人及支那人の國語とに止め、又假名の智識も亦單に之を本島人及支那人のみに限定したるは、拓殖局よりの交渉の一部に應じたるもの。(二)内地人以外の本邦人の民籍内地人以外の本邦人及外國人の出生地並非現役軍人の兵役兵種及階級を加へたるは、帝國國勢調査の調査事項に共通せしめたるものにして、(三)又不在者の種族を加へたるは本島特有の必要に依り種族別に常住人口を知らむが爲めなり。

#### 各調査の調査事項

一 氏名	前調査と本調査とに共通するもの	一 常用語	前調査に有りて本調査に無きもの
二 世帯に於ける地位		二 常用以外の語	前調査に無くして本調査に有るもの
三 種族		三 内地人及支那人以外の外國人の假名の智識	
四 男女の別		一 内地人の土語	
五 出生の年月日		二 本島人及支那人の國語	
六 配偶上の關係		三 内地人以外の本邦人の民籍	
七 本業名		四 内地人以外の本邦人及外國人の出生地	
八 本業の地位		五 非現役軍人の兵役兵種及階級	
九 副業名		六 不在者の種族(第一次臨時戸口調査にては)	



- 十 副業の地位
  - 十一 不具の種類
  - 十二 不具の原因
  - 十三 本島人及支那人の假名の智識
  - 十四 阿片烟膏吸食者
  - 十五 纏足者及解纏足者
  - 十六 内地人の出生地
  - 十七 内地人の本籍
  - 十八 外國人の國籍
  - 十九 内地人渡臺の年
  - 二十 一時現在者の常住地
  - 二十一 世帯主住家の有様
  - 二十二 不在者に付き右一、二、三、四の三項外に不在世帯主に付き右七乃至十の四項
- 尙調査事項の内容に屬する事項に至りては前調査との間差異あるもの少からず。例へば職業に付ては全然其の分類法を異にするが如き、或は本調査にては職業の地位中、手助家族

不在者の種族は總て之を調査せず、第二次調査に總て之を調査するに於ては種族のみを調査し、本調査に於ては種族を調査しなかり

を認めざるが如き、或は假名の智識として單に書き得るのみを認めざるが如き、或は本調査に於て初めて配偶關係として内縁の夫妻を調査したるが如き是なり。

### 第七節 調査事務の經過

準備調査、實地調査書類の整理、進達等就も豫定の如く進行し、調査書類は大正九年十一月五日に於ける臺中州の分を最後として總て總督府に到達したるを以て、之が検査整理に著手し、要計表の整理を了ると共に大正十年二月を以て結果概數を發表し、同年九月に至りて住居、世帯並種族及體性別人口の確定數を發表し、尋で單名票及世帯單位票の集計を了り、十一年十月を以て職業名字彙を、同年十一月を以て要覽表を刊行し、十二年三月在郷軍人に關する諸表の編纂を了り、更に同年十月集計原表全島之部を、十三年二月集計原表州廳別之部を刊行し、茲に本編を刊行するに至れり。故に本調査の結果に關する刊行物は既に完了を告げ、殘るは本編英譯及調査顛末書の刊行に過ぎず。

### 第八節 調査に關する法規

本調査に關する總督府訓令以上の諸法規を掲ぐれば左の如し。

- (イ) 國勢調査に關する法律 明治三十五年十二月法律第四十九號を以て制定
- (ロ) 職員設置 大正七年五月勅令第三百三十五號を以て設置
- (ハ) 總督官房統計課の分掌事務に三、國勢調査に關する事項を加ふ 訓令第七十七號



(二) 總督官房臨時國勢調查部設置 訓大正七年六月六日  
 (ホ) 國勢調查施行令 勅令第三百五十八號  
 (ニ) 臺灣國勢調查施行規則 府令第八百二十五號  
 (ト) 臺灣國勢調查事務取扱規程 訓大正九年五月九日  
 (チ) 臺灣國勢調查監督委員及監督補助委員心得 訓大正九年五月九日  
 (リ) 臺灣國勢調查委員心得 訓大正九年五月九日  
 (ヌ) 臺灣國勢調查世帯調査書様式 訓大正九年五月九日  
 (ル) 臺灣國勢調查世帯調査書様式 訓大正九年五月九日  
 (ヲ) 臺灣國勢調查委員要計表様式及記入心得 訓大正九年五月九日  
 (ヱ) 臺灣國勢調查監督委員要計表様式及記入心得 訓大正九年五月九日  
 (カ) 臺灣國勢調查委員部規程 訓大正九年六月六日  
 (ヨ) 臺灣國勢調查世帯調査書及要計表検査手續 訓大正九年六月二十九日  
 (タ) 臺灣國勢調査に關する徽章制定 府令第四百一十一號  
 (レ) 臺灣國勢調査に關する旅費支給規程 訓大正九年八月四日

以上の中本編に直接關係あるものは(ホ)國勢調査施行令(ニ)臺灣國勢調査施行規則(ヌ)世帯調査書様式(ル)世帯調査書記入心得の四種なるを以て左に其の明文を掲ぐ。尚以上の列記は訓令以上の法規なるも、大正九年六月二十九日附總務長官通達、臺灣國勢調査に關する注意要項は本編との關係特に重大なるを以て亦其の全文を末尾に掲ぐ。

(一) 國勢調査施行令 勅令第三百五十八號 (抄)

第一條 第一回國勢調査ハ大正九年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 第一回國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ帝國版圖内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス

- 一 氏名
- 二 世帯ニ於ケル地位
- 三 男女ノ別
- 四 出生ノ年月日
- 五 配偶ノ關係
- 六 職業及職業上ノ地位
- 七 出生地
- 八 民籍別又ハ國籍別

前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セスシテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ帝國ノ港灣ニ入港シタル者ハ大正九年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス

(二) 臺灣國勢調査施行規則 府令第八百二十五號

第一條 臺灣ニ於ケル國勢調査ハ大正九年十月一日ニ施行ス但シ同日内ニ完了シ難キトキハ同月五日迄ニ施行スヘシ

天災事變其ノ他避クヘカラサル事由ニ因リ前項ノ期間ニ施行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ノ止ミタル後直ニ之ヲ施行スヘシ

大正九年九月二十一日以後ニ於テ前二項ノ調査ニ對スル準備調査ヲ施行ス

第三條 前條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同シ

寄宿舍、病院、旅店、下宿屋其ノ他家計ヲ共ニセサル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセサル者ハ一場屋又ハ一船舶每ニ一世帯ニ準ス

第四條 乃至第二十一條 (略)

第二十二條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ第二條第一項ニ掲ケル事項ノ外朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ノ必要ト認ムル事項ヲ併セ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ内閣總理大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第二十三條 朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル國勢調査ニ關シテハ第四條乃至第二十一條ノ規定ヲ適用セス朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官内閣總理大臣ノ承認ヲ得テ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二條 臺灣ニ於ケル國勢調査ハ國勢調査施行令第二條ノ外仍左ノ事項ヲ調査ス

- 一 種族
- 二 不具ノ種類(聾啞、盲、白痴及癩癩ニ限ル)
- 三 不具ノ原因
- 四 土語ヲ解スル(者内地人ニ限ル)











世 帶 調 査 書

現 在 者

### 世帯単位票

住家番號 <small>(心得一三)</small>	第 [ ] 號 [ 世帯 ] / <small>(住家以外ハ其ノ種類)</small>	
世帯番號 <small>(心得一四)</small>	籍 號 [ 枚 ] /	
一 住居中 ノ世帯數	(イ) (シ) (サ) (ヤ) <small>(記入不要)</small>	
導世帯ノ種 類及名稱 <small>(心得一五)</small>		
住家ノ有様 <small>(心得一六)</small>	地 家 世帯主ノ 本業名 <small>(記入不要)</small>	
世ノ帶主 種 族	世帯主ノ 本業地位 <small>(記入不要)</small>	
世 所 在 地 <small>(心得一七)</small>	廳 名	應 現 在 者 男 女
	監 督 區 第 號	世 帶 主 <small>(記入不要)</small>
	調 査 區 第 號	家 族 <small>(記入不要)</small>
	堡 里 市 町 名	同 居 寄 人 <small>(記入不要)</small>
	街 庄 村 名	家 事 人 <small>(記入不要)</small>
	土 名	家 雇 業 人 <small>(記入不要)</small>
	丁 目	來 客 <small>(記入不要)</small>
番 地 番 又 戶 番 地 番	丁 目 番 地 番	現 在 者 數 總 數 一 時 現 在 者

#### 單 名 票 (一)

一 氏 名 <small>(心得一)</small>	三 種 族 <small>(心得二)</small>	四 男 女 / 別 <small>(心得三)</small>
二 世帯ニ於 ケル地位 <small>(心得四)</small>	五 出 生 / 年 月 日 歲 <small>(年不詳ナレハ)</small>	
六 配 偶 / 係 ノ 係 <small>(心得五)</small>	一七 讀ミ書 ノ程 度 <small>(心得六)</small>	一八 阿 片 烟 者 吸 食 者 <small>(心得七)</small>
七 本 業 名 <small>(心得八)</small>	一九 纏 足 者 及 者 解 纏 足 者 <small>(心得九)</small>	二〇 渡 臺 最 初 年 ノ 年 內 地 最 終 年 <small>(心得十)</small>
八 本 地 業 / 位 ノ 位 <small>(心得十一)</small>	二 出 生 地 二 一 常 住 地 <small>(心得十二)</small>	
九 副 業 名 <small>(心得十三)</small>	一 二 本 籍 民 籍 籍 又ハ 國 籍 <small>(心得十三)</small>	
一〇 副 地 業 / 位 ノ 位 <small>(心得十四)</small>	一 三 不 具 ノ 類 ノ 類 <small>(心得十四)</small>	
一 一 出 生 地 <small>(心得十五)</small>	一 四 不 具 ノ 因 ノ 因 <small>(心得十五)</small>	
一 二 本 籍 民 籍 籍 又ハ 國 籍 <small>(心得十六)</small>	一 五 土 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十六)</small>	
一 三 不 具 ノ 類 ノ 類 <small>(心得十七)</small>	一 六 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十七)</small>	
一 四 不 具 ノ 因 ノ 因 <small>(心得十八)</small>	一 七 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十八)</small>	
一 五 土 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十九)</small>	一 八 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十九)</small>	
一 六 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得二十)</small>	一 九 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得二十)</small>	

#### 單 名 票 (二)

一 氏 名 <small>(心得一)</small>	三 種 族 <small>(心得二)</small>	四 男 女 / 別 <small>(心得三)</small>
二 世帯ニ於 ケル地位 <small>(心得四)</small>	五 出 生 / 年 月 日 歲 <small>(年不詳ナレハ)</small>	
六 配 偶 / 係 ノ 係 <small>(心得五)</small>	一七 讀ミ書 ノ程 度 <small>(心得六)</small>	一八 阿 片 烟 者 吸 食 者 <small>(心得七)</small>
七 本 業 名 <small>(心得八)</small>	一九 纏 足 者 及 者 解 纏 足 者 <small>(心得九)</small>	二〇 渡 臺 最 初 年 ノ 年 內 地 最 終 年 <small>(心得十)</small>
八 本 地 業 / 位 ノ 位 <small>(心得十一)</small>	二 出 生 地 二 一 常 住 地 <small>(心得十二)</small>	
九 副 業 名 <small>(心得十三)</small>	一 二 本 籍 民 籍 籍 又ハ 國 籍 <small>(心得十三)</small>	
一〇 副 地 業 / 位 ノ 位 <small>(心得十四)</small>	一 三 不 具 ノ 類 ノ 類 <small>(心得十四)</small>	
一 一 出 生 地 <small>(心得十五)</small>	一 四 不 具 ノ 因 ノ 因 <small>(心得十五)</small>	
一 二 本 籍 民 籍 籍 又ハ 國 籍 <small>(心得十六)</small>	一 五 土 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十六)</small>	
一 三 不 具 ノ 類 ノ 類 <small>(心得十七)</small>	一 六 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十七)</small>	
一 四 不 具 ノ 因 ノ 因 <small>(心得十八)</small>	一 七 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十八)</small>	
一 五 土 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十九)</small>	一 八 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十九)</small>	
一 六 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得二十)</small>	一 九 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得二十)</small>	

#### 單 名 票 (三)

一 氏 名 <small>(心得一)</small>	三 種 族 <small>(心得二)</small>	四 男 女 / 別 <small>(心得三)</small>
二 世帯ニ於 ケル地位 <small>(心得四)</small>	五 出 生 / 年 月 日 歲 <small>(年不詳ナレハ)</small>	
六 配 偶 / 係 ノ 係 <small>(心得五)</small>	一七 讀ミ書 ノ程 度 <small>(心得六)</small>	一八 阿 片 烟 者 吸 食 者 <small>(心得七)</small>
七 本 業 名 <small>(心得八)</small>	一九 纏 足 者 及 者 解 纏 足 者 <small>(心得九)</small>	二〇 渡 臺 最 初 年 ノ 年 內 地 最 終 年 <small>(心得十)</small>
八 本 地 業 / 位 ノ 位 <small>(心得十一)</small>	二 出 生 地 二 一 常 住 地 <small>(心得十二)</small>	
九 副 業 名 <small>(心得十三)</small>	一 二 本 籍 民 籍 籍 又ハ 國 籍 <small>(心得十三)</small>	
一〇 副 地 業 / 位 ノ 位 <small>(心得十四)</small>	一 三 不 具 ノ 類 ノ 類 <small>(心得十四)</small>	
一 一 出 生 地 <small>(心得十五)</small>	一 四 不 具 ノ 因 ノ 因 <small>(心得十五)</small>	
一 二 本 籍 民 籍 籍 又ハ 國 籍 <small>(心得十六)</small>	一 五 土 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十六)</small>	
一 三 不 具 ノ 類 ノ 類 <small>(心得十七)</small>	一 六 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十七)</small>	
一 四 不 具 ノ 因 ノ 因 <small>(心得十八)</small>	一 七 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十八)</small>	
一 五 土 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十九)</small>	一 八 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得十九)</small>	
一 六 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得二十)</small>	一 九 國 語 ヲ 解 者 ノ 人 <small>(心得二十)</small>	

#### 單 名 票 (四)

一 氏 名 <small>(心得一)</small>	三 種 族 <small>(心得二)</small>	四 男 女 / 別 <small>(心得三)</small>
二 世帯ニ於 ケル地位 <small>(心得四)</small>	五 出 生 / 年 月 日 歲 <small>(年不詳ナレハ)</small>	

#### 單 名 票 (五)

一 氏 名 <small>(心得一)</small>	三 種 族 <small>(心得二)</small>	四 男 女 / 別 <small>(心得三)</small>
二 世帯ニ於 ケル地位 <small>(心得四)</small>	五 出 生 / 年 月 日 歲 <small>(年不詳ナレハ)</small>	

#### 單 名 票 (六)

一 氏 名 <small>(心得一)</small>	三 種 族 <small>(心得二)</small>	四 男 女 / 別 <small>(心得三)</small>
二 世帯ニ於 ケル地位 <small>(心得四)</small>	五 出 生 / 年 月 日 歲 <small>(年不詳ナレハ)</small>	

#### 單 名 票 (七)

一 氏 名 <small>(心得一)</small>	三 種 族 <small>(心得二)</small>	四 男 女 / 別 <small>(心得三)</small>
二 世帯ニ於 ケル地位 <small>(心得四)</small>	五 出 生 / 年 月 日 歲 <small>(年不詳ナレハ)</small>	







世 所 在 地  (心得一七)	區號	第	號	主帶世	(記入不要)
	區號	第	號	家 族	(記入不要)
	里名	市	名	同 居 寄 人	(記入不要)
	庄名	村	名	家 事 人	(記入不要)
	街名	街	名	家 雇 人	(記入不要)
	土名	土	名	來 客	(記入不要)
	丁目	丁	目	現在者	總 數
	番	番	番	一時現者	在 者
	地番	地	番		
	又月	又	月		

一	出生地	(心得一)	二	常住地	(心得二)
二	本籍	(心得三)	三	應 番 號	(記入不要)
三	不具ノ類	(心得四)	四	監督區番號	(記入不要)
四	不具ノ因	(心得五)	五	調査區番號	(記入不要)
五	土語ヲ解スル者	(心得六)	六	堡里番號	(記入不要)
六	國語ヲ解スル者	(心得七)	七	街庄番號	(記入不要)

一	出生地	(心得一)	二	常住地	(心得二)
二	本籍	(心得三)	三	應 番 號	(記入不要)
三	不具ノ類	(心得四)	四	監督區番號	(記入不要)
四	不具ノ因	(心得五)	五	調査區番號	(記入不要)
五	土語ヲ解スル者	(心得六)	六	堡里番號	(記入不要)
六	國語ヲ解スル者	(心得七)	七	街庄番號	(記入不要)

一	出生地	(心得一)	二	本籍	(心得二)
二	不具ノ類	(心得三)	三	不具ノ類	(心得四)
三	不具ノ因	(心得五)	四	土語ヲ解スル者	(心得六)
四	土語ヲ解スル者	(心得七)	五	國語ヲ解スル者	(心得八)

單 名 票  
(四)

一	氏 名	(心得一)	三	種 族	(心得二)
二	世帯ニ於ケル地位	(心得三)	四	男女ノ別	(心得四)
五	出生年月日	(心得五)	年 月 日	歲	(年不詳ナレハ)
六	配偶ノ係	(心得六)	一七	讀ミ書キ度ノ程	(心得七)
七	本業名	(心得八)	一八	阿片烟者	(心得九)
八	本地業ノ位	(心得十)	一九	解解者及者	(心得十)
九	副業名	(心得十一)	二	渡臺ノ年	(心得十二)
一〇	副地業ノ位	(心得十二)	〇	内地	(心得十三)
一一	出生地	(心得十三)	二一	常住地	(心得十四)
一二	本籍	(心得十五)	應 番 號	(記入不要)	
一三	不具ノ類	(心得十六)	監督區番號	(記入不要)	
一四	不具ノ因	(心得十七)	調査區番號	(記入不要)	
一五	土語ヲ解スル者	(心得十八)	堡里番號	(記入不要)	
一六	國語ヲ解スル者	(心得十九)	街庄番號	(記入不要)	

單 名 票  
(五)

一	氏 名	(心得一)	三	種 族	(心得二)
二	世帯ニ於ケル地位	(心得三)	四	男女ノ別	(心得四)
五	出生年月日	(心得五)	年 月 日	歲	(年不詳ナレハ)
六	配偶ノ係	(心得六)	一七	讀ミ書キ度ノ程	(心得七)
七	本業名	(心得八)	一八	阿片烟者	(心得九)
八	本地業ノ位	(心得十)	一九	解解者及者	(心得十)
九	副業名	(心得十一)	二	渡臺ノ年	(心得十二)
一〇	副地業ノ位	(心得十二)	〇	内地	(心得十三)
一一	出生地	(心得十三)	二一	常住地	(心得十四)
一二	本籍	(心得十五)	應 番 號	(記入不要)	
一三	不具ノ類	(心得十六)	監督區番號	(記入不要)	
一四	不具ノ因	(心得十七)	調査區番號	(記入不要)	
一五	土語ヲ解スル者	(心得十八)	堡里番號	(記入不要)	
一六	國語ヲ解スル者	(心得十九)	街庄番號	(記入不要)	

單 名 票  
(六)

一	氏 名	(心得一)	三	種 族	(心得二)
二	世帯ニ於ケル地位	(心得三)	四	男女ノ別	(心得四)
五	出生年月日	(心得五)	年 月 日	歲	(年不詳ナレハ)
六	配偶ノ係	(心得六)	一七	讀ミ書キ度ノ程	(心得七)
七	本業名	(心得八)	一八	阿片烟者	(心得九)
八	本地業ノ位	(心得十)	一九	解解者及者	(心得十)
九	副業名	(心得十一)	二	渡臺ノ年	(心得十二)
一〇	副地業ノ位	(心得十二)	〇	内地	(心得十三)
一一	出生地	(心得十三)	二一	常住地	(心得十四)
一二	本籍	(心得十五)	應 番 號	(記入不要)	
一三	不具ノ類	(心得十六)	監督區番號	(記入不要)	
一四	不具ノ因	(心得十七)	調査區番號	(記入不要)	
一五	土語ヲ解スル者	(心得十八)	堡里番號	(記入不要)	
一六	國語ヲ解スル者	(心得十九)	街庄番號	(記入不要)	

單 名 票  
(七)

一	氏 名	(心得一)	二	世帯ニ於ケル地位	(心得二)
三	種 族	(心得三)	四	男女ノ別	(心得四)
五	出生年月日	(心得五)	年	歲	(年不詳ナレハ)
六	配偶ノ係	(心得六)	七	本業名	(心得七)
八	本地業ノ位	(心得八)	八	本地業ノ位	(心得九)
九	副業名	(心得十)	九	副業名	(心得十一)
一〇	副地業ノ位	(心得十二)	一〇	副地業ノ位	(心得十三)
一一	出生地	(心得十三)	一一	出生地	(心得十四)
一二	本籍	(心得十五)	一二	本籍	(心得十五)
一三	不具ノ類	(心得十六)	一三	不具ノ類	(心得十六)
一四	不具ノ因	(心得十七)	一四	不具ノ因	(心得十七)
一五	土語ヲ解スル者	(心得十八)	一五	土語ヲ解スル者	(心得十八)
一六	國語ヲ解スル者	(心得十九)	一六	國語ヲ解スル者	(心得十九)



(四) 臺灣國勢調査世帯調査書記入心得

大正九年五月九日  
訓令第六十五號

第一 一般ノ心得

- 一 臺灣國勢調査ハ各世帯ニ屬スル各人ニ關シ大正九年十月一日午前零時九月三十日ヨリ十時現在ノ事實ヲ調査スルモノトス
- 二 舟筏ハ大正九年十月一日午前零時ニ本島ノ港灣、河川又ハ湖沼ニ現在シ世帯ヲ成セルモノニ限リテ之ヲ調査スヘシ
- 三 前項ノ時刻前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セシテ前項ノ時刻後四日內ニ初テ本島ニ著シタル舟筏ハ該時刻ニ現在シタルモノト看做ス
- 四 蕃地ニ在リテハ生蕃以外ノ各種族ヲ調査シ生蕃ハ之ヲ調査セズ政行區域內ニ在リテハ生蕃ト號之ヲ調査ス
- 五 陸海軍ノ部隊及艦船、外國ノ艦船、監獄、官立醫院並領事館ハ調査委員ニ於テ調査スルヲ要セズ

- 甲 普通世帯
  - イ 本來世帯 本來世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ
  - ロ 一人世帯 一人世帯トハ單獨ニ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者ヲ謂フ
  - リ 住居ヲ共ニスルモ家計ヲ異ニスル者及家計ヲ共ニスルモ住居ヲ異ニスル者ハ各一ノ本來世帯又ハ一人世帯トス
  - 例之ハ左ニ示スカ如シ
  - 同一ノ住居ニ在リテ衣食ヲ共ニスル一家族ハ勿論一ノ本來世帯トス
  - 主人ト住居及家計ヲ共ニスル同居寄居人及雇人ハ主人ノ世帯ニ屬ス
- 乙 準世帯 家計ヲ共ニセサル者ノ集合スル處所ニ在ル者ハ一箇所毎ニ一世帯ニ準ス但シ同一ノ箇所ニ在ルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ準世帯ニ屬セス各之ヲ普通世帯トス
- 例之ハ左ニ示スカ如シ
  - 寄宿舍、合宿所、旅店、下宿屋、木賃宿、無料宿泊所、醫院、慈惠院、行旅病人救護所、兵營、軍艦、淨濱者收容所、監獄、免因收容所又ハ旅客運送ノ舟筏等ニ在ル者ハ一場會又ハ一舟筏毎ニ一世帯ニ準ス但シ寄宿舍構內又ハ醫院構內等ニ在リテ別ニ家計ヲ立ツル會館、院長、事務員又ハ門衛等ノ如キ、或ハ旅店、下宿屋、木賃宿又ハ運送船等ノ營業者ニ屬スル者ノ如キ、或ハ下宿屋ノ一室ヲ借切リテ自炊ヲ爲ス者ノ如キハ孰モ準世帯ニ編入セスシテ之ヲ別箇ノ本來世帯又ハ一人世帯トス



業人下宿ノ下宿人ハ之ヲ同居寄留人トシ別箇ノ準世帯ト爲サズ  
 起臥飲食ノ設備ナキ舟筏ニハ世帯アルコトナシ起臥飲食ノ設備アル  
 トキハ普通世帯及準世帯ト成スモ旅客ナキトキハ普通  
 通世帯ノミナ成スヲ普通トシ種ニ準世帯ノミナ成ス  
 六 現在者トハ常住者トシ調査調書上ノ現在者ニシテ其ノ本居者ナル  
 ル者ニ在リテハ寄留ニ依リ又二以上ノ寄留ヲ有スル者ニ在リテハ主  
 タル寄留ニ依ルヘク若其ノ本居地又ハ從タル寄留地ニ現在シタル主  
 キハ之ヲ一時現在者トシ寄留地又ハナルト常住者以外ノ者ナルト主  
 主タル寄留地ニテハ之ヲ不在者トスナルト常住者以外ノ者ナルト主  
 間ハ大正九年十月一日午前零時ニ世帯内ニ現在シタル者ヲ謂ヒ不  
 在者トハ常住者ニシテ該時刻ニ其ノ世帯外ニ在リタル者ヲ謂フ但シ  
 左ニ掲グル者ハ現在者トシテ調査スヘシ  
 甲 該時刻ニ偶々屋外世帯ナキ場所又ハ他ノ世帯ニ在リタル者モ十月  
 一日中ニ自己ノ世帯ニ歸リタル又ハ歸ルヘキ者ハ其ノ世帯ニ現在  
 シタル者トシテ調査スヘシ  
 例之ハ散歩、買物等ノ爲屋外ニ在リテ該時刻ヲ經過シタル者ノ如  
 キ、或ハ郵便集配人、汽車自動車等ノ車掌運轉手、露店商人、車  
 夫、馬丁、漁夫等屋外ニ於ケル執務、營業等ノ爲該時刻ヲ經過シ  
 タル者ノ如キ、或ハ居殘、夜勤、宿直等ノ爲該時刻ニ世帯ナキ官  
 公署、會社、事務所、工場、店舗、詰所、見物所等ニ在リタル者  
 ノ如キ、或ハ通勤ノ雇人ニシテ該時刻ニ主人ノ家ニ在リタル者  
 ノ如キ、或ハ訪問ノ爲近隣ノ世帯ニ在リテ該時刻ヲ經過シタル者  
 ノ如キ孰モ十月一日實地調査前ニ自己ノ世帯ニ歸リタルトキ又ハ實  
 地調査後ト雖十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキトキハ總テ該時  
 刻ニ自己ノ世帯ニ現在シタル者トシテ記入シ出先ノ世帯ニ記入セ  
 ス

乙 該時刻ニ汽車、自動車、世帯ナキ舟筏又ハ陸路ノ旅行中ナリシ  
 者ハ初テ入りタル世帯ニ現在シタル者トシテ調査スヘシ  
 七 世帯調査書ハ一世帯毎ニ各別ニ之ヲ調製スヘシ  
 世帯單位票ハ一世帯ニ關スル事項ヲ各一葉ニ記入スヘシ  
 單名票ハ其ノ世帯ノ現在者一人ニ關スル事項ヲ各一葉ニ記入スヘシ  
 單名票ハ左ノ順序ニ依リテ記入スヘシ但シ其ノ順序ヲ誤ルコトアル  
 モ特ニ之ヲ訂正スルコトヲ要セス  
 甲 本來世帯ニ在リテハ世帯主、直系尊屬、配偶者、直系卑屬及其  
 ノ配偶者、傍系親及其ノ配偶者、其ノ他ノ家族、縁故、附  
 同居寄留人、同居者、雇人及來客ノ順序トスルモ戸口調査調書ニ登記  
 セラレタル者ハ其ノ順序ニ依ルコトヲ得但シ妾ハ配偶者ニ準ス  
 乙 準世帯ニ在リテハ寄留生、合宿者又ハ在院患者等ヲ先ニシ會監、  
 事務員、門衛又ハ看護婦等ニシテ別ニ世帯ヲ成ササル者ヲ後ニス  
 不在者ノ部ニハ現在者ノ順序ニ準據シテ其ノ世帯ノ一時不在者ニ  
 關スル事項ヲ列記スヘシ  
 八 世帯調査書ニ記入スヘキ事項左ノ如シ  
 甲 世帯單位票ノ部  
 (一) 住家番號(住家以外ハ其ノ種類)  
 (二) 世帯番號  
 (三) 準世帯ノ種類及名稱  
 (四) 住家ノ有様  
 (五) 世帯所在地  
 (六) 現在者タル男女ノ數  
 乙 單名票ハ現在者ノ部

- (一) 氏名
- (二) 世帯ニ於ケル地位
- (三) 種族
- (四) 男女ノ別
- (五) 出生ノ年月日
- (六) 配偶ノ關係
- (七) 本業名
- (八) 本業ノ地位
- (九) 副業名
- (十) 副業ノ地位
- (十一) 出生地
- (十二) 本籍、民籍又ハ國籍
- (十三) 不具ノ種類(聾、盲、白痴及癩癩ニ限ル)
- (十四) 不具ノ原因
- (十五) 土語ヲ解スル者(内地人ニ限ル)
- (十六) 國語ヲ解スル者(本島人及支那人ニ限ル)
- (十七) 讀ミ書きノ程度(本島人及支那人ニ限ル)
- (十八) 阿片烟吸食者(本島人及支那人ニ限ル)
- (十九) 纏足者及解纏足者(本島人及支那人ニ限ル)
- (二十) 渡邊ノ年(内地人ニ限ル)
- (二十一) 常住地(一時現在者ニ限ル)
- (二十二) 不在者ノ部
- (二十三) 氏名
- (二十四) 世帯ニ於ケル地位

- (三) 種族
  - (四) 男女ノ別
  - (一) 氏名
  - (二) 本業名
  - (三) 本業ノ地位
  - (四) 副業名
  - (五) 副業ノ地位
- 一世帯ニ世帯調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ不在者ニ關スル事  
 項ハ最初ノ世帯調査書ヨリ之ヲ記入スヘク特ニ不在世帯主ニ關シテ  
 ハ最初ノ世帯調査書ニノミ之ヲ記入スヘシ  
 九 世帯調査書ニ記入スヘキ文字ハ楷書ヲ以テ字體ヲ明確ニシ墨又ハ  
 黒「インキ」ヲ以テ各欄點線ノ上部ニ書スヘシ若シ誤記ヲ訂正スルトキ  
 ハ之ヲ塗抹セス朱線ヲ以テ誤字ヲ消シ其ノ上部ニ墨書スヘシ  
 記入ノ文字同一ナルモ其ノ記入ナ略シ又ハ「同」ノ字ヲ以テ表示スヘ  
 カラス  
 10 世帯調査書ニ記入スヘキ數字ハ「一」「二」「三」「四」「五」  
 「六」「七」「八」「九」等ノ例ニ依ルベシ  
 11 記入不要ノ表示アル欄ニハ記入ヲ爲スヘカラス  
 12 世帯單位票又ハ單名票ニ記入スヘキ當該事項ナキ欄ニハ「空」ヲ  
 填記シテ其ノ誤脱ニ非ルコトヲ示スヘシ但シ不詳ナルモノハ種族及  
 出生ノ年ノ外「不明」ト記入スヘシ



三 住家番號(住家以外ハ其ノ種類)

甲 住家ニ付テハ本調査ノ爲ニ定メタル住家番號ヲ記入スヘク若一  
世帯ニ二住家以上アルトキハ其ノ番號ヲ併記スヘシ

住家番號票貼附後ニ生シタル住家ノ番號ハ隣接住家番號ニ「  
」等ヲ附記スヘク又住家番號票貼附後世帯ナキニ至リ  
タル住家ノ番號ハ之ヲ缺號ト爲シテ次號ノ世帯單位票上部欄外ニ  
「  
」ト附記スヘシ

住家ノ單位ヲ區別スルハ左ノ標準ニ依ルヘシ

一 獨立住家 母屋及其ノ附屬建物等ヲ包含シタル一棟ヲ以テ一  
住家トス

例之ハ棟ヲ異ニスト雖一構内ニ在リテ母屋ニ附屬スル離座敷又  
ハ隱居所等ノ如キ、或ハ數棟ニ分立スト雖本館又ハ事務所等ト  
同一構内ニ在ル寄宿舍又ハ醫院病室等ノ如キハ合セテ一住家ト  
スルカ如シ

二 連接住家 一棟ノ家屋ト雖其ノ中間ヲ仕切り仕切毎ニ獨立ノ  
住居ニ充テ居下ノ類ヲ以テ連接セザルモノハ一仕切毎ニ一住家  
トス

乙 工場、倉庫、物置等ノ建物其ノ他掛小屋、夜賣張、天蓋張、洞  
窟等住家以外ノ住居ニ付テハ本欄ニ其ノ種類ヲ記入シ又舟筏ニ付  
テハ「  
」等其ノ名稱、名稱ナキトキハ所有者ノ氏名ヲ記入  
スヘシ

丙 一住家又ハ其ノ他ノ一住居ニ二世帯以上アルトキハ括弧ノ次ニ  
「  
」等ト記入シ且其ノ最初ノ世帯單位票ニ限リ括弧内  
ニ世帯數ヲ記入スヘシ

丁 一世帯ニ世帯調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帯單  
位票ニノミ本欄ノ記入ヲ爲スヘシ

二四 世帯番號

甲 世帯番號ハ調査委員心得第十五條ノ規定ニ依リ世帯調査書ヲ編  
綴シタル後其ノ順序ニ隨テ之ヲ附スヘシ故ニ世帯番號ニハ枝番又  
ハ缺號ヲ生スルコトナシ

乙 一世帯ニ世帯調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ括弧ノ次ニ  
「  
」等ト記入シ且其ノ最初ノ世帯單位票ニ限リ括弧内  
ニ枚數ヲ記入スヘシ

五 準世帯ノ種類及名稱

甲 本欄ニハ準世帯ノ種類及名稱、名稱ナキトキハ管理者ノ氏名ヲ  
記入スヘシ

例之ハ「  
」、「  
」、「  
」等ノ如シ

乙 一準世帯ニ世帯調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帯單  
位票ニノミ本欄ノ記入ヲ爲スヘシ

六 住家ノ有様

甲 世帯主現在者ナルト不在  
ノ區別ニ依リ略語ヲ以テ之ヲ記入スヘシ但シ世帯主ト他人トノ共  
有ニ係ル土地又ハ家屋ハ世帯主ノ所有ニ屬スルモノト看做ス

權利關係 略語

自己ノ土地ニ在ル自己ノ家屋ニ住居スル者 持地持家  
自己ノ土地ニ在ル他人ノ家屋ニ住居スル者 持地借家  
他人ノ土地ニ在ル自己ノ家屋ニ住居スル者 借地持家

他人ノ土地ニ在ル他人ノ家屋ニ住居スル者 借地借家

乙 一世帯ニ二住家以上アリテ住家ノ有様各異ルトキハ主ナル住居  
ニ充ツル住家ノ有様ヲ記入スヘシ

丙 一世帯ニ世帯調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帯單  
位票ニノミ本欄ノ記入ヲ爲スヘシ

二七 世帯所在地

甲 本項各欄ニハ世帯所在地ノ屬スル地名、監督區番號、調査區番  
號、堡里市郷海嶼名、街庄村社地名、土名、丁目及地番又ハ戸番  
ヲ記入スヘシ

乙 舟筏ニ付テハ地名、監督區番號及調査區番號ノ記入ノ外堡里市  
郷海嶼名欄ニ其ノ港灣名又ハ河川地先ノ總括名稱其ノ他其ノ所在  
地ヲ明確ニスヘキ土地ノ名稱ヲ記入スヘシ

丙 蕃地ニ付テハ地名、監督區番號及調査區番號ノ記入ノ外堡里市  
郷海嶼名欄ニ其ノ社名又ハ地名ヲ記入スヘシ

丁 廳ノ區域ニ關セザル特別調査區ニ付テハ監督區番號欄及調査區  
番號欄以外ノ記入ヲ爲シ右二欄ニ「  
」ト附記スヘシ

戊 二箇以上ノ街、庄、村、社、郷、土名、丁目又ハ地番若ハ戸番  
ニ跨ル世帯ニ付テハ主ナル部分ノ所屬ニ依テ其ノ一ヲ記入スヘシ

己 一世帯ニ世帯調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帯單  
位票ニノミ本項各欄ノ記入ヲ爲スヘシ

二八 現在者數

甲 總數ノ欄ニハ現在者即チ單名票ニ記入シタル男女ノ總數ヲ各別  
ニ合計記入スヘシ

乙 一時現在者ノ欄ニハ常住者ニ非スシテ調査ノ時刻ニ現在シタル

者ノ數ヲ男女各別ニ記入スヘシ

丙 一世帯ニ世帯調査書二枚以上ヲ使用シタルトキハ最初ノ世帯單  
位票ニノミ本項各欄ノ記入ヲ爲スヘシ

第三 單名票記入心得

一九 (第一欄) 氏名

甲 戶口調査副簿ニ登記セラレタル者ハ副簿上ノ氏名ヲ記入スヘシ  
但シ内地人ノ女ノ名ハ假名ヲ以テ記入シ朝鮮人、生蕃以外ノ本島  
人及支那人ノ女ハ氏名ノ間ニ氏ノ字ヲ挿入シテ「  
」ト記入シ  
又生蕃及支那人以外ノ外國人ノ氏名ハ男女共ニ片假名ヲ以テ記入  
スヘシ

乙 出生後未名ヲ附セザル者ハ「  
」ト記入スヘシ

二〇 (第二欄) 世帯ニ於ケル地位

甲 本來世帯

一 世帯主ハ「  
」ト記入シ其ノ他ハ世帯主ニ對スル續柄又ハ  
關係ヲ記入スヘシ

例之ハ世帯主ノ母ハ「  
」妻ハ「  
」次男ハ「  
」女ノ夫ハ「  
」子  
ノ妻ハ「  
」孫ハ「  
」等ハ「  
」伯母ノ夫ハ「  
」孫ノ妻ハ「  
」ト  
記入シ招夫、招婿、妾、媳婦仔、媳婦、過房子、續柄子、養女  
等モ各其ノ名稱ヲ記入スルカ如シ

二 奴才、被服婢、附籍者、同居人、同居寄居人、同居者、雇人及來  
客ハ世帯主ト親族ノ續柄アルモ其ノ續柄ニ依ラス各其ノ名稱ヲ記  
入スヘシ

乙 一人世帯ニ在リテハ「  
」ト記入スヘシ但シ本來世帯ニシテ  
現在者一人ナル場合ニ於テハ甲ノ例ニ依リテ記入スヘシ







「養育院」等ト記入スヘシ  
 (ロ) 警備局ニ關スル者ニ付テハ、植林、鐵道、製材廠、及  
 庶務ニ屬スル者ヲ區別シ「警備局」等ト記入スヘシ  
 (ハ) 監及支隊ニ關スル者ニ在リテハ、水道、防疫及獸醫ニ屬  
 スル者ヲ區別シ「警備局」等ト記入スヘシ  
 (ニ) 學校ノ囑託及雇ニ付テハ、教務及庶務ニ屬スル者ヲ區別  
 シ「警備局」等ト記入スヘシ  
 (ホ) 醫院及港務所ノ囑託及雇ニ付テハ、醫務及庶務ニ屬スル  
 者ヲ區別シ「警備局」等ト記入スヘシ  
 (ヘ) 官吏ノ兼官及兼職ハ記入ナキニテス  
 (ニ) 官吏以外ノ自由業ハ其ノ從事スル業務ノ細別名稱ヲ記入  
 スヘシ  
 (三) 會社又ハ組合等ニハ其ノ名稱ニ依リテ業態ヲ知ルコト能  
 ハサルモノアリ例之ハ某興業會社、某殖産組合又ハ某産業會  
 社等ト稱スルモノハ多クハ農作又ハ林業ニ屬スヘキモ又其ノ  
 他ノ職業ニ編入スヘキモノナキニ非ス故ニ此等ニ付テハ會社  
 名又ハ組合名等ニ其ノ業名ヲ冠セシメ「三井物産株式會社」  
 「東京商船株式會社」等ト記入スヘシ  
 (四) 日僱若ハ其ノ從事スル職業名ヲ區別シ得ル者ハ「日僱田  
 主」「日僱田主」等ト記入スヘシ

ルコト能ハサル者ニ限リテ「日僱田主」ト記入スヘシ  
 乙 數種ノ職業アル者 一人ニシテ二種以上ノ職業ヲ有スル者ハ收  
 入ノ最多キモノヲ本業トシテ記入シ若シ収入ニ依リ難キトキハ主  
 シテ一身ヲ委スルモノヲ本業トシテ記入スヘシ  
 丙 臨時職業ヲ休止セル者 平生職業アル者ハ本調査ノ當時臨時休  
 止セル場合ト雖其ノ職業名ヲ記入スヘシ  
 丁 生計ノ途アル者 一定ノ職業ナキモ土地建物ノ收益若ハ公債株  
 券ノ利子又ハ恩給、扶助料其ノ他ノ年金等ニ依リテ生計ヲ立ツル  
 者ハ其ノ生計ノ途タル收入ノ種類ヲ記入スヘシ  
 戊 其ノ他ノ者  
 例之ハ「待命陸軍少將」「休職陸軍步兵中佐」「停職海軍主計大  
 尉」「歸休陸軍騎兵一等卒」「預備役海軍二等機關兵」「後備役  
 陸軍砲兵上等兵」「既教育陸軍歩兵補充兵」「未教育陸軍輜重輸卒  
 補充兵」「第一國民兵役元工兵位長」「六週間現役終了」「海軍豫  
 備三等兵曹」等ト記入スルカ如シ

ろ 官、公又ハ私團體ヨリ學費又ハ手當ヲ支給セラルル學生、生  
 徒又ハ講習生等ハ家庭ニ在ルト寄宿舎、下宿屋等ニ在ルトト間  
 ハス其ノ支給ノ種類ヲ記入スヘシ  
 例之ハ「聖德太子學校」「聖德太子學校」等ト記入スヘシ  
 (一) 行旅病人救護所救護者、慈惠院在院者、醫院施療患者、淨  
 派者、收容所收容者、成徳學院在院者、無料宿泊所宿泊者、  
 免因收容所收容者其ノ他官、公又ハ私團體ノ救助ヲ受ケル者  
 ハ各其ノ旨ヲ記入シ又左食人ハ「食人」ト記入スヘシ  
 (二) 既決因及既決因ニシテ疾病ノ爲釋放ニ至ラサル者ハ「既決因」  
 既決因ノ攜帶乳兒ハ「既決因」ト記入スヘシ  
 已 現役待命、休職、停職、以外ノ軍人ハ其ノ兵役、兵種及階級ヲ第  
 一七欄ノ程度欄第一八欄ノ片烟收、及第一九欄ノ職階及解ノ欄界ニ  
 拘ラス程度欄ニ記入スヘシ  
 (一) 兵役ニ付テハ現役ノ得命、休職、停職及歸休、豫備役、後備  
 役、補充兵役、補充兵役未教育第一國民兵役、六週間現役終了、  
 海軍豫備員ノ區別ヲ記入スヘシ  
 (二) 陸軍ノ兵種ハ憲兵、歩兵、騎兵、砲兵、各種砲兵、工兵、鐵道隊  
 兵、氣球隊兵、航空隊兵、輜重兵、自動車隊兵、軍用自衛隊試驗  
 ナ得シヲ、工、靴工、經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部ニ區  
 別シテ記入スヘシ  
 (三) 海軍ノ兵種ハ兵科、機關科、軍醫科、藥劑科、主計科、造船  
 科、造機科、造兵科、水路科、軍樂科、船匠科及看護科ニ區別  
 シテ記入スヘシ

例之ハ「待命陸軍少將」「休職陸軍步兵中佐」「停職海軍主計大  
 尉」「歸休陸軍騎兵一等卒」「預備役海軍二等機關兵」「後備役  
 陸軍砲兵上等兵」「既教育陸軍歩兵補充兵」「未教育陸軍輜重輸卒  
 補充兵」「第一國民兵役元工兵位長」「六週間現役終了」「海軍豫  
 備三等兵曹」等ト記入スルカ如シ  
 (三) 本業ノ地位  
 本欄ニハ左記ノ區別ニ依リ第七欄本業ニ記入シタル本業名又ハ生計  
 ノ途ニ對スル地位ヲ記入スヘシ  
 但シ本業名第七欄記入心得甲ノ(一)戊及同ニ該當スル者ノ地位ハ  
 之ヲ記入スルナキニス  
 甲 職業主タル地位ニ在ル者 獨立ノ職業主及生計ノ途ノ權利者ハ  
 「獨業主」ト記入シ會社、銀行其ノ他團體ノ業務ヲ主宰スル地位ニ  
 在ル者ハ「理事」「監事」「役員」又ハ「獨業主」等ト記入スヘ  
 乙 人ニ使ハルル地位ニ在ル者  
 (一) 職業主ニ使ハルル者 己亦勞務者ヲ指揮監督スル者ニシテ大番  
 頭、支那人、支店長、部長又ハ技師長等特定ノ名稱アル者ハ其  
 ノ名稱ヲ記入シ特定ノ名稱ナキ者ハ「支配人」ト記入スヘシ  
 (二) 全ク人ニ使ハレテ指揮監督セサル者ニシテ作男、丁稚、店  
 員、職工、事務員、職人又ハ手傳等特定ノ名稱アル者ハ其ノ名  
 稱ヲ記入シ特定ノ名稱ナキ者ハ「勞務者」ト記入スヘシ  
 丙 家事ノ爲ニ人ニ使ハルル者 家事ノ爲ノ雇人例之ハ家庭教師、  
 抱車夫、子守又ハ下女等特定ノ名稱アル者ハ其ノ名稱ヲ記入シ  
 特定ノ名稱ナキ者ハ「勞務者」ト記入スヘシ







- 以テ之ヲ委任スル手續ヲ取ルヘシ
- 三 同規則第四條乃至第六條ノ規定ハ準備調査ニ對シテモ之ヲ適用スルコトヲ得ルハ勿論ナリ
- 第二 臺灣國勢調査事務取扱規程ニ關スル事項
  - 一 國勢調査委員長ハ其ノ職名ヲ冠シテ例之ハ「臺北廳國勢調査委員長」ト稱呼スヘシ
  - 二 臺灣國勢調査ニ關スル諸規程中ニ「警察官吏派出所」トアルハ蕃地ニ於ケル駐在所及警察所ヲ含ムモノトス
  - 三 一監督區内ノ調査區數多キトキハ監督行爲ヲ徹底セシムルコト能ハサルヲ以テ臺灣國勢調査事務取扱規程第三條ニ於テ一監督區内ノ調査區數ヲ約五箇以内ト制限シテアリ已ムヲ得サル事情ナキ限リ其ノ數ヲ超エサルヲ要ス
  - 四 同規程第九條ニ「臺灣總督府所屬行政各官衙吏員」トアルハ明治三十六年七月訓令第三百三十一號職員懲戒令第一條ニ規定セル「勞務以外ノ公務ヲ奉スル官吏待遇者」以下ノ者ヲモ包含スル儀ナリ然レトモ監督委員又ハ調査委員ハ成ルヘク廳職員、小公學校職員、各種公共團體ノ職員及公營ノ中ヨリ任命シ已ムヲ得ザル場合ニ限リテ他官衙職員ヨリ選拔スル方針ヲ取リ且他官衙職員ヨリ選拔セムトスルトキハ豫メ當該長官ト協議ヲ遂ケ事務上阻礙ナキナラシムルニシテ各官衙長官ハ左記ノ通過途シ置ケリ但シ法院判官ハ本人ノ希望アルニ非レハ之ニ委員ヲ命セサルヲ要ス

(左記)

本年訓令第六十一號臺灣國勢調査事務取扱規程第九條ニ依リ國勢調査委員長ニ於テ費部下吏員ヨリ國勢調査ニ關スル委員タルヘキ

者ヲ選拔シタルトキハ故障ナク之ニ應スルハ勿論各委員カ規程ニ依ル事務ヲ執ル間ハ其本務ヲ見サルモ支障ナキ機嫌メ配慮可相成命同事務ニ從事スル者ハ本官本職ノ階級如何ヲ問ハズ忠實ニ其ノ擔當事務ニ従事スヘキ旨右委員ニ選拔セラレタル部下吏員ニ對シ篤ク訓示可相成但シ委員長ニ於テ委員ヲ選拔セムトスルトキハ豫メ當該長官ト協議ヲ遂ケ事務上阻礙ナキナラシムルニシテ各委員長ニ通過セリ

- 右依命通過ス
- 五 調査委員附通譯ハ委員長ニ於テ通譯ヲ附スル必要アリト認メタル調査委員ニ限リテ之ヲ附スヘク隨テ中途ニ於テ之ヲ附スル必要ナキニ至リタル場合ニハ何時ニテモ之ヲ廢除シ又ハ之ヲ他ノ調査委員ニ附スルコトヲ得
- 六 各委員及調査委員附通譯ヲ任命シ各委員ニ區擔當ヲ命スル爲ニ要スル辭令用紙ハ當府ニ於テ印刷送附ノ等ナルモ各委員若ハ調査委員附通譯ヲ解職シ又ハ各委員ノ區擔當ヲ免スルニ付テハ委員長ニ於テ總督府名ノ辭令書ヲ調製交付スヘシ用紙ハ適宜但シ通譯ヲ調査委員ニ附スルハ別段ノ辭令ヲ要セス口達ニテ足レリ
- 七 各委員又ハ調査委員附通譯ニ職務違背其ノ他ノ行爲アリテ之ヲ懲戒ニ付スヘキモノト認メタルトキハ其ノ事實ヲ詳記セル書類ヲ添ヘ之ヲ各當該長官ニ移履スルヲ要ス
- 八 内地ニテハ國勢調査ノ事務ニ從事シタル者カ其ノ職務執行中知得シタル個人ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラルル規定 大正八年訓令第六號國勢調査施行細則第十六條 調査進行細則第十六條 此ノ種ノ規定ナキモ本島ニ於ケル國勢調査從事員ハ殆ト官公吏

- 其ノ他公共ノ職務ヲ帶フル者ナルカ故ニ此等ノ者ニシテ個人ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スルカ如キハ職務違背ノ行爲トシテ處分スヘキモノナリ
- 九 同規程第十四條ニ規定セル訓練及實地指導ノ方法ハ一ニ委員長ノ決スル所ニ依ルト雖成ルヘク廳直轄又ハ支廳ノ區域毎ニ全委員ニ對シテ之ヲ爲シ而シテ其ノ後ニ任命シタル委員ニ對シテハ隨時之ヲ爲スヘシ
- 一〇 訓練及實地指導ヲ爲スニ際シテハ同時ニ警察職員ヲシテ戸口調査訓練以下單ニ之ニ關スル説明ヲモ爲サシメ以テ調査ニ途滯ナカラシムルト共ニ各委員ヲシテ該簿ノ取扱方ニ習熟セシムルヲ要ス
- 一一 監督委員事務所ハ監督區内便宜ノ地ニ之ヲ設ケヘキハ勿論ナルモ成ルヘク廳、支廳又ハ警察官吏派出所ノ構内ニ之ヲ設ケルヲ可トス
- 一二 委員長ハ準備調査ヲ開始スル際副簿ヲ調査委員ニ交付スヘク若一冊ノ副簿ヲ二人以上ノ調査委員ニ分割交付スル場合ニ於テハ相當之ヲ編綴セシメ散逸ノ虞ナキナラシムヘシ
- 一三 副簿ハ鄭重ニ之ヲ取扱ヒ汚損又ハ散逸セシムルカ如キコトナキヲ要スルハ勿論其ノ取扱ハ之ヲ秘密ニシ苟モ之ヲ他人ニ示スヘカラス
- 一四 同規程第十七條ニ依リ實地調査完了ノ報告ハ電信、電話其ノ他迅速ノ方法ヲ選ビテ之ヲ爲スヘシ
- 一五 監督委員ハ同規程第十八條ノ規定ニ依リ世帯調査書及調査委員

要計表ノ檢査ヲ爲スニ際シ之ヲ副簿ニ照合スルコトヲ要ス世帯調査書及要計表ノ不備ハ調査委員ノ實地調査ノ不完全又ハ記入ノ疎漏ニ原因シ同ヨリ調査委員ノ責任ニ關スト雖從來ノ實例ニ依ルトキハ之ニ對スル監督委員ノ檢査モ亦徹底セサルモノ少カラス監督委員ニ於テ副簿ニ照合ノ上其ノ檢査ヲ履行スルニ於テハ其ノ不備ハ殆ト之ニ是正スルヲ得ヘキカ故ニ同規程ニ於テハ一面ニ調査委員ノ世帯調査書整理期間ナリ二回調査ニテ七日ナリシテ今同十日ニ修正シ調査心得ヲ副簿ニ同時ニ一面監督委員ニ副簿照合ヲ強要スルニ至レリ尙ホ監督委員ハ世帯調査書及要計表ノ檢査ヲ了シ副簿ノ要ナキニ至リタルトキハ直ニ之ヲ受持區域擔任ノ警察官吏ニ返付スヘシ

- 一六 同規程第二十條ニ規定セル印刷物ハ餘分ニ見積リ送附スヘキニ依リ不足ヲ生スルコト無カルヘシト雖萬一不足ヲ生シタルトキハ直ニ之ヲ臨時國勢調査部長ニ請求スヘシ
- 一七 前項ノ印刷物ハ追テ送附ノ書ニ付其ノ容器ハ之ヲ保存シ置キ整理ヲ了シタル世帯調査書及要計表ヲ提出スル際之ヲ使用セハ至極ナリ尙今同ノ調査ニ於テモ小包郵便ノ特殊取扱ニ關スル規定ハ之ヲ設ケサルヲ要ス

第三 臺灣國勢調査委員心得ニ關スル事項

- 一 調査委員心得第六條ニ規定セル住家番號票ノ貼附ハ實地調査ニ臨ミテ迂路ニ迷ヒ又ハ調査ヲ脱漏スルカ如キ虞ナカラシムル總督ナルカ故ニ成ルヘク順路ヲ追ヒ地番又ハ戶番ノ如何ニ拘ラス住家ノ順位ニ從ヒテ之ヲ貼附シ且番號ノ重複又ハ脱漏ナキヲ要ス
- 二 實地調査ヲ爲スニ際シテハ調査事項一覽表ヲ携帶シ之ニ依リテ各事項ノ調査ヲ爲シ以テ調査事項ノ脱漏ヲ防キ兼テ調査ノ迅速ヲ期ス



ハシ

三 實地調査ノ際其ノ世帯ニ於テ調査スヘカヲサレ者ノ副簿ニ附箋ノ貼附アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ割取シ又附箋貼附シアル者一時不在ナルトキハ其ノ旨ヲ附箋ニ附記スヘシ

四 同心得第七條ニ依リ副簿ニ登記セラレサル世帯ニ在ル者ニ對シ其ノ管理者ヲシテ調査事項ノ下調ノミヲ爲サシメタル場合ニ於テハ同心得第十條第二項ニ依リ實地調査ノ際世帯調査書ノ記入ヲ爲スヘク尙左ノ二場合ニ於テモ亦此ノ規定ニ準シ調査委員ニ於テ實地調査ノ際世帯調査書ノ記入ヲ爲スヘシ但シ此等ノ場合ニ於ケル世帯調査書ノ記入ハ鉛筆類ヲ以テ之ヲ爲シ世帯調査書ノ整理ニ際シテ之ヲ淨書シ得ルハ勿論ナリ

甲 副簿ニ登記セラレサル世帯ニシテ管理者ニ下調又ハ世帯調査書ノ記入ヲ爲サシムルコトヲ得ザリシ場合ニハ其ノ世帯ノ全員ニ對シテ世帯調査書ノ記入ヲ爲スヘシ

乙 副簿ニ登記セラレタル世帯ニ在ル一時現在者ニ付テハ實地調査前之ヲ知り又ハ知り得ヘキトキハ同心得第七條ニ準シ其ノ世帯主又ハ管理者ヲシテ下調又ハ世帯調査書ノ記入ヲ爲サシメ下調ノミメタルトキハ調査委員ニ於テ實地調査ノ際初テ之ヲ發見シタルトキハ世帯調査書ノ記入ヲ爲スヘシ又實地調査ノ際初テ之ヲ發見シタルトキハ調査委員ニ於テ世帯調査書ノ記入ヲ爲スヘシ但シ本項ノ場合ニ於テハ世帯調査書整理ニ際シ其ノ現在シタル世帯ニ屬スル世帯調査書ノ末尾ニ之ヲ淨書スルヲ要ス

前項ニ依リ處理シタル假記入ノ世帯調査書ハ之ヲ淨書シタル後一調査區毎ニ一纏ト爲シ道ヲ何分ノ通知ヲ爲ス迄(大正十年四月頃ノ豫定)其ノ世帯所在地ノ屬スル警察官吏派出所又ハ之ニ相當スル廳直

續、支廳直轄ニ之ヲ委託スルヲ要ス

五 調査委員ニ於テ臺灣國勢調査施行規則第二條第四項ニ依リ申出テ受ケタルトキハ適宜之ニ關スル調査ヲ爲スコトヲ得ルハ同心得第十條ノ規定スル所ナルモ其ノ調査ニ付テハ左ノ區別ヲ要ス

甲 申出者ノ常住地タル本居地又ハ寄留地ニ於テ申出テ受ケタルトキハ大正九年十月一日午前零時ニ於ケル其ノ地ノ常住者タル現在者トシテ處理スヘシ

乙 申出者ノ一時現在地ニ於テ申出テ受ケタルトキハ大正九年十月一日午前零時ニ於ケル其ノ地ノ一時現在者トシテ處理スヘシ

六 調査ヲ要スル事項ニシテ副簿ニ登記ナキモノニ付テハ豫テ一定様式ノ附箋ヲ同簿上各人毎ニ貼附シ附箋記入心得ニ依リテ各事項ヲ記入セルニ依リ準備調査、實地調査及世帯調査書ノ整理ニ際シテ同附箋ノ記入ニ注意シ世帯調査書ニハ「X」ヲ附セル不動文字又ハ新ニ記入セル文字ヲ記入スヘク又調査項目ノ上ニ「△」ヲ附セルモノハ「不詳」ト記入スヘシ

(附箋記入例)附箋ノ不動文字ニハ其ノ當レル文字ノ上ニ「X」ヲ記入シ其ノ他ハ「」ノ下ニ相當文字ヲ記入スヘシ但シ不詳ノモノハ調査項目ノ上ニ「△」ヲ記入スヘシ

七 調査委員要計表ハ世帯調査書編ノ初頭ニ之ヲ編綴スヘシ

八 副簿ニ記入セル住家番號及之ニ貼附セル一定様式ノ附箋及同心得第九條ノ附箋ハ道ヲ何分ノ通知ヲ爲ス迄(大正十年四月頃ノ豫定)ハ消失又ハ割落セザル様注意スヘシ

第四 臺灣國勢調査世帯調査書  
記入心得ニ關スル事項

(イ) 一般ノ心得

一 世帯調査書記入心得以下單ニ之ヲ「記」ニ關シ十月一日午前零時ニ本島ノ港灣ニ現在シタル舟筏ニシテ調査ヲ受ケスシテ出帆シ同月四日迄ニ本島ノ港灣ニ入りタルトキハ記入心得ニ第二項ニ準シ其ノ入りタル場所ニ現在シタルモノトシテ之ヲ調査スルコトニ決定セ

調査委員ハ調査済ノ舟筏ニ對シ其ノ調査済ナルコトヲ證明スルニ足ルヘキ證據ヲ船長其ノ他ノ管理者ニ交附スヘシ

二 同五ニ關シ

甲 大正四年施行ノ第二回臨時戶口調査ニ於テハ同一ノ居所ニ在ル者ハ其ノ實際ノ事情如何ニ拘ラス總テ家計ヲ共ニスルモノト看做シ其ノ全員ヲ以テ一ノ本來世帯ト爲シタルモ本調査ニ於テハ縱令住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ其ノ異ニスル者毎ニ一ノ本來世帯又ハ一人世帯ト爲ス趣旨ナリ

乙 家族ニシテ分房其ノ他ノ爲別ニ家計ヲ立ツル者又ハ月主家計ヲ共ニスルモノノ住居ニ在ル者ニ付テハ副簿ニ貼附セル附箋ノ「月主住家ノ有様」ノ文字ノ上ニ總テ「○」ヲ記入シアルヲ以テ此等ノ者ハ別箇ノ同一世帯トシテ調査スヘシ

丙 記入心得ニ「○」ノ下にニ掲タル同居者ニ付テハ副簿ニ貼附セル附箋ノ「月主住家ノ有様」ノ文字ノ傍ニ其ノ現在セル月ノ月主ノ氏名ヲ記入シアルヲ以テ之ヲ其ノ世帯ニ編入スヘシ

三 同六ニ關シ

現在者ニハ常住者ニシテ現在スル者ト常住者ニ非スシテ一時現在スル者トアリ然レトモ不在者ハ常住者ニシテ實地調査ノ際他出不在ナ

ル者ニ限リ一時現在者ニハ不在者アルコトナシ而シテ常住ノ事實ハ本居又ハ寄留ニ關シ以上ノ寄留ヲ有スル者ニ在リテニ依リテ之ヲ決定スルヲ本則トス即チ官、公、私立醫院入院者、行旅病人救護所被救護者、慈善院入院者、養生院入院者、無料宿泊所寄泊者(寄留者有ス留置場被留置者中處分未済ノ者、未決囚、未決囚ニシテ疾病ノ爲釋放ニ至ラサル者、未決囚ノ携帶乳兒等ハ其ノ本居地又ハ寄留地ニ於テハ之ヲ常住者ト不在者トシ現在地ニ於テハ一時現在者トシテ調査ス然レトモ左ニ掲タル者ハ其ノ本居地又ハ寄留地ニ於テ之ヲ調査ス現在地ニ於ケル常住者トシテ調査スヘシ

い 陸軍ノ在營者

ろ 警察官及司獄官練習生(甲科、乙科)

は 浮浪者收容所被收容者

に 既決囚

ほ 既決囚ニシテ疾病ノ爲釋放ニ至ラサル者

へ 既決囚ノ携帶乳兒

こ 勞務場被留置者

ち 本島外ニ寄留中ノ者(戶口規則上ノ寄留ニ非スシテ事行斷不明者)

四 前項各條ニ該當スル者月主ナルトキハ記入心得ニ「○」ノ下にニ準シ單名要第二欄ニハ副簿登記ノ權柄ヲ改訂シテ記入スルヲ要ス

四 同二ニ關シ

種族及出生ノ年ハ不詳ナルモ推定テ之ヲ記入スヘキカ故ニ單名要ノ該二欄ニハ「不詳」ト記入スルコトナシ

(ろ) 世帯單位票記入心得







テ二以上ノ關係ヲ兼ヌルカ如キモ現在ノ關係ニ依リテ之カ記入ヲ爲スベシ而シテ現在ノ關係カ「未」、「離」又ハ「喪」ニシテ内縁ノ夫又ハ妻アル者ハ「未」、「離」又ハ「喪」ト記入スヘキモ内地ニシテ内地ニ夫又ハ妻アル者ノ同棲者ハ之ヲ内縁ト認メサルカ故ニ内地人ニシテ一方「配」ナル場合ニハ其ノ相手方ニハ「未」、「離」、「喪」又ハ「遺」ト記入スルコトナク單ニ「配」又ハ「遺」ト記入スレハ足ル而シテ遺ニ貼附セル附屬ニハ内縁ノ夫又ハ妻アルトキハ「未」、「離」又ハ「喪」ノ各不働文字ノ右傍ニ「(内)」ト記入シテアリ

- 一 同二五(第七欄)乃至同二八(第十欄)ニ關シ
- 甲 各種公共ノ團體職員中ノ醫師、獸醫又ハ藥劑師ハ第七欄本業ニ「認養」ト「遺」又ハ「喪」ト附記スヘシ
- 乙 應奉事ヲ職業トシテ認ムルハ其ノ手當ニ依リテ生計ヲ立ツル場合ニ限ル
- 丙 三等郵便局長及局員、各官衙ニ於ケル職員以下ノ者、區長、區書記、各種公共ノ團體ノ職員及保甲書記等ハ其ノ受ケル給料又ハ手當ト他ノ職業ニ依ル收入トヲ比較シ其ノ多寡ニ依リテ本業ト副業トヲ區別スヘシ
- 丁 第二回臨時戸口調査ニ於テハ生計ノ途「配」心得ハ副業トシテハ之ヲ認メザリシモ本調査ニ於テハ之ヲ一般ノ職業ト同一視スル趣旨ナルカ故ニ生計ノ途ト他ノ職業トヲ併有スル者ニ付テハ二種以上ノ職業ヲ有スル者ト同シク或ハ本業トシ或ハ副業トシテ記入スヘシ
- 戊 配心得二五ノ甲ノイノ一「在職文官、准官及同戊ノろ官、公吏及現役軍人」

團體ヨリ學費又ハ手當ヲ受給スル者ハ既決因ニシテ疾病ノ爲ニ支給セラルル學生、生徒ハ助成ニ至ラザル者、既決因ノ携兒乳ニ該當スル者ハ第七欄本業ノミ之ヲ記入スヘキ又同二六ノ丙「家人」ニ該當スル者ニ付テハ第七欄本業名欄及第八欄地位欄ニ「配」ト記入スヘキモ「遺」トシテ第九欄名欄及第一〇欄地位欄ニ記入スルコトナシ

己 準世帯ニハ世帯主ナキカ故ニ準世帯ニ在リテ他ニ養ハルル者ハ「(世)」ト記入スルコトナシ

庚 内職ハ配心得二五ノ戊ノイニ該當スル者トシテ第七欄本業ニ「(世)」又ハ「(遺)」ト記入セル者ニ付テハ「(世)」ト記入スヘシ但シ生計ノ途ヲ内職トスルコト及二種以上ノ内職ハ之ヲ認メス

辛 配心得二五ノ戊ノろニ規定セル「官、公」又ハ私團體ヨリ學費又ハ手當ヲ支給セラルル學生、生徒又ハ講習生ニ該當スル者ハ左ノ各種ナリ

- イ 四學校規則第十三條ニ依リ學費ヲ給與セラルル者
- ロ 國語學校規則第二十五條、師範學校生徒學費給與規則及師範學校内地人生徒學費給與規則ニ依リ學費ヲ支給セラレ又ハ其ノ一部ヲ補助セラルル者
- ハ 直轄學校留學生規則ニ依ル留學生
- ニ 公立女子高等普通學校師範科生徒
- ホ 臺北中學校第一節生徒ニシテ學費ヲ給與セラルル者
- ヘ 公立臺北工業學校生徒ニシテ學費ヲ給與セラルル者
- ト 小學校寄宿生費支給規則ニ依リ寄宿生費ヲ支給セラルル者
- チ 警察官及司獄官乙科練習生及非現職甲科練習生

- リ 鐵道運輸事務傳習生
- ヌ 通信事務練習甲科生
- ル 赤十字社教員講習生 講習看護婦ヲ含ム
- ヲ 臺灣總督府醫院見習看護婦
- カ 糖業講習生
- ヨ 林業講習生
- タ 農事試驗場生徒
- レ 私立商工學校特待生
- ソ 私立臺灣佛教中學林生徒
- ツ 私立鎮南學校生徒
- ネ 私立臺南實業補習學校生徒
- ナ 私立臺南學堂生徒
- ラ 私立長老女學校生徒
- ム 私立長老女學校生徒
- ウ 私立臺南盲啞學校生徒
- キ 私立淡水水型書女學校給費生
- ク 私立淡水高等女學校給費生
- 五 職業主、役員及勞務者ノ地位ハ本業、副業及内職ニ於テ現ハルルモ家事雇人ハ單ニ本業ニノミ現ハル
- 豫テ附屬ニ貼附セル附屬ニ於テハ家事雇人ハ本業ノ勞務者欄括弧内ニ其ノ旨ヲ記入シテアリ
- 一二 同二九(第一欄)ニ關シ
- 甲 出生地内地ナルコト明ナルモ道府縣名不詳ナルトキハ「(三)」ト記入ス

又「出生地本島内ニ在ルコト明ナルモ縣名不詳ナルトキハ」縣名不詳」ト記入シテ外國ナルコト明ナルモ國名不詳ナルトキハ「(三)」ト記入シテ全然出生地ノ不詳ナルモノニ限リテ「(三)」ト記入スヘシ

乙 出生地タル縣ノ區域ハ大正九年十月一日午前零時ノ現在ニ依ルヘシ但シ出生後縣ノ區域ニ變更アリタル場合ニ於テ出生地カ變更後ノ何レニ屬スルカヲ知ルヘカラサルトキハ推定テ以テ之ヲ記入スヘシ

一三 同三一(第一三欄)及同三二(第一四欄)ニ關シ

第二回臨時戸口調査ニハ老衰ニ因ル聾啞及盲ニ對シテハ年齢ノ制限ナカリシモ本調査ニ於テハ其ノ年齢ヲ六十歳以上ト限定セルカ故ニ六十歳以下ノ者ノ聾啞又ハ盲ニ對シテハ其ノ原因ニ老ト記入スルコトナク又白痴及瘋癲ハ全然老衰ニ因ルモノナシ

一四 同三六(第一八欄)ニ關シ

本島人又ハ支那人ニシテ阿片烟吸食特許者タル以上ハ依烟中ノ者ト「(五)」ト記入スヘシ然レトモ廢烟者及密吸食者ノ如キハ特許者ニ非ルカ故ニ記入ナクサス

一五 同三七(第一九欄)ニ關シ

解足者ニシテ解足不足ナル者ハ未全ク解足不足ナル者ト解足不足者ト看做ス然レトモ天然足者ニシテ他出ノ際一時解足不足者ノ如キハ之ヲ解足者ト認メス

一六 同三八(第二〇欄)ニ關シ

渡臺ノ年ハ改竊後初テ本島ニ住居ヲ定メタル内地人ノ渡臺シタル年ヲ記入スヘキモノナルカ故ニ左ニ掲タル者ニ付テハ本欄ノ記入ヲ要ス



セス

イ 改隸前ヨリ本島ニ住居スル者但シ一旦本島ヲ退去シ改隸後更ニ渡臺シタル者ハ其ノ渡臺ノ年ヲ記入スヘキハ勿論ナリ

ロ 本島ニ於テ出生シタル者但シ本島ヲ退去シ更ニ渡臺シタル者ハ其ノ渡臺ノ年ヲ記入スヘキハ勿論ナリ

ハ 内地又ハ外國等ニ住居ナ有シ本島ニ一時現在スル者

而シテ渡臺ノ事由ハ之ヲ問フノ必要ナキカ故ニ兵役ニ由リ臺灣守備ノ爲ニ渡臺シタル者ノ如キモ等シク本島住居者ノ渡臺ニシテ期間除隊後引續キ本島ニ住居スル者ハ守備ノ爲ニ渡臺シタル年ヲ記入シ又除隊後一旦内地ニ歸還シ再渡臺シタル者ハ兩度ノ渡臺ノ年ヲ併記スヘシ

### 第九節 其の他の事項

前節迄に掲げたる以外の事項即ち調査機關の組織、調査の經費、事務經過の詳細、其の他前掲以外の各法令の條文等に付ては、別に調査願未書を刊行すべきに依り同書に就て知ることを要す。

## 第二章 人口總數

### 第一節 全島人口 (第一表、第二表、第五表及第六表)

(一)人口及其の密度 大正九年十月一日午前零時に於ける本島現在の人口は三百六十五萬五千三百八人なり。故に之を本島總面積二千三百三十二方に比例せしむれば、一方里に付一、五六七人の密度を示す。然るに本調査は蕃地に在る生蕃人八萬四千五百四十四人を示すを調査せざりしが故に、今蕃地に在る生蕃人以外の人口四萬八千五百六十六人を全人口より控除し、又蕃地の面積を全島總面積より控除し、即ち平地に於ける現在人口三百六十一萬四千四百五十二人を平地面積千二百三十七方に比例せしめ、以て平地のみの人口密度を求めれば一方里に付二、九二一人なりとす(第一表)。

以下總て本島の人口には蕃地に在る生蕃人を含まず。

(二)比較 人口總數及其の密度を明治三十八年及大正四年の臨時戸口調査に比較すれば、(イ)人口總數は三十八年は三百三萬九千七百五十一人、四年は三百四十七萬九千九百二十二人なりしを以て、本調査の三百六十五萬五千三百八人は三十八年後の十五年間に六十一萬五千餘人、即ち毎年平均四萬千餘人を増加し、又四年後の五年間に十七萬五千餘人、即ち毎年平均三萬五千餘人を増加せり。(ロ)全島一方里の人口密度は三十八年に比して二六四人、四年に比して七五人を増加し、又平地一方里の人口密度は同四四二人及一三二人を増加せり。以上の事實を表示すれば左の如し(第二表)。



人口及其の密度比較

地域	人口		一方里に付人口	
	九年	四年	九年	四年
全島平均	11,000,000	10,000,000	110	100
平	11,000,000	10,000,000	110	100

九年を四年に比し増、四年を九年に比し増

(三)内地及諸外國との比較 第一回國勢調査の結果に依る内地道府縣の人口總數は五千五百九十六萬三千五十三人にして其の一方里平均人口は二、二三九人なる下内地の人口密に依るを以て、本島の總平均蕃地に在る生なる一、五六七人は之よりも疎なりと雖、平地のみの二、九二人は之に比して著しく密なりとす。尙諸外國の人口密度を見るも、本島平地よりも密なるは白耳義及和蘭の二國に止まるのみならず、本島總平均蕃地に在る生の密度と雖、右二國の外、英吉利本國獨逸及伊太利の三國に比して疎なるに過ぎざるを以て、本島の人口は世界的に見て甚だ密なりとす。左に内地及諸外國の人口及其の密度を表示す。

内地及諸外國の人口及其の密度

國	人口	一方里人口	國	人口	一方里人口
内地	55,963,530	239	波蘭	11,111,111	104
植民地	11,011,111	100	西班牙	10,000,000	90
支那	110,000,000	100	希臘	10,000,000	90
露西亞	110,000,000	100	瑞典	10,000,000	90
北米合衆國	100,000,000	100	希臘	10,000,000	90
英屬	110,000,000	100	希臘	10,000,000	90
佛屬	110,000,000	100	希臘	10,000,000	90
伊太利	110,000,000	100	希臘	10,000,000	90
伯刺西爾	110,000,000	100	希臘	10,000,000	90

本表は國勢院編纂大正十一年列國國勢要覽に依る。

(四)各年の人口増加 前後三回の調査に依る人口及前二回の調査より算定したる各年末現住人口を見れば、本島の人口は各年増加を告ぐるも特に明治四十三年より大正三年に至る各年の増加を高率とし、明治四十四年に於て同四十三年に比し六萬九千七百六十八人即ち







三十八年十月一日第一次臨時戶口調査の當時に測れば二十廳制なりしなり。而して前二回の調査の間に於ては互に數廳を合算して大別的に比較を爲すことを得たるも、本調査に於ける區劃には根本的改正行はれたるが爲め、地方別事項に關する本調査の結果は之を第一次調査にも第二次調査にも比較することを得ず。

(二)州廳別人口 本調査の結果たる州廳別人口は臺南州の九十五萬四千八百八十人を最多として全島總人口の二割六分一厘に當る。臺南州に次ぐは順次に臺中州の七十七萬六千餘人即ち二割一分餘、臺北州の七十四萬三千餘人即ち二割餘、新竹州の五十六萬餘人即ち一割五分餘、高雄州の五十三萬二千餘人即ち一割四分餘にして、花蓮港廳の四萬九千餘人と臺東廳の三萬八千餘人と共に一分餘に過ぎず。即ち左表の如し(第四表)。

州廳別人口

種別	全島	臺北	新竹	中臺	南高	高雄	東花蓮港
實數	954,880	740,000	743,000	560,000	560,000	532,000	49,000
百分比	100	77.6	77.6	58.7	58.7	55.7	5.1

(三)道府縣との比較 今臺東花蓮港二廳の人口は暫く之を措き、五州の人口を國勢調査の結果に依る内地道府縣の人口に比較すれば、五州を合せ五十二區分の中、臺南州の九十五萬四千餘人は宮城縣の九十六萬千餘人と秋田縣の八十九萬八千餘人との間に於て五十二區分中の第二十九位。臺中州の七十七萬六千餘人は巖手縣の八十四萬五千餘人と青森縣の七

十五萬六千餘人との間なる第三十三位。臺北州の七十四萬三千餘人は石川縣の七十四萬七千餘人と富山縣の七十二萬四千餘人との間なる第三十七位。新竹州の五十六萬餘人と高雄州の五十三萬二千餘人は順次に奈良縣の五十六萬四千餘人と内地の最少縣たる鳥取縣の四十五萬四千餘人との間に在り。

(四)州廳別人口の密度 (イ)各州廳平地の人口密度は臺北州に最も密にして一方里に付四、五七一人を示す。同州に次ぐは臺中州、新竹州、臺南州及高雄州の順位にして三、三六一人乃至二、七四二人を示し、其の間比較的相近きも臺北州とは大差を存せり。花蓮港廳及臺東廳は尙甚だ稀薄にして、甲は五、三六六人、乙は四、九二二人なり。(ロ)但し右は平地に於ける人口の密度なるを以て、若し蕃地を併せたる全面積の人口密度を求むれば、臺中州、臺東廳及花蓮港廳は平地密度に比して半數以上の減少を來し、臺北州、新竹州及高雄州は半數には至らざるも亦多大の減少を來す。然るに獨り臺南州は蕃地面積甚だ大ならざるが爲め其の減少僅少にして、一方里の密度二、七一五人を示し各州廳中最密たり。尙之を表示すれば左の如し(第一表)。



州廳別人口の密度

種別	人口總數		面積		一方里人口
	内地	平地	内地	平地	
全島	3,235,000	3,235,000	11,319	11,319	285.7
北新	1,100,000	1,100,000	3,800	3,800	289.5
竹	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1
中	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1
南	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1
高	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1
雄	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1
東	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1
花蓮	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1
港	1,000,000	1,000,000	3,400	3,400	294.1

第二款 郡、支廳別

(一)郡の人口 各州に於ける郡の数は總て四十七にして臺北州九、新竹州八、臺中州十一、臺南州十及高雄州九なり。今全島總人口三百六十五萬五千三百八人中より、臺東、花蓮港二廳の人口州に於ける三市の人口及水面の人口を控除すれば、殘餘は即ち四十七郡の人口にして三百二十九萬九千八百八十八人を算するが故に、一郡の平均人口は七萬二千一人なり。而して各郡中の最多は嘉義郡の十四萬九千九百四十八人にして、以下彰化郡は十三萬人以上、基隆及新竹の二郡は各十二萬人以上、員林及東石の二郡は十一萬人以上、大甲及北門の二郡は十萬人以上、苗栗郡は九萬人以上、虎尾、北斗、七星、宜蘭及新營の五郡は八萬人以上、海山、新豐、中壢、高雄、斗六及北港の六郡は七萬人以上を示し以上二十郡を平均以上とす。而して大

屯、屏東、岡山、竹南、桃園、新化、東港、豐原、南投及鳳山の十郡は六萬人以上、潮州、竹東、澎湖、旗山、曾文、羅東、文山及新莊の八郡は五萬人以上、大溪及淡水の二郡は四萬人以上、東勢及竹山の二郡は三萬人以上、能高、大湖及恒春の三郡は二萬人以上、新高及蘇澳の二郡は一萬人以上にして、蘇澳郡の一萬八百六十八人を各郡中の最少とす(別刊要覽表參照)。

(二)支廳の人口 支廳の數は臺東及花蓮港の二廳共に三なり。今支廳別人口を比較すれば、花蓮支廳は三萬四千七百五十七人を以て首位に居り、臺東支廳の二萬千餘人之に次ぐ。而して新港支廳の一萬三千餘人と玉里支廳の一萬二千餘人とは大差を存せざるも、大武支廳の三千八百餘人は大なる懸隔を存じ、更に研海支廳に至りては僅に千七百餘人に過ぎず(同上)。

第三款 市、街、庄、區の人口

(一)市、街、庄、區の數 本島に於ける市は三、街は三十五、庄は二百二十八、區は十八にして其の州廳別左の如し。

州廳別市、街、庄、區の數

市	街	庄	區
全島	3	228	18
北新	1	34	1
竹	1	39	1
中	1	51	1
南	1	59	1
高	1	44	1
雄	1	44	1
東	1	1	1
花蓮	1	1	1
港	1	1	1



(二)市の人口 本調査即ち市制施行當日の三市の人口は、臺北市十六萬二千七百八十二人、臺南市七萬六千五百六十人、臺中市三萬五千三百三十九人なり。故に之を國勢調査の結果に依る内地市區の人口に比較すれば、三市を合せ總數八十六箇所の中、臺北市は長崎市と廣島市との間なる第八位、臺南市は和歌山市と静岡市との間なる第二十五位、臺中市は弘前市と大津市との間なり第七十六位に在り(別刊要覽表參照)。

(三)街の人口 街の人口は基隆街の四萬七千九百二十一人、嘉義街の三萬七千四百七十七人、及高雄街の三萬五千五十三人等より、北斗街の九千六百六十四人、臺東街の六千九百八十四人、及花蓮港街の五千七百五十五人等に至る間に在り。今五千人毎に各街を區分すれば、基隆街は四萬五千人以上四萬人以上、嘉義及高雄の二街は三萬五千人以上、新竹及鹿港の二街は三萬人以上、斗六街は二萬五千人以上、大溪、清水、麻豆、屏東、豊原、埔里、南投、淡水、宜蘭及員林の十街は二萬人以上、馬公、西螺、北港、鹽水、彰化、桃園、朴子、新莊、汐止、苗栗及旗山の十一街は一萬五千人以上、東港、鳳山、梧棲、新化及羅東の五街は一萬人以上、北斗、臺東及花蓮港の三街は五千人以上なり(同上)。

(四)庄の人口 庄の人口を比較すれば、最多は臺南州東石郡六脚庄にして二萬千六百四十人を示す。同庄に次で二萬人以上を有するは順次に高雄州岡山郡彌陀庄、臺北州七星郡士林庄、高雄州岡山郡湖内庄、臺南州北門郡學甲庄、新竹州新竹郡新埔庄、臺中州竹山郡竹山庄、新竹州中壠郡楊梅庄及臺北州基隆郡瑞芳庄の九庄なり。而して全島中の最少は臺南州嘉義郡大埔庄の九百七十七人なりとす(同上)。

(五)區の人口 區の數は臺東廳十一、花蓮港廳七にして、各區の人口は臺東廳にては卑南區の六千五百二十九人と火燒島區の千四百七十二人との間、花蓮港廳にては鳳林區の八千四百九十一人と吉野區の千六百二十八人との間に在り(同上)。

### 第三節 水面及蕃地の人口

(一)水面の人口 本調査には水面上の人口五千二百十五人を計上せり。水面上の人口は殆ど總て浮動的のものなるが故に、市街庄の人口に算入せずして之を別掲し以て爾後の動態調査に依る算定の範圍外に之を置けり(別刊要覽表參照)。

(二)蕃地の人口 本島の人口調査は明治三十八年の第一次臨時戸口調査以來、蕃地に在る生蕃人を調査せず。故に調査の結果たる蕃地の人口は内地人、漢人、熟蕃人及外國人にして、本調査に於て四萬八百五十六人を算し、之を各州廳に分てば臺北州一萬三千四百十人、新竹州一萬六千十人、臺中州四千六十三人、臺南州千三百七十五人、高雄州千九百五十一人、臺東廳三百四十三人、花蓮港廳三千七百四人なり(同上)。

### 第四節 人口の聚積(第七表及第八表)

(一)要旨 以上述べ來れる各區域中、水面區域は各州廳毎に其の總數を合算計上せるが故に、今全島の水面區域現在の人口五千二百十五人を除き、市街庄區及蕃地各地名別の人口三百六十五萬九百九十三人に付て、其の聚積せる状態を見るに、先づ市の數は三街の數は三十五



庄の數は二百二十八區の數は十八にして、別に蕃地の地名四百四十一あるを以て、人口の集團箇所は總て七百二十五にして、一箇所の平均人口五〇三四人に當る。而して蕃地の人口は千人以下のもの四百三十九箇所、千一人乃至二千人級のもの二箇所なるを以て蕃地に在る生蕃人を含むるが如し結局平地蕃地を合せ千人以下級は四百四十箇所を算するも其の聚積人口は三萬九千餘人に止まり、又千一人乃至二千人級は六箇所八千餘人に過ぎず、二千一人乃至三千人級は九箇所二萬千餘人に上り、三千一人乃至四千人級は二箇所六千餘人に下れるも、四千一人乃至五千人級は十箇所四萬五千餘人に上り、更に五千一人以上は人口階級區分の範圍廣き結果、箇所及人口數の多きに上れること當然にして、七千五百一人乃至一萬人級は五十二箇所四十四萬九千餘人を示し、一萬一人乃至一萬五千人級の八十七箇所百六萬七千餘人を各級中の最多とす。而して一萬五千一人乃至二萬人級も亦五十四箇所九十一萬三千餘人の多數なるも、二萬一人以上は著しく減少す。要するに最低地方區劃に依る人口の集團は一萬五千人前後のもの最も多く、之を上下するに隨て漸次に減少するを大勢とす(第七表)。

(二)州廳別人口の聚積 之を州廳別に觀察すれば、蕃界區域を除き各州は孰も一萬一人乃至一萬五千人級を以て箇所及人口の最多とし、概して同級を上り或は下るに隨て減少す。然るに臺東廳及花蓮港廳は人口の聚積極めて小く、其の最大なるものも甲廳は七千五百人、乙廳は一萬人を超ゆるものなし。而して甲廳にては二千一人乃至三千人級の五箇所乙廳にては五千一人乃至七千五百人級の三箇所を最多とす(第八表)。

第五節 都鄙別人口(第四表)

(一)要旨 次に市及街にして人口二萬一人以上を有するものを都會とし其の他は總て之を村落として、全島總人口三百六十五萬五千三百八人を兩分すれば、村落人口の二百九十五萬八千餘人即ち八割餘を占むるに對し、都會人口は僅に六十九萬六千餘人即ち一割九分餘に過ぎず。本島に於ける都會發達の如何に幼稚なるかを見るべし。隨て都會人口の五萬人迄を一萬人毎に區分すれば、其の最低級たる二萬一人乃至三萬人級の二十四萬二千餘人を最多として之より一級毎に減少す。但し四萬一人乃至五萬人級は基隆の一街、五萬一人乃至十萬人級は臺南の一市、十萬一人以上級は臺北の一市あるのみ(第四表)。

(二)州廳及都鄙別人口 臺東及花蓮港の二廳には茲に謂ふ所の都會なきを以て、各州に付て都鄙の比較を爲せば、都會人口は臺北州の二十五萬千餘人を最多とし、人口總數中の割合も亦同州都會人口の三割三分餘を最多とす。同州に次ぐは臺中州の十六萬九千餘人即ち二割一分餘及臺南州の十六萬二千餘人即ち一割七分にして、高雄州及新竹州は共に五萬六千餘人即ち一割餘なるも聊高雄州を多しとす。之を表示すれば左の如し(第四表)。







論第八節(五)臺灣國勢調査に關する注意要項の(は)單名票記入心得九の部を參照すべし。(ロ)以上の理論は異種族者間の子女に對しても亦適用せらる。即ち人の種族は父に依りて決するを法とするが故に、例へば内地人男と支那人女との間に生れたる子女にして支那人の戸に入りたるときは、國籍上にては支那人なるも種族上にては内地人に計上せらるべきが如し。(二)以上の如く種族上の人口と民籍又は國籍上の人口とは一致せざることもあるが故に、本島人口統計上の人口は常に種族に依りて計算し、民籍又は國籍に依る場合は特に其の旨を明示するを制とす。故に其の明示なき限は常に種族上より計算したる人口なりと知るべきなり。

第二節 全人口の種族(第九表及第十表)

(一)四大別 本島全人口三百六十五萬五千三百八人の種族を大別すれば、内地人十六萬四千二百六十六人、本島人三百四十六萬六千五百七十七人、朝鮮人六十九人、外國人二萬四千四百六十六人なるが故に、全人口の九割四分八厘は本島人にして内地人は四分五厘、外國人は七厘に止まり朝鮮人は萬中の一にも達せず(第九表)。

以上の如く本島人は本島全人口の九割五分を占むるが如き多數なるを以て、本島全人口上の現象は主として本島人の反映に成るは勿論にして、全人口上の現象よりして直に本島人を推斷するも決して大過なく、内地人及外國人等に屬する事實は之に對して多大の影響を及ぼすことなし。

(二)本島人の細別 本島人三百四十六萬六千五百七十七人を細別すれば、福建人二百八十五萬千餘人、廣東人五十一萬九千餘人、其の他の漢人二百餘人、熟蕃人四萬八千餘人、生蕃人<sup>平地に在る者に限る</sup>四萬六千餘人なり。故に福建人は本島人中の主要分子にして本島人總數の八割二分餘を占め又本島全人口の七割八分に當る。廣東人は福建人と大差を存し本島人總數の一割五分、本島全人口の一割四分餘に過ぎず。其の他の漢人、熟蕃人及生蕃人に至つては之を合算するも本島人總數の二分七厘、本島全人口の二分六厘に過ぎざるなり(第九表)。

(三)外國人の細別 外國人は二萬四千四百六十六人にして全人口の七厘に過ぎざること前記の如し。而して外國人は殆ど支那人にして、右の中二萬四千二百七十一人即ち九割九分餘を占む。故に支那人以外の外國人は總計百九十五人にして、此の中には本調査實施の際本島の港灣に現在したる日本船舶及外國船舶の乗員たる外國人六十人を包含す。但し右は種族上より觀たる外國人の數にして、國籍上の外國人とは一致せざること上に記したるが如し。尙第十七章外國人の國籍を參照すべし(第九表)。

(四)比較 種族別人口を前調査に比較すれば其の要領左の如し(第十表)。

(イ)内地人、本島人、朝鮮人及外國人の四大別に於ては各種族總て増加を告ぐ。即ち朝鮮人は之を略するも、明治三十八年に比して内地人十萬六千餘人、本島人四十九萬三千餘人、外國人一萬五千餘人を増加し、又大正四年に比して内地人二萬八千餘人、本島人十四萬餘人、外國人五千餘人を増加せり。斯の如く各種族の人口は孰も増加を告ぐと雖、人口に對する其の増加の程度は、人口の少數なる内地人及外國人に高く、其の多數なる本島人に低き



は免れざる所なるを以て、全人口中に於ける各種族の割合、即ち各種族間の権衡としては、内地人及外國人のみ漸増し本島人は漸減せり。即ち三十八年には本島人に於て全人口の九割七分八厘を占め内地人は一分九厘、外國人は三厘に過ぎざりしに、本調査にては内地人四分五厘、外國人七厘を示すを以て、本調査迄の間に内地人二分六厘、外國人四厘を増加し本島人三分を減じたり。

(ロ) 本島人の細別に於ては福建人著しく饒多なること前後同一なりと雖、全人口中に於ける権衡上の割合は福建人反て減少を示すこと、恰も前項四大別に於ける本島人總數の傾向に同じ。即ち本調査の福建人は二百八十五萬千餘人にして、三十八年以後三十五萬八千餘人を増加し、其の増加は固より廣東人其他よりは大きなりと雖、三十八年には全人口の八割二分を示し、本調査にては七割八分と爲りて四分を減少せり。而して廣東人及生蕃人は實數及割合共に増加を告ぐるも、熟蕃人は實數の増加少きが爲め割合數に減少を來せること福建人に似たり。

(ハ) 外國人は支那人を以て殆ど總數とし、三十八年に八千九百餘人即ち全人口の三厘なりしに、本調査にては二萬四千餘人即ち七厘と爲れり。支那人以外の外國人は總て之を合算するも曾て二百人に上らず。各調査の種族別人口を比較表示すること左の如し。

種族別人口比較 (ハは減)

種族	九四年		三十八年		九四年		三十八年		九四年		三十八年	
	實數	百人に付	實數	百人に付	實數	百人に付	實數	百人に付	實數	百人に付	實數	百人に付
内地人	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0
福建人	1,500,000	75.8	1,500,000	75.8	1,500,000	75.8	1,500,000	75.8	1,500,000	75.8	1,500,000	75.8
廣東人	200,000	10.1	200,000	10.1	200,000	10.1	200,000	10.1	200,000	10.1	200,000	10.1
其他の漢人	280,000	14.1	280,000	14.1	280,000	14.1	280,000	14.1	280,000	14.1	280,000	14.1
熟蕃人	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1
生蕃人	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1
朝鮮人	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1
支那人	24,000	1.2	24,000	1.2	24,000	1.2	24,000	1.2	24,000	1.2	24,000	1.2
其他	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1
外國人	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1	100,000	5.1
總數	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0	1,980,000	100.0

第三節 州廳別種族 (第九表)

(一) 四大別 州廳別人口は内地人、本島人、朝鮮人及外國人の四大別に於ては各州廳孰も本島人を以て大多數と爲すこと當然にして、又内地人の外國人よりも多數なること亦各州廳同一なり。左に之を分説すべし。







に於て過半數一萬四千百餘人を占め、臺南州三千七百餘人、高雄州二千百餘人、臺中州千九百餘人、新竹州千三百餘人、花蓮港廳七百餘人、臺東廳二百餘人なり。而も全人口中に於ける其の割合は各州廳極めて僅少にして、最多臺北州尙一分九厘に過ぎず、況や其の他の州廳をや（第九表）。

各州廳の種族別人口を表示すれば左の如し。

州廳	總數	本島人						朝鮮人			外國人	
		內地人	總數	福建人	廣東人	其他漢人	熟番人	生番人	總數	支那人	其他	
全臺	1,400,000	1,300,000	1,300,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
臺北	1,000,000	900,000	900,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
臺南	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
高雄	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
臺中	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
新竹	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
花蓮	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
臺東	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

### 第四章 人口の體性別

#### 第一節 全人口の體性 (第九表及第十表)

(一)要旨 全島總人口三百六十五萬五千三百八人の體性を分てば、男百八十九萬三千五百四十一人、女百七十六萬千七百六十七人なるを以て、女百に對する男は一〇七五人なり（第九表）。

抑、男女の權衡如何は種々の方面に關係を有する問題なり。而して出生は常に男多數なるを各國共通の事實とするが故に、幼兒の數は男多數なるを普通とす。然るに男には又死亡多きが故に漸次年數を加ふるに隨て男女同數より漸く女の多數と爲り、老年者に在りては女常に男よりも多數なり。而して人口總數を合算するときは、歐洲諸國にては女の多數なる國多しと雖、我邦にては男を多數とし、殊に本島にては明治三十八年の第一次臨時戸口調査以來女百に對する一〇七五人以上なること次に述ぶるが如し。

(二)比較 明治三十八年第一次臨時戸口調査の結果に依る男は女百に付一一二七人の多數を示したるに、大正四年第二次調査にては一〇八八人に低減し、本調査は更に一〇七五人と爲り男女の數甚だ接近せり。斯の如く男の超過は漸次に低減せりと雖、最近の一〇七五人は一般的には尙多きに過ぐるに依り、漸次文化の向上に伴ひ尙男の漸減即ち男女數の接近を見るべく推察せらる。然れども又一面より之を觀れば、本島在住の内地人及支那人には不規則的に男多きこと次節に述ぶるが如くなるが爲め、惹て一般的現象よりも男の超過



多きは當然なりとす(第十表)。

(三)内地との比較 内地國勢調査の結果にては、女百に對する男の割合は東京府の一・一八人を最高として北海道の一・一六人之と相比肩し、神奈川縣の一・〇八九人及大阪府の一・〇八二人も亦本島の一・〇七五人よりは高率なり。蓋し北海道は新開地なるが爲め、又他の二府一縣は孰も大都會を包含するが爲め男甚だ多きに至れるものなり。然れども殘餘の一府四十二縣は總て本島よりも男少く、惹て道府縣の總平均にては、男は女よりも僅に多きのみにして女百に付一〇〇四人に過ぎず。即ち本島の一・〇七五人は内地に比して男の超過著大なりとす。

第二節 種族別體性 (第十表)

(一)四大種族の體性 各種族平均の男は女百に付一〇七五人なるも、之を種族別に算出するときは、朝鮮人は之を論外とし、内地人及外國人に男多きこと殆ど本島人と同日の談に非ず。即ち内地人既に一二九二人に上り外國人に至りては三七〇〇人に達せるに、本島人男は一〇五七人にして各種族平均以下に在り。蓋し内地人及外國人は母國を離れて異域に在留するが爲め男甚だ多きは當然にして、殊に外國人には支那人たる出稼労働者甚だ多き結果なり(第十表)。

(二)細別本島人の體性 更に本島人の細別に付て女百に對する男の割合を求むれば、福建廣東以外の漢人には一六一二人の多數を示せるも、其の實數は男百四十五人、女九十人に過

ぎざるを以て之を一の變例的現象として除外すれば、男の割合最も多きは福建人にして一〇六三人を示し、廣東人は一〇四二人なり。然るに熟蕃人及生蕃人は反對に女を多數とし、熟蕃人は男二萬四千百人、女二萬四千七百餘人にして女百に付男九七九人に止まり、更に生蕃人は男二萬二千五百餘人、女二萬三千七百餘人にして女百に付男九四七人に過ぎず。蓋し生蕃人に特に男少きは一は蕃地に現在する生蕃人に本調査を施行せざりしに由るなるべし(第十表)。

(三)比較 種族別男女の割合を前二回の調査に比較すれば、男の割合漸減、即ち女の割合漸増して男女數漸次に接近するを大勢とするも、内地人及熟蕃人等に變例あり。即ち内地人の女百に付男は一二九一人にして大正四年に比して二二人を増加し、又熟蕃人は同九七九人にして大正四年に比して一三人、明治三十八年に比して二二人を増加せるが如きは是なり。左表に就て詳細を知るべし(第十表)。











## 第五章 人口の年齢別

### 第一節 年齢の表章

各人の年齢は其の出生年月日に依りて之を調査するも、其の表章は日を以てする満年の計算に依らず、曆年に従ひ「算へ年」の計算に依り歳を單位として之を區分するを原則とす。而して之を表章するには特別の必要ある場合を除くの外は各歳別には之を掲げず、五歳級又は十歳級に之を括約し、且つ老年級は六〇歳以上又は七〇歳以上等に之を一括する制なり。但し必要に依りては各歳別の表章を爲すは勿論、滿一歳迄の乳兒に付ては特別研究の必要を認め、日數を計算して之を各月に區分するの外、滿一箇月迄の嬰兒は更に其の日數を表章す。

### 第二節 全人口の年齢 (第十五表第十八表及第二十表)

(一)要旨 本島現在人口の年齢は大正九年の出生即ち當歳より文政二年の出生即ち百二歳(女一人)に至る間に在り、而して大體の傾向として幼年者最も多く、漸次年齢を上るに隨て減少せること一般的事實に異なることなきが故に、若し全年齡を五歳級に括約し、其の最低級なる五歳以下の數を底部として順次に各級を累積せば、一級毎に幅員を減じ、最老年級を尖端としたる二等邊三角形を得べし、是れ即ち年齢構成の尖塔圖として一般に年齢別人口の説明に用ゐらるゝ所なり。今年齡別人口數を見るに、大正九年の出生即ち當歳の者



は九月三十日夜半迄の者に限らるゝが爲め、其の數九萬七千餘人にして大正八年の出生たる二歳の十一萬四千餘人よりも少し。即ち各歳別にては二歳を最多とし、三歳は十萬七千餘人と爲り之より五歳迄は漸次減少せるも、六歳は九萬七千餘人に反撥して五歳よりも多く、又七歳は更に九萬九千餘人に上りて六歳を凌駕し、八歳以上は幾分減少せるも毎歳必ずしも漸減せず。然れども五歳級の比較に於ては毎級の漸減顯著なるものあり。即ち一五歳級は五十一萬九千餘人にして人口總數の一割四分餘を示し、六一一〇歳級は四十八萬九千餘人即ち一割三分餘、一一一五歳級は四十二萬九千餘人即ち一割一分餘と爲り、斯くして毎級必ず減少を告ぐるごと一〇一一〇五歳の最高級に至る迄ゆる所なし。然れども二六歳より四〇歳に至る三級は各其の前級に比して減少の度低く、殊に三六一四〇歳級は二十五萬千餘人即ち六分九厘にして、其の前級なる三一三五歳級に比し僅に五千餘人即ち一厘少きのみ。然るに四一歳以上に至れば減少の度高きを加ふるが爲め、六一一六五歳級は六萬六千餘人即ち一分八厘六六一七〇歳級は四萬四千餘人即ち一分二厘の少數と爲り、七一歳以上に至りては總て最高級迄を合算するも四萬五千餘人即ち一分二厘に過ぎず

(第十五表)

(二)比較 前二回調査の年齢別人口に於ても、一歳の者は九箇月間の出生者に止まるが爲め二歳の者よりは少數なることは本調査と同一なるも、本調査にては二歳の外三歳及四歳よりも少く、又大正四年は尙五歳よりも少きに、明治三十八年は單に二歳より少きのみにして三歳四歳及五歳よりは多きを差異とす。然れども一歳乃至五歳を合計すれば全人口の

一割四五分にして毎五歳級中の最多に居ること前後一貫し、又幼年級より漸次年齡級を上るに隨て遞減せる傾向殆ど相同じ。而して本調査の數を四年に比較して著しき現象と認むべきは五歳以下の最幼年級の減少なり。即ち四年の五歳以下は五十三萬四千餘人を以て全人口の一割五分五厘を示し、に、本調査の同級は實數既に五十一萬九千餘人に減し、隨て其の割合は一割四分二厘と爲れり。尙同級の外四年に比較して割合の減少せるは二六一三〇歳級、三一三五歳級及五六一六〇歳級なり。左表に就て詳細を知るべし(第十八表)。



年齢別人口比較 (一)は減

年齢級	九				百				分				比			
	九	四	年	三十八	九	四	年	三十八	九	四	年	三十八	九	四	年	三十八
總數	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
五歲以下	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
四歲	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三歲	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二歲	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一歲	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
六歲	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一歲以上	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(二)生産年齢及其の比較 (イ)今二一歳乃至六〇歳迄の者を生産年齢者とすれば、其の數百六十八萬八千餘人即ち人口總數の四割六分三厘にして不生産年齢者よりも少數なり。然るに一六一二〇歳級の者をも生産年齢に編入し一六歳以上六〇歳迄を生産年齢なりとすれば、二百五萬九千餘人即ち人口總數の五割六分四厘と爲りて不生産年齢を超過するに至る。(ロ)右生産年齢を前二回の調査に比較すれば、實數は漸増を認むるも人口總數中の割合は反て遞減せり。即ち二一歳乃至六〇歳は三十八年四割九分八厘、四年四割六分九厘、本年四割六分三厘を示し。又一六歳より六〇歳に至る迄を一括するも、三十八年五割九分八厘、四年五割六分六厘、本年五割六分四厘なり。即ち左表の如し(第二十表)。

生産年齢及不生産年齢比較 (一)は減

年齢級	九				百				分				比			
	九	四	年	三十八	九	四	年	三十八	九	四	年	三十八	九	四	年	三十八
總數	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一六歳以下	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一六歳以上	11,421	11,421	11,421	11,421	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

三十八年分の總數には年齢不詳者七人を含む。

第三節 種族別年齢



## 第一款 四大種族の年齢 (第十五表及第二十表)

(一)要旨 内地人、本島人、朝鮮人及外國人の四大別に付て年齢の比較を爲さむに、元來本島人は本島全人口の九割四分八厘を占むるが如き多數にして、全人口上の現象は殆ど本島人の反映に成るが故に、本島人の年齢構成は前節全人口の年齢構成と大體の傾向を同じくす。即ち一歳の者は九萬二千餘人即ち本島人總數の二分七厘にして、二歳、三歳及四歳の者よりは少しと雖、一歳より五歳迄を合計すれば四十九萬六千餘人即ち一割四分餘にして毎五歳級中の最多を示し且つ毎級漸次に減少せり。然るに他の三種族に至りては大に趣を異にせり。今朝鮮人は之を省き、内地人及外國人を本島人に比較分説せむに、(イ)内地人には中年者比較的にかかるべきは想像にも難からざる所なり。即ち五歳以下の最幼年級は二萬千五百餘人にして内地人總數の一割三分一厘を占め、毎五歳級の最多たるは本島人に同じと雖、之に次ぐは二一―二五歳級の一割二分一厘、二六―三〇歳級の一割一分五厘及三一―三五歳級の一割一分三厘にして、六歳より二〇歳に至る三級は此等の各級よりも少し。(ロ)外國人は主として支那人労働者より成るが故に中年者多きこと内地人にも勝れり。即ち各級中の最多は二六―三〇歳級の三千四百餘人にして總數の一割四分二厘を示し、其の他の中年級も比較的多数なるが故に、内地人及本島人の最多なる五歳以下の最幼年級は七分八厘を以て各級中の第七位に在るに過ぎず(第十五表)。

(二)生産年齢 以上の如く内地人及外國人は本島人よりも中年者に富む結果、生産年齢者

の割合は本島人に比して多數なり。即ち二一歳より六〇歳迄を生産年齢とすれば人口總數中の割合は、内地人は五割九分七厘、外國人は六割九分九厘に及べるに、本島人は四割五分五厘即ち不生産年齢者の數に劣れり(第二十表)。

(三)比較 内地人は本島人よりも中年者に富み外國人は更に内地人よりも中年者に富むこと前二回の調査に於ても認むる所なり。而して全年齢を二〇歳以下二一―六〇歳六一歳以上の三級に分ちて前調査との比較を爲せば著しき變化と認むべきは、右各種族を通じて二一―六〇歳級の割合減少せること是なり。即ち同級に於て本島人は三十八年以後に十萬九千餘人を増加せるも人口總數中の割合は反て三分七厘を減じ、爲に二〇歳迄の年少者は本調査に於て人口總數の五割即ち正半數を占むるに至れり。而して從來二一―六〇歳級の甚だ多數なりし内地人及外國人は其の減少亦本島人に比して高く、三十八年以來の減少、内地人は一割三分九厘、外國人は一割七分六厘に及べり。蓋し内地人及外國人に於て右年齢者の割合を減じ年少者及老年者の割合を増したるは、漸次永住者を増し定著的關係厚きを加ふる結果なるべきも、本島人に在りては偶然の事實と見る外なきが如し。左に其の詳細を表す(第二十表)。



種族別年齢比較 ( )は減

種族及年齢級	九 年		四 年		三十八年		九 年		四 年		三十八年	
	数	比	数	比	数	比	数	比	数	比	数	比
總 數	一〇歳以下	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	一六歳以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	總 數	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	1000
内地人	一〇歳以下	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	一六歳以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	總 數	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	1000
本島人	一〇歳以下	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	一六歳以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	總 數	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	1000
朝鮮人	一〇歳以下	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	一六歳以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	總 數	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	1000
外國人	一〇歳以下	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	一六歳以上	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
	總 數	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	2000	1000	1000

三十八年の各種族總數には七人内地人總數には二人本島人總數には五人の年齢不詳者を含む。

第二款 細別本島人の年齢 (第十七表)

(一)要旨 本島人を福建人以下の五種族に細別して毎五歳級に依る年齢の比較を爲せば、五歳以下の最幼年齢を最多とすること各種同一にして、且つ福建、廣東以外の漢人を除くの外は年齢級を上るに随ひ概して漸次に減少せり。然るに漢人族は蕃人族に比して年少級に多數を示す傾向あるを以て、今二〇歳以下を一括して人口總數中の割合を比較すれば、福建人は五割三厘、廣東人は五割一分を示すに、熟蕃人及生蕃人は各四割七分餘に過ぎざるなり。即ち二一歳以上は蕃人族を以て多數とし、其の中六〇歳以下の生産年齢のみを見るも、熟蕃人四割八分一厘、生蕃人四割九分二厘にして各漢人族よりも多數なり(第十七表)。

(二)比較 漢人族は蕃人族に比して二〇歳以下の割合多く、二一歳以上は反て蕃人族に多きこと前二回調査の結果に於ても同一なり。随て二一歳乃至六〇歳の生産年齢の割合は、福建、廣東以外の漢人を除き、各調査常に生蕃人を最多として熟蕃人次に次ぎ廣東人最少なり。然るに各調査に於ける生産年齢の割合を比較すれば三十八年以來最も減少を告げ、又四十年以後に於ても福建人、廣東人及生蕃人は減少を告ぐ。其の減少の最大なるは福建人にして三十八年以後の減少四分三厘、四年以後の減少一分なり。而して此等生産年齢の減少したる割合は殆ど二〇歳以下の年少級に於て増加せり。各調査の比較左表の如し。







各級の割合を比較すれば、一〇歳以下の二級及四六歳以上の各級は總て女を多數とし、一歳より四五歳に至る各級は男を多數とす。即ち男には中年者の割合多く女には幼年者及老年者特に老年者の割合多し。(一)然るに男女各級の實數を見れば五〇歳以下の十級は孰も男多く、就中三〇歳前後は男最も多數にして、女百に對する男の割合の最高は三一―三五歳級の一二四一人なり。然るに五一歳以上の各級は女を以て多數とし老年級に赴くに隨て益然りとす。男女の年齢級を比較表示すること左の如し(第十八表)。

體性別年齢

年齢級	男		女		年齢級	男		女	
	數	百分比	數	百分比		數	百分比	數	百分比
總數	1,628,881	100.0	1,628,881	100.0	三六―四〇歳	1,812,000	111.2	1,812,000	111.2
五歳以下	1,182,800	72.7	1,182,800	72.7	四一―四五歳	1,000,000	61.4	1,000,000	61.4
六一―一〇歳	1,182,800	72.7	1,182,800	72.7	四六―五〇歳	1,000,000	61.4	1,000,000	61.4
一一―一五歳	1,182,800	72.7	1,182,800	72.7	五一―五五歳	1,000,000	61.4	1,000,000	61.4
一六―二〇歳	1,182,800	72.7	1,182,800	72.7	五六―六〇歳	1,000,000	61.4	1,000,000	61.4
二一―二五歳	1,182,800	72.7	1,182,800	72.7	六一―六五歳	1,000,000	61.4	1,000,000	61.4
二六―三〇歳	1,182,800	72.7	1,182,800	72.7	六六―七〇歳	1,000,000	61.4	1,000,000	61.4
三一―三五歳	1,182,800	72.7	1,182,800	72.7	七一歳以上	1,000,000	61.4	1,000,000	61.4

(二)比較 男女の五歳級別年齢を前二回の調査に比較するに。(イ)男女共に五歳以下級を各級中の最多とするは前後同一なり。然るに本調査にては同級以上は毎級漸次に減少し以て

最老年級に至れるに、三十八年は男女共に二一―二五歳級男女一割一分を以て其の前の二級よりも多數とし、又四年の女は三一―三五歳級の七分七厘を以て其の前級よりも多數とする違例あり。(ロ)男女各級の割合を比較するに、前二回の調査にては五歳以下の最幼年級及四六歳以上の高年各級を女の多數としたるに、本調査にては此の外尙六一―一〇歳級も亦女を多數とす。即ち五歳以下級は前調査に比して減少せるも尙女を多數とするに差異なきに、六一―一〇歳は前調査に比して増加し、特に其の増加は女に大なるが爲め女の割合を多數とするに至れるものとす。故に男の割合の多數なるは、前調査にては六歳より四五歳に至る八級なりしに、本調査にては一歳より四五歳に至る七級と爲れり。(ハ)尙各級の女百に對する男の割合を比較すれば、五〇歳以下の各級は孰も一〇〇人以上即ち男多數にして、五一歳以上の各級は孰も一〇〇人未満即ち女多數なること各調査同一なり。然れども男の最高は本調査にては三一―三五歳級の一二四一人なるに三十八年は一六一二〇歳級の一二五二人四年は二六一三〇歳級の一二六五人なるを差異とす。各調査の比較を左に表示す(第十八表)。



體性別年齢比較 (「」は減)

年齢級	男				女			
	九 年	四 年	三 十八 年	比 分	九 年	四 年	三 十八 年	比 分
總數	1000	1000	1000	0.0	1000	1000	1000	0.0
五歲以下	180	180	180	1.0	180	180	1.0	0.0
六—一〇歲	138	138	138	0.8	138	138	0.8	0.0
一一—一五歲	114	114	114	0.7	114	114	0.7	0.0
一六—二〇歲	102	102	102	0.6	102	102	0.6	0.0
二一—二五歲	90	90	90	0.5	90	90	0.5	0.0
二六—三〇歲	80	80	80	0.4	80	80	0.4	0.0
三一—三五歲	72	72	72	0.3	72	72	0.3	0.0
三六—四〇歲	66	66	66	0.2	66	66	0.2	0.0
四一—四五歲	60	60	60	0.1	60	60	0.1	0.0
四六—五〇歲	54	54	54	0.0	54	54	0.0	0.0
五一—五五歲	48	48	48	0.0	48	48	0.0	0.0
五六—六〇歲	42	42	42	0.0	42	42	0.0	0.0
六一—六五歲	36	36	36	0.0	36	36	0.0	0.0
六六—七〇歲	30	30	30	0.0	30	30	0.0	0.0
七一歲以上	24	24	24	0.0	24	24	0.0	0.0

三十八年分には男二人、女五人の年齢不詳者を含む。

第二款 體性及種族別年齢 (第十八表)

(一)要旨 上述全人口の男女別年齢は主として本島人の反映に成るは勿論なり。今朝鮮人に付ては特説を省き、内地人及外國人の男女別年齢を本島人に比較せむに、(イ)内地人總數の女百に對する男は一二九一人にして男多きこと本島人の比に非ざるも、其の年齢を五歳級に區分すれば、二〇歳以下四級の男は反て本島人よりも少く、殊に一六—二〇歳級は女を以て男よりも多數とし女百に付男九四二人に過ぎざるは、蓋し花柳界に於ける女の多數なる影響なるべし。然れども二一歳以上は男著しく女を超過し、四六—五〇歳級に至りて女百に付男二一五六人、五一—五五歳級に至りて同二一八二人に達し勿論本島人と同日の論に非ず。而して五六歳以上は男の割合低下し、六六歳以上に至りて女よりも少數と爲れども尙本島人男の割合よりは多數なりとす。次に内地人の男女各別に人口總數中に於ける各年齢級の割合を算出すれば、五歳以下の幼兒は男は一割一分八厘、女は一割四分九厘にして、女に在りては各級中の最多を示すも、男に在りては二一—二五歳級の二割二分八厘及三一—三五歳級の二割二分二厘に次で第三位に在り、二六—三〇歳級の二割一分二厘、三一—三三歳級の二割一分二厘に次で第四位に在り、三三—三五歳級の二割一分二厘に次で第五位に在り、三六—四〇歳級の二割一分二厘に次で第六位に在り、四一—四五歳級の二割一分二厘に次で第七位に在り、四六—五〇歳級の二割一分二厘に次で第八位に在り、五一—五五歳級の二割一分二厘に次で第九位に在り、五六—六〇歳級の二割一分二厘に次で第十位に在り、六六—七〇歳級の二割一分二厘に次で第十一位に在り、七一歳以上の二割一分二厘に次で第十二位に在り、以上の如く男は二一歳乃至三五歳の壯年を多數とするは、職業關係に依る壯年の渡臺者特に多數なる結果なるべく、女も亦二一歳乃至三五歳の三級には比較的多數を示すと雖、而も五歳以下級に比すれば甚だ少きを以て、女に在りては職業關係に依る中年の渡臺者及男に附隨する中年の渡臺者等の影響は男に於けるが如く多大なること能はざるを知るべし。要するに内地



人は男女共に中年者に富む結果、男の割合は以上の外二一歳より五五歳に至る各級女の割合は二一歳より四五歳に至る各級に本島人よりも多数を示し、其の前後の各級に本島人よりも少数を示す。(ロ)外國人は支那人労働者を主たる分子とする結果、男甚しく女よりも多数なるは勿論、男に中年者多きことは内地人をも凌駕し、最多二六一三〇歳級は一割四分九厘に及び、一面幼年者及老年者は甚だ少数なり(第十八表)。

各種族の男女別年齢を表示すれば左の如し。

種族及體性別年齢

年齢級	内地人		本島人		朝鮮人		外國人	
	男	女	男	女	男	女	男	女
總數	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
五歲以下	118	124	121	124	12	12	12	12
六一一〇歲	48	48	48	48	4	4	4	4
一一一五歲	48	48	48	48	4	4	4	4
一六一〇歲	48	48	48	48	4	4	4	4
二一一五歲	48	48	48	48	4	4	4	4
二六一〇歲	48	48	48	48	4	4	4	4
三一三五歲	48	48	48	48	4	4	4	4
三六一〇歲	48	48	48	48	4	4	4	4
四一四五歲	48	48	48	48	4	4	4	4
四六一〇歲	48	48	48	48	4	4	4	4
五一一五歲	48	48	48	48	4	4	4	4
六一一〇歲	48	48	48	48	4	4	4	4
七一歲以上	48	48	48	48	4	4	4	4

(二)比較 各種族男女の年齢は前二回調査の結果も本調査と趣を一にせり。今各調査の結果を要言すれば、(イ)本島人に在りては男女共に五歳以下の幼兒最も多く、之より各級漸次に減少するの大勢なるに、内地人及外國人の男女は本島人に比して中年者甚だ多く幼年者及老年者甚だ少し。(ロ)各年齢級に付て女百に對する男の割合を比較すれば、本島人は四五歳以下は男を多数とし、四六歳以上は高年に至るに隨て彌、女を多数とするに、内地人は二〇歳前後及七〇歳前後に女の多数を示し、其の他の各級は男多数なり。而して外國人は各級特に男多く、女の多数なるは本調査に於ける七一歳以上級のみなり(第十八表)。

第五節 州廳別年齢 (第十六表及第十九表)

(一)要旨 各州廳の人口を五歳階級に依る年齢級に區分比較するに、(イ)五歳以下の幼兒を最多とするには一として違ふものなし。而して同級の數は臺南臺中臺北新竹及高雄の五州は十三萬五千餘人と七萬七千餘人との間を示し、又花蓮港廳六千二百餘人臺東廳五千二百餘人の順位なるも、人口總數中の割合は新竹州臺中州高雄州臺南州臺東廳臺北州及花蓮港廳の順位を以て一割四分八厘乃至一割三分を示す。(ロ)六歳以上は一級毎に遞減する傾向州廳別に於ても顯明にして、之に反するものを求むるも臺北及臺中二州の三一三五歳級を







總數には朝鮮人に屬する事實を含む。

(三)州廳及體性別年齡 各州廳男女の年齢を比較せむに、(イ)先づ各級の男女數を見れば、臺東廳の六一〇歳級に於て男の二千三百二十八人よりも女の二千三百三十三人を多數とするを除けば、四五歳以下の九階級は孰も男を多數とすること各州廳皆然り。然るに四六一五〇歳級に至れば臺南州及高雄州は女を多數とし、五一―五五歳級に至れば臺北州及花蓮港廳以外の各州廳は女を多數とし、更に五六歳以上の各級に至りては各州廳を通じて總て女を多數とし、高級に赴くに隨て女彌多數なりとす。而して各級の女百に對する男の割合は、六一―六五歳級に於て新竹州の八四六人を最多とする外は、各級總て臺北州又は花蓮港廳に最多を示す。蓋し此の一州一廳には男特に多數なる結果なり。(ロ)次に男女各自の人口總數に於ける各年齢級の割合を兩々對比するときは、一一歳より四五歳に至る各級の割合は男に多く、一〇歳以下及四六歳以上の各級の割合は女に多きを一般的現象とし、之に對する例外を求むるも五箇の事實を得るに過ぎず。即ち新竹州の五歳以下級に於て男の割合を多數とすること其の一なり。新竹、臺南及高雄三州の六一―一〇歳級に於て男の割合を多數とすること其の二なり。花蓮港廳の一―一五歳級に於て女の割合を多數とすること其の三なり。臺東廳及花蓮港廳の一六一二〇歳級に於て女の割合を多數とすること其の四なり。花蓮港廳の四六一五〇歳級に於て男の割合を多數とすること其の五なり。故に二一歳より四五歳に至る各級は各州廳總て男の割合を多數とし、又五一歳以上の各級は各州廳總て女の割合を多數とす(第十六表)。

第六節 平均年齢 (第二十一表)

(一)要旨 (イ)本調査の人口總數三百六十五萬五千三百八人の總年齢を平均すれば二四歳五箇月なり。(ロ)之を男女に分てば男二三歳一箇月、女二五歳一箇月にして、女の長きこと一歳二箇月なり。(ハ)之を内地人、本島人、朝鮮人及外國人の四種族に分てば外國人の二八歳九箇月最も長く、朝鮮人は二七歳四箇月、内地人は二五歳四箇月にして、本島人の二四歳五箇月平均位最も短し。而して各種族を男女に分てば、平均に同じく女を長齡とするは本島人のみにして、内地人、朝鮮人及外國人は孰も男長齡なり。(ニ)更に本島人を福建人以下の五種族に細別すれば、熟蕃人及生蕃人は共に二五歳餘、福建人及廣東人は共に二四歳餘、其の他の漢人は二二歳餘なり(第二十一表)。

(二)比較 平均年齢を前二回の調査に比較すれば、(イ)先づ總人口の總平均は明治三十八年は二五歳なりしに、大正四年は二四歳五箇月と爲りて七箇月を短縮し本年亦四年と同齡なり。(ロ)之を男女に分てば本年は男女共に三十八年よりは聊短きも、四年に比すれば男に一箇月を延長せり。要するに本島に於ける男の平均年齢は二四歳、女の平均年齢は二五歳なりと謂て妨なし。(ハ)種族別に之を比較するも各種族共に本年は三十八年よりは短きも、四年に比すれば本島人に一箇月を延長せり。而して四年及本年の調査に依れば内地人の平均年齢は二五歳、本島人の平均年齢は二四歳なりと謂て妨なし。然れども更に之を男女に分つときは、内地人外國人は男を長齡とするも本島人は女を長齡とす(第二十一表)。



平均年齢の比較表示左の如し。  
種族及體性別平均年齢比較 (十は延長)

種族	總數			男			女		
	九 年 四 年	三 十 八 年	比 較 率	九 年 四 年	三 十 八 年	比 較 率	九 年 四 年	三 十 八 年	比 較 率
總數	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100
内地	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100
朝鮮	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100
外國	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100
總數	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100
内地	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100
朝鮮	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100
外國	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100	118,000	118,000	100

第七節 滿一歳以内の乳兒 (第二十二表乃至第二十四表)

(一)要旨 乳兒の死亡は甚だ多數なるを普通とし、出生の多寡と相關聯して國民將來の消長に影響する所少からず。出生及死亡の問題は勿論人口動態統計の範圍に屬すと雖、之が研究を遂ぐるには先づ乳兒の靜態を明にする要あり。是れ特に滿一歳以内の乳兒に付て茲

に説明を加へむとする所以なり。滿一歳以内の乳兒は十三萬三千六百八十六人にして總人口の三分七厘に當る。而して之を出生後の月數に依りて分つときは、大正九年の出生にして其の月數の不明なるもの即ち出生の月不明なる者百四十六人あるを以て之を除外すれば、乳兒數は十三萬三千五百四十人と爲り、其の中に於て一箇月の者即ち大正九年九月中の出生者最も多く、一萬四千五百餘人即ち一割九厘を占む。然るに其の一箇月を更に一〇日毎に區分するに、一一一〇日の者即ち九月下旬の出生者四九百三十人即ち乳兒總數の三分七厘なるに、一一一〇日の者即ち同月中旬の出生者は五千二百二十四人即ち同三分九厘にして、下旬の出生者よりも多數なるは偶然の事實と看做すの外なし。而して二箇月は忽ち一萬三百餘人即ち七分七厘に落下し、尙漸次に減少して五箇月の八千五百餘人即ち六分四厘を以て各月別中の最少とす。六箇月以上は一轉増加の趨勢に變し、九箇月は一割九厘を以て一箇月と同數を示すに至る。然るに之よりは再び漸減を告げ以て一二箇月の一萬千三百餘人即ち八分五厘に終るも、其の減少の程度低きを以て九箇月以上の各月は孰も極めて多數なりとす(第二十二表)。

(二)出生數と乳兒 以上各箇月の乳兒數は一箇月及九箇月に最も多く、二箇月乃至八箇月は九箇月以上よりも少數にして一見極めて不規律なるが如きも、是れ主として各月に於ける出生數の多寡に淵源するが故に、今大正八年十月以降の滿一年内に於ける各月の出生數に各月の乳兒數を比例せしめ以て觀察を遂ぐるに、五箇月及六箇月の者に最少の例外あるを除けば、一箇月の者より漸次に減少する傾向極めて顯著にして、即ち死亡に依り漸次に



其の数を減するものとす。而して大正九年一月の出生者即ち九箇月極めて多きは、本島に於ける出生の寒季に多き一般的理由の外、事實上前年十二月末の出生者なるも一月の出生者なりとして處理せられたる者幾分あるべきを信ず。尙出生後の移轉に依る影響は極めて微々たるものなるべし。左表の如し。

滿一歳以内の乳兒及其の出生後に於ける減少

月數及生年月	大正九年十月一日現在		出生當時の數		出生當時の數		大正九年十月一日現在		出生當時の數	
	實數	百分比	百に付現在	百に付現在	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
總數	131,310	100.0	131,310	100.0	9,996	7.6	111,314	84.7	11,000	8.3
一箇月(大正九年九月)	14,333	10.9	14,333	10.9	8,900	7.6	12,000	10.8	2,333	2.1
二箇月(大正九年八月)	10,000	7.6	10,000	7.6	9,000	7.6	11,000	9.9	1,000	0.8
三箇月(大正九年七月)	10,000	7.6	10,000	7.6	8,000	6.1	11,000	8.4	2,000	1.5
四箇月(大正九年六月)	8,000	6.1	8,000	6.1	6,000	4.6	11,000	8.4	2,000	1.5
五箇月(大正九年五月)	8,000	6.1	8,000	6.1	5,000	3.8	11,000	8.4	3,000	2.3
六箇月(大正九年四月)	8,000	6.1	8,000	6.1	3,000	2.3	11,000	8.4	5,000	3.8

大正九年十月一日現在の乳兒は本表の外、大正九年の出生にして月數の不詳なる者百四十六人あり。

(三)比較 滿一歳以内の乳兒中、月數の不詳なる者を除きて各調査の數を比較すれば、大正九年は十三萬三千五百餘人にして大正四年に比し二千餘人明治三十八年に比し一萬三千餘人を増加せりと雖、總人口中の割合は三分七厘にして四年に比して一厘を減じ、更に三十

八年に比すれば三厘を減せり。隨て之を一箇月乃至一二箇月の各月に分ちて比較するも、三十八年に對しても將四年に對しても減少を示せる月多し。而して乳兒總數中に於ける各箇月の割合は一箇月最も多きこと各年同一なるも、九年は一割九厘にして三十八年以來遞減せり。然るに一箇月の者を一〇日毎に三分すれば、一一二〇日の者即ち九月中旬の出生者は一一一〇日の者即ち同月下旬の出生者よりも數多なる變例的事實は四年も亦之を認む。次に二箇月以上は漸次に減少すること亦各年同一にして、五箇月又は六箇月に最少を示す。然るに之よりは一轉増加を告ぐることも亦同じきも、九年及四年は九箇月(即ち其の出生者)を増加の極とし、三十八年は一一箇月(即ち前年十一月)を増加の極とする差あり。以上の如く各調査小差あるを免れざるも、之を要するに、一箇月最も多く二箇月以上は漸減して五、六箇月に至り、之より一轉して九箇月又は一一箇月迄増加する大勢は各年同一なり。是れ蓋し本島の出生は寒季即ち十一月乃至一月の交に多數なるに職由し、又一には死亡に依り各月漸減する結果なりとす。各年の事實左表の如し(第二十四表)。



満一歳以内の乳児比較 (一は減)

年	總數	中千口人									例比百分								
		九	四	三	九	四	三	九	四	三	九	四	三	九	四	三			
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
一九三〇	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	11,350	
一九三一年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三二年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三三年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三四年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三五年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三六年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三七年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三八年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	
一九三九年	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	

本表の外、九年分には九年の出生にして月數の不詳なる者百四十六人、四年分には四年の出生にして月數の不詳なる者五十七人、三十八年には三十八年の出生にして月數の不詳なる者百九十三人あり。  
 (四)種族別 乳兒總數十三萬三千五百四十人(不詳者百四十六人を除く)の種族を大別すれば、内地人五千四百餘人、本島人十二萬七千餘人、外國人五百餘人なるを以て、本島人に於て九割五分餘を

種族別乳兒

占め内地人は四分餘、外國人は四厘に過ぎず。隨て前段迄に述べたる各箇月の數の權衡は殆ど本島人の反映なるべしと雖、内地人及外國人も亦之と類似の傾向を呈し、其の差異の著しきものを求むるも、内地人に於て九箇月の者即ち大正九年一月の出生者に一割四分七厘の大多數を示し、一箇月の者の一割は多大の較差を以て第二位に在る點を得るに過ぎず。今詳細の説明を省き各種族の事實を表示すべし(第二十三表)。

種族	總數	中千口人												例比百分											
		九	四	三	九	四	三	九	四	三	九	四	三	九	四	三									
種族	總數	九	四	三	九	四	三	九	四	三	九	四	三	九	四	三	九	四	三						
内地人	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190						
本島人	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000						
外國人	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111						

本表の外、九年の出生者にして月數の不詳なる者總數に百四十五人、内地人に九人、本島人に百三十三人、外國人に四人あり。











如きは其の男女共に内縁者に非ざるは勿論なり。

第二節 全人口の配偶關係 (第二十五表及第二十七表)

(一)要旨 全人口三百六十五萬五千三百八人中には未婚者最も多く、百九十八萬四千餘人即ち五割四分三厘を占む。未婚者に次ぐは有配者の百三十四萬千餘人即ち三割六分七厘にして、以下死別者は三十萬餘人即ち八分二厘、離婚者は二萬七千餘人即ち八厘なり(第二十五表)。

以上の事實に依り全人口を既に婚姻したる者と未だ婚姻したることなき者とに二分すれば、前者は百六十七萬餘人即ち四割五分餘にして後者は百九十八萬四千餘人即ち五割四分餘に當り。又全人口を現に配偶者を有する者と現に配偶者を有せざる者とに二分すれば、前者は百三十四萬千餘人即ち三割六分餘にして後者は二百三十一萬三千餘人即ち六割三分餘に當る。

(二)比較 右配偶上の身分の權衡を前二回の臨時戸口調査に比較すれば、未婚者最も多く有配者之に次ぎ死別者は甚だ少く更に離婚者に至りては全人口の百分の一にも達せざること前後同一なり。而して明治三十八年以來の系統的傾向として擧ぐべき著しき事象は未婚者の遞増、有配者の遞減にして、一は人口増加即ち主として幼年者の増加せる結果なるべきも、又以て婚姻難遞加の一端を窺ふべきなり。即ち未婚者は三十八年に比して全人口の四分六厘を増加せるに有配者は三分四厘を減じ、又既婚者總數としては離婚者に小増を存す

るも死別者に減少を認むるが爲め合計四分六厘を減せり。左表に依りて詳細を知るべし(第二十七表)。

配偶關係別人口比較 (一)は減

配偶關係	九 年		四 年		三十八年		九 年		四 年		三十八年	
	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比
總數	3,655,338	100.0	3,655,338	100.0	3,655,338	100.0	3,655,338	100.0	3,655,338	100.0	3,655,338	100.0
有配者	1,340,000	36.7	1,340,000	36.7	1,340,000	36.7	1,340,000	36.7	1,340,000	36.7	1,340,000	36.7
未婚者	1,918,400	52.5	1,918,400	52.5	1,918,400	52.5	1,918,400	52.5	1,918,400	52.5	1,918,400	52.5
死別者	300,000	8.2	300,000	8.2	300,000	8.2	300,000	8.2	300,000	8.2	300,000	8.2
離婚者	27,000	0.7	27,000	0.7	27,000	0.7	27,000	0.7	27,000	0.7	27,000	0.7

三十八年分の總數には配偶關係不詳者六人を含む。

(二)内縁者 上記現に配偶者を有せざる者の中には内縁關係者を包含せるが故に、若し之を有配者に算入するに於ては上記の數に大なる移動を來すべし、即ち未婚者中の内縁者は二萬八千餘人、死別者中の内縁者は九千餘人、離婚者中の内縁者は三千餘人なるを以て、各此等を有配者に合算すれば、有配者は百三十八萬四千餘人即ち全人口の三割七分九厘に増加し、一面に未婚者は五割三分四厘、死別者は八分、離婚者は七厘に減少す(第二十五表)。

第三節 種族別配偶關係 (第二十六表及第二十七表)

(一)四大種族の配偶關係 今朝鮮人は之を略し、内地人、本島人及外國人の配偶關係を比較す



れば、内地人及外國人は本島人よりも晩婚にして、隨て未婚者の割合多く既婚者の割合少かるべきこと想像に難からず。即ち本島人に在りては未婚者は百八十七萬千餘人即ち五割四分なるに、内地人にては九萬八千餘人即ち六割餘に上り、外國人亦一萬四千餘人即ち五割八分餘を示せり。隨て其の反面に於て既婚者は本島人の四割六分に對して、内地人は三割九分餘外國人は四割一分餘に止まれり。斯の如く既婚者總數に於て内地人は本島人よりも少しと雖、既婚者總數を有配者、死別者及離婚者に區別すれば、離婚者に限り本島人の七厘に對して、内地人は一分六厘を示せる異例あり。以て在臺内地人には離婚者比較的に多きを知るべし。即ち左の如し(第二十六表)。

種族別配偶關係

種族	總數	有配者	未婚者	死別者	離婚者	百分比			
						有配者	未婚者	死別者	離婚者
内地人	1,181,100	698,000	483,100	1,181	1,181	59.1	0.09	0.01	0.01
朝鮮人	1,181,100	1,181,100	0	0	0	100.0	0.00	0.00	0.00
本島人	1,181,100	1,181,100	0	0	0	100.0	0.00	0.00	0.00
外國人	1,181,100	1,181,100	0	0	0	100.0	0.00	0.00	0.00

(二)比較 内地人及外國人は本島人に比して未婚者の割合多く既婚者の割合少きも、既婚者中離婚者に限りては内地人を以て本島人よりも多數とすること前二回の調査に於ても全く同一なり。而して明治三十八年以降の系統的現象たる未婚者割合の増加は各種族を通じ

て發現し、之を三十八年の未婚者よりすれば内地人四分七厘、本島人四分四厘、外國人六分九厘の増加を示し。又之を大正四年の未婚者よりするも内地人一分四厘、本島人七厘、外國人九厘の増加を示すが故に、未婚者の増加は特に内地人に著しきを見る。然るに一面有配者の減少は外國人に著大なるが、内地人と本島人とを比較すれば、四年に比しては内地人の減少を多しとし、三十八年に比しては本島人の減少を多しとす。種族別配偶關係の比較を左に表示す(第二十七表)。







(四)細別本島人の配偶關係 本島人の種族を細別して其の配偶關係を比較すれば、左表の如く福建人と廣東人とは相近く、熟蕃人と生蕃人とは相近きこと蓋し當然なり。而して漢人族は蕃人族に比して未婚者の割合多く既婚者の割合少きこと人口總數中の約五分なり。加之現に配偶者を有せざる者の中に就て内縁者を求むるも漢人族稍、少し。以て蕃人に早婚多き一斑を知るべし(第二十六表)。

細別本島人の配偶關係

配偶關係	總數	百分比				
		福建人	廣東人	其他漢人	熟蕃人	生蕃人
總數	11,411	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
有配者	10,104	88.54	88.54	88.54	88.54	88.54
未婚者	1,307	11.46	11.46	11.46	11.46	11.46
死別者	111	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
離婚者	196	1.72	1.72	1.72	1.72	1.72

第四節 體性別配偶關係 (第二十六表及第二十七表)

第一款 全人口の體性別配偶關係

(一)要旨 男女の配偶關係を比較すれば、(イ)未婚者最も多く有配者之に次ぎ死別者及離婚者は順次に少數なること男女相同し。而して各身分に付て男女を比較すれば、未婚者は男

に多く既婚者は女に多し。即ち男の未婚者は百十二萬六千餘人にして男總數の五割九分餘を占むるに、女の未婚者は八十五萬八千餘人にして女總數の四割八分餘、即ち半數に達せざるなり。是れ女は男に比して早婚なる一般的理由の外、本島人及支那人の妾を總て既婚者と爲せる特別理由に基くものとす。(ロ)既婚者は男は七十六萬七千餘人、女は九十萬三千餘人にして、男は總數の四割餘に過ぎざるに、女は總數の五割一分餘、即ち過半數を示せり。然るに既婚者を有配者死別者及離婚者に區別すれば、有配者及死別者は共に女を多數とし、就中死別者は男の四分餘に對して女は一分餘の多數を示せるに、獨り離婚者に限りては反て男の九厘を女の六厘よりも多數とする遺例あり。而して其の一理由は、女の男よりも再婚し易きは離婚者を特に然りとするが爲めなるべし。(ハ)男女の人口總數中に於ける各身分の割合以上の如しと雖、元來男は女よりも多數なるを以て、各身分に付て女百に對する男の割合を求むるときは、死別者に在りては僅に三五二人に過ぎざるも、其の他は就も男多數にして有配者は一〇〇二人、未婚者は一三一一人、離婚者は一七一二人なり。而して有配者たる男女の數符合せざる所以は、一面には本島人及支那人の妾は之を有配者と認むると一時本島外に在る者の數は男多かるべきとに依り、此の點に於ては女の有配者多かるべき理なるも、反面には内地人及外國人は母國に妻を遺して渡臺せる男多きが爲め、總數に於ては反て男の有配者を多數とするに至れるものとす。尙次款種族及體性別の部に明なり(第二十六表)。

左に男女の配偶關係を比較表示すべし。



體性別配偶關係

配偶關係	男		女		配偶關係	男		女	
	數	百分比	數	百分比		數	百分比	數	百分比
總數	1,428,181	100.0	1,311,111	100.0	死別者	49,333	11.1	111,111	11.1
有配者	1,211,111	84.8	1,100,000	84.0	離婚者	10,000	2.4	10,000	1.0
未婚者	217,070	15.2	211,111	16.0					

(二)比較 男女の配偶關係を前二回の調査に比較すれば、(イ)先づ男女各身分の權衡は毎調査其の傾向を一にせり。然るに明治三十八年以來の移動を見れば、男女共に未婚者の割合増加し、既婚者特に有配者の割合減少せるを著しき事實とす。即ち未婚者の割合の増加は、三十八年に比すれば男二分九厘、女六分七厘に及び、大正四年に比するも男五厘、女一分二厘を示すが故に特に女を高度とす。(ロ)女百に對する男の割合は死別者に限りて約三五人を示し、即ち男は女の約三分の一に過ぎざること亦各調査の一致する所なり。然るに男の此の割合は獨り増加を告げ、三十八年に比すれば女百に對する〇・五人、四年に比すれば同〇・九人を増加せるに、有配者未婚者及離婚者は反て減少し就中離婚者を然りとす。即ち左表の如し(第二十七表)。

體性別配偶關係比較 (〔〕は減)

配偶關係	男		女		配偶關係	男		女	
	數	百分比	數	百分比		數	百分比	數	百分比
總數	1,428,181	100.0	1,311,111	100.0	死別者	49,333	11.1	111,111	11.1
有配者	1,211,111	84.8	1,100,000	84.0	離婚者	10,000	2.4	10,000	1.0
未婚者	217,070	15.2	211,111	16.0					

三十八年の男には六人の配偶關係不詳者を含む。

(三)内縁者 前記の如く既婚者の割合は女を多數とし、有配者のみに付て之を見るも男は三割五分五厘なるに女は三割八分一厘に及び、加之無配者中の内縁者も亦聊女の割合を多數とするが故に、内縁者を有配者に合算比較するときは男三割六分六厘、女三割九分三厘と爲る。而して内縁者に付て女百に對する男の割合を求むれば、未婚者中の内縁者は一〇・四人、即ち男を多數とするも、死別者及離婚者中の内縁者は女を多數とし、惹て内縁者總數男二萬千七十五人に於て九九九人、即ち男を聊少數とす(第二十六表)。

第二款 體性及種族別配偶關係 (第二十六表及第二十七表)

(一)四大種族別 次に内地人本島人及外國人に付て男女の配偶關係を比較すれば、(イ)男の



身分としては未婚者又は無配者の割合多く、女の身分としては既婚者又は有配者の割合多きこと各種族同一なるも、内地人は本島人に比し男女共に未婚者又は無配者の割合多く、本島人は男女共に既婚者又は有配者の割合多し。即ち内地人の未婚者は男六割二分餘、女五割七分餘に及べるに、本島人の未婚者は男五割九分餘、女四割八分餘に止まり。一面に内地人の有配者は男三割二分餘、女三割五分餘に過ぎざるに、本島人の有配者は男三割五分餘、女三割八分餘に及べり。外國人は大體として内地人に近きも、女の有配者は三割八分四厘にして本島人女の有配者よりも聊多きを違例とす。(ロ)各身分に付て女百に對する男の割合を求むるときは、外國人は各身分總て男甚だ多數なるも、内地人は死別者に七八九人、即ち女を多數とし、又本島人に至りては死別者に三四〇人を示して女を大多數とする外、有配者にも亦九八八人を示して聊女を多數とするを著しき現象とす。蓋し本島人に在りては、一は妾を有配者と認めたるを、一は有配者にして一時本島外に在る者は男に多數なるとの爲め有配者の數は女を多數とするに至り、之に反して内地人及外國人は母國に妾を遣して單身渡臺せる男は、夫を遣して單身渡臺せる女よりも遙に多く、且つ此等の者に對しては支那人に於ける妾を除くの外、本島に於て新に配偶者を生ずることなきを以て、内地人及外國人に在りては有配者の數は男甚だ多く、惹て全人口に於ても有配者たる男百六十七萬千五百六十七人、女百二十萬人、百に對する一〇〇・二人を示すに至れるものとす(第二十六表)。

各種族男女の配偶關係左表の如し。

種族及體性別配偶關係

種族及配偶關係	男		女		種族及配偶關係	男		女	
	總數	有配者	總數	有配者		總數	有配者	總數	有配者
内地人	總數	1,234,567	567,890	1,345,678	678,901	外國人	總數	123,456	78,901
	有配者	345,678	123,456	456,789	234,567		有配者	45,678	23,456
本島人	總數	890,123	456,789	901,234	567,890	本島人	總數	789,012	456,789
	有配者	234,567	123,456	345,678	234,567		有配者	123,456	123,456
内地人	總數	1,234,567	567,890	1,345,678	678,901	外國人	總數	123,456	78,901
	有配者	345,678	123,456	456,789	234,567		有配者	45,678	23,456
本島人	總數	890,123	456,789	901,234	567,890	本島人	總數	789,012	456,789
	有配者	234,567	123,456	345,678	234,567		有配者	123,456	123,456

總數には朝鮮人を含む。

(二)比較 之を前二回の調査に比するに、(イ)男女各自の身分別に於て第一に眼に映ずるは有配者の減少なり。先づ男の有配者は三十八年以來各種族共に漸減せるが爲め、總數に於て三十八年よりは二分四厘、四年よりは五厘を減せり。女の有配者も三十八年に比すれば各種族減少し、又四年に比すれば内地人及外國人に小増を認むるも本島人に減少を告ぐるが爲め、總數に於ては三十八年よりは四分四厘、四年よりは九厘を減じ、即ち其の減少は男の有配者よりも大なり。(ロ)死別者も亦減少の大勢にして就中本島人を然りとす。但し本島人



も男に限り四年よりは一厘を増加せり。(ハ)一般に増加せるは未婚者の割合にして、外國人女に限り四年に比して五厘を減少せるも、其の他は男女共に増加せり。(ニ)然るに女百に對する男の割合に至りては三十八年以來各種族減少を告ぐるが爲め、種族總數に於ても男の元來少數なる死別者を除くの外孰も漸減せり(第二十七表)。

種族及體性別配偶關係比較 (〔〕は減)

種族及體關係	男				女			
	九 年 四 年	二 十 八 年	比 九 年 に 比 し 増 加	比 十 八 年 に 比 し 増 加	九 年 四 年	二 十 八 年	比 九 年 に 比 し 増 加	比 十 八 年 に 比 し 増 加
總數	1000	1000	0.0	0.0	1000	1000	0.0	0.0
有配者	884	884	0.0	0.0	884	884	0.0	0.0
未配者	116	116	0.0	0.0	116	116	0.0	0.0
死別者	11	11	0.0	0.0	11	11	0.0	0.0
離婚者	105	105	0.0	0.0	105	105	0.0	0.0
人島本	884	884	0.0	0.0	884	884	0.0	0.0
人地内	116	116	0.0	0.0	116	116	0.0	0.0
數總	1000	1000	0.0	0.0	1000	1000	0.0	0.0
有配者	884	884	0.0	0.0	884	884	0.0	0.0
未配者	116	116	0.0	0.0	116	116	0.0	0.0
死別者	11	11	0.0	0.0	11	11	0.0	0.0
離婚者	105	105	0.0	0.0	105	105	0.0	0.0
外國人	11	11	0.0	0.0	11	11	0.0	0.0
有配者	884	884	0.0	0.0	884	884	0.0	0.0
未配者	116	116	0.0	0.0	116	116	0.0	0.0
死別者	11	11	0.0	0.0	11	11	0.0	0.0
離婚者	105	105	0.0	0.0	105	105	0.0	0.0

種族及體關係	九 年 四 年	二 十 八 年	比 九 年 に 比 し 増 加	比 十 八 年 に 比 し 増 加
總數	1000	1000	0.0	0.0
有配者	884	884	0.0	0.0
未配者	116	116	0.0	0.0
死別者	11	11	0.0	0.0
離婚者	105	105	0.0	0.0
外國人	11	11	0.0	0.0
有配者	884	884	0.0	0.0
未配者	116	116	0.0	0.0
死別者	11	11	0.0	0.0
離婚者	105	105	0.0	0.0

一、本表には、總數にのみ朝鮮人を含む。

二、三十八年の内地人男には五人、本島人男には一人の配偶關係不詳者あり。

(三)細別本島人の體性別配偶關係 更に本島人の種族を細別して女百に對する男の割合を算出すれば、生蕃人の離婚者に限りて男を少數とするを顯著なる事實とす。即ち福建、廣東以外の漢人は甚だ少數なるを以て之を除けば、有配者及死別者は女を多數とし未婚者は男を多數とすることは各種族同一なり。然るに離婚者は福建人、廣東人及熟蕃人は男を多數とするに一致せるに、獨り生蕃人の離婚者は男五百三十三人、女千九十一人にして女百に付男四八・九人即ち半數にも達せざるなり。蓋し漢人族たる女は再婚比較的容易なるが爲め離婚者は男を多數とするものにして、熟蕃人も亦此の習俗に順化せるものと認むるを得べし。然るに本調査に於ける生蕃人は殆ど臺東廳及花蓮港廳の平地蕃にして、同蕃の婚姻は所謂贅婿法即ち夫の妻家に入る制度なるも、元來濫婚濫離の風習を有し、夫は忽ち去て他に配を求め、妻も亦屢、夫を易ふるを怪まざるが如き狀況なるが爲め、男女各自の人口總數中に於ける離婚者の割合も、福建、廣東人等は一分に達する者なきに、生蕃人は男は二分四厘、女は四分六厘を示し特に女子を多數とす。尙詳細を左に表示す(第二十六表)。







齡級の中に於ける各身分の割合なるが、尙其の論旨を補はむが爲め、各身分の中に於ける各年齡級の割合に付て一言すれば、未婚者は一〇歳以下級に於て五割九厘を占め、又二〇歳以下の三級に於て八割七分餘を占む。有配者は二六―三〇歳級の二割六分を最多とし、三一―三五歳級及三六―四〇歳級の各一割五分餘之に次ぐ。死別者は四一歳より六五歳に至る五級に各一割以上を示し、五一―五五歳級の二割三分一厘を最多とす。離婚者は二一歳より四五歳に至る五級を各一割以上とし、三一―三五歳級及三六―四〇歳級共に最多一割六分八厘を示す(第二十九表)。

各年齡級の配偶關係左表の如し。

年齢別配偶關係

年齢	級	總數	有配者	未婚者	死別者	離婚者	百分比				
							總數	有配者	未婚者	死別者	離婚者
總	一〇歳以下	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一	一―五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二	六―一〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三	一一―一五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
四	一六―二〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
五	二一―二五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
六	二六―三〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
七	三一―三五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八	三六―四〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
九	四一―四五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十	四六―五〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十一	五一―五五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十二	五六―六〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十三	六一―六五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十四	六六―七〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十五	七一歳以上	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

年齢	級	總數	有配者	未婚者	死別者	離婚者	百分比
四	六一―五〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
五	五一―五五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
六	四一―四五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
七	三六―四〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
八	三一―三五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
九	二六―三〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
十	二一―二五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
十一	一六―二〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
十二	一一―一五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
十三	六―一〇歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
十四	一―五歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0
十五	一〇歳以下	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0

(二)比較 之を前二回の調査に比較すれば大體に於て其の趣を一にするも、第一回以來未婚者及離婚者の割合を増加し有配者及死別者の割合を減少せる爲に生せる差異亦少からず。(イ)二〇歳以下の各級は未婚者を最多とすること毎回同一なるも、一六―二〇歳級に於ける未婚者の割合は三十八年七割三分餘、四年八割一分餘、本年八割二分餘にして漸次に増加し、有配者漸次に減少せり。(ロ)二一歳より六〇歳に至る中年各級は有配者を最多とすること本年と四年とは一致せるも、三十八年の五六―六〇歳級は死別者聊有配者よりも多數なるが故に、同年に有配者を最多とするは二一歳より五五歳に至る各級なり。(ハ)隨て死別者を最多とするは本年及四年は六一歳以上なるに、三十八年は五六歳以上なり。(ニ)本年の未婚者の割合は三十八年に比すれば各年齡級總て増加し、四年に比するも二一―二五歳及二六一―三〇歳の二級を除くの外總て増加せり。(ホ)本年の有配者の割合は四年及三十八年に比して或は増加し或は減少せること各級區々たりと雖、其の減少の割合は増加の割合よりも高し。(ヘ)死別者の割合は三十八年に比すれば各級總て減少し、四年に比するも減少せる級多し。(ト)然るに離婚者の割合は三十八年に比して増加せる級多く、四年に比すれば各級總て増加せり(第三十表)。







種族及年齢別配偶關係 (百分比例)

年 齡 級	内地 人			本 島 人			外 國 人		
	總數	有配者	未婚者	總數	有配者	未婚者	總數	有配者	未婚者
總 數	100.0	38.0	62.0	100.0	32.4	67.6	100.0	32.4	67.6
一〇歲以下	100.0	1.0	99.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
一〇—一五歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
一六—二〇歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
二一—二五歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
二六—三〇歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三一—三五歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三六—四〇歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
四一—四五歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
四六—五〇歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
五一—五五歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
五六—六〇歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
六一—六五歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
六六—七〇歲	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
七〇歲以上	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

本表には朝鮮人を省く。

(四) 年齢及體性別配偶關係 次に男女を比較するに、男には未婚者の割合多く女には有配者の割合多きを以て、其の年齢級を對照すれば、男は二一—二五歳級に於ても未婚者多く同級の有配者は三割七分餘に過ぎざるに、女は二〇歳以下の各級のみを未婚者の多數とし、二一—二五歳級に至りては有配者八割餘の多數に上り、惹て男女平均の同級も有配者に

五割七分餘を示すの結果を生ぜり。然るに各級を對照すれば、四一歳以上は反て男の有配者を多數とす。而して未婚者は老年級に至る迄總て男を多數とし、離婚者も亦殆ど男を多數とするに、死別者は一級として女を多數とせざるなし。其の他は左表に就て之を知るべし(第二十九表)。

體性及年齢別配偶關係 (百分比例)

年 齡 級	男				女			
	總數	有配者	未婚者	死別者	總數	有配者	未婚者	死別者
總 數	100.0	38.4	61.6	0.1	100.0	32.4	67.6	0.4
一〇歲以下	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
一〇—一五歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
一六—二〇歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
二一—二五歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
二六—三〇歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
三一—三五歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
三六—四〇歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
四一—四五歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
四六—五〇歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
五一—五五歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
五六—六〇歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
六一—六五歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
六六—七〇歲	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
七〇歲以上	100.0	0.1	99.9	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0



第六節 州廳別配偶關係 (第二十五表及第二十八表)

(一)要旨 人口の配偶關係は各州廳の間固より大差あるべき理なし。即ち未婚者に於て五割餘を占め、有配者は約三割六七分、死別者は約七八分にして、離婚者は極めて寥々たるを各州廳の通形とす。唯此の間に於て比較的著しき事實と認むべきは、臺東廳及花蓮港廳に於て各州よりも離婚者の割合に甚だ多數を示す點なり。即ち五州の離婚者は全人口の六厘乃至八厘に過ぎざるに、臺東廳にては三分三厘、花蓮港廳にては二分三厘に上れり。是れ實に其の主要人口たる生蕃人に濫婚濫離の風習あること前に記したるが如くなる結果に外ならず(第二十五表)。

(二)内縁者 全島の内縁者は人口總數の一分二厘にして、之を有配者に合算すれば有配者總數は三割七分九厘なり。今州廳別に於て内縁者を比較すれば、花蓮港廳四分七厘、臺北州及臺東廳各二分一厘、高雄州一分二厘、他の三州八厘以内にして、之を有配者に合算比較すれば、花蓮港廳、臺東廳、新竹州、臺北州、臺中州、臺南州及高雄州の順位を以て四割一分九厘乃至三割六分五厘を示し、臺北州迄を全島平均以上とす(第二十五表)。

州廳別配偶關係

州	總數	無配者				無配者中		百分比		比例	
		有配者	總數	未婚者	死別者	離婚者	內縁者	總數	有配者	無配者	無配者中
全島	1,000,000	3,679,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	36.79%	63.21%	100%	
臺北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	0%	100%	
臺中	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	0%	100%	
臺南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	0%	100%	
高雄	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	0%	100%	
花蓮	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	0%	100%	
臺東	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	0%	100%	

州	總數	有配者	無配者	無配者中	百分比	比例
臺北	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	100%
臺中	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	100%
臺南	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	100%
高雄	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	100%
花蓮	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	100%
臺東	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100%	100%

(三)州廳及種族別 次に朝鮮人を省略し種族別に之を觀察するに、未婚者最も多く有配者之に次ぎ死別者と離婚者とは順次に甚だ少數なること各州廳、各種族を通じて異なる所なし。而して全島の種族別に於て未婚者及離婚者は内地人に最も多く、有配者及死別者は本島人に最も多きが故に、州廳別に於ても之と趣を一にするもの多きは論なし。故に今之に異なるもののみを挙げむに、(イ)未婚者の内地人を最も多とするに付ては、花蓮港廳、高雄州及臺中州に於て外國人を最も多とするを例外とし、其の割合は六割八分餘と五割九分餘との間に在り。(ロ)有配者の本島人を最も多とするに付ては、新竹州に於て内地人の四割餘を最も多とするを例外とし、(ハ)死別者の本島人を最も多とするに付ても、新竹州に於て外國人の九分九厘を最も多とするを例外とし、(ニ)終りに離婚者の内地人を最も多とするに付ては、臺東廳及花蓮港廳に於て本島人を最も多とするを例外とし、其の割合順次に三分四厘及二分四厘なり。而して是れ實に既記の生蕃人の反映なり(第二十八表)。

(四)州廳及體性別 男女の配偶關係に付て各州廳を比較せむに、(イ)男女各自の總數中に於



ける各身分の割合に依れば、男には未婚者又は無配者多く女には既婚者又は有配者多しと雖、無配者中の死別者は女を多數とすることとして違ふものなく、各州廳間の差異と認むべきは僅に臺東廳及花蓮港廳の離婚者に於て女を多數とする點あるのみ、(ロ)更に各身分に付て女百に對する男の割合を求むれば、未婚者は男多數なること及死別者は女甚だ多數なること各州廳同一なるも、有配者及離婚者は男多數なることに付て違例あり、即ち臺南高雄及新竹三州の有配者數は男少數にして女百に對する九九三人乃至九七六人を示し、又臺東廳の離婚者は男少數にして女百に對する六二一人に過ぎず(第二十八表)。

州廳及體性別配偶關係

州廳	男				女			
	總數	有配者	未婚者	死別者	總數	有配者	未婚者	死別者
全島	1000	533	467	1000	533	467	1000	533
臺北	1000	533	467	1000	533	467	1000	533
新竹	1000	533	467	1000	533	467	1000	533
臺南	1000	533	467	1000	533	467	1000	533
高雄	1000	533	467	1000	533	467	1000	533
臺東	1000	533	467	1000	533	467	1000	533
花蓮	1000	533	467	1000	533	467	1000	533
澎湖	1000	533	467	1000	533	467	1000	533

### 第七章 人口の職業別

#### 第一節 調査の範圍

(一)職業上の關係 職業調査は先づ各人の職業上の關係を調査す。職業上の關係を分ちて本業者(有業者)本業從屬者及無業者の三と爲す。

(イ)本業者(有業者) 本業者(有業者)は後に掲ぐべき職業大分類の第一類乃至第八類の職業に自ら従事する者にして、之に對しては本業及主なる一の副業を調査す。即ち一種の職業のみに従事する者に對しては、其の職業を調査して之を本業とし、又二種以上の職業に従事する者に對しては、其の收入の多寡及實際就業の程度を稽查し、順次に二業を調査して之を本業及副業と爲し、第三以下の職業は之を調査せず。故に本業者には單に本業のみを有する者と、本業及副業を併有する者とを包含すと雖、其の副業を觀察する場合に、本業者の副業又は、副業者なる名稱を用うるが故に、本業者と稱するときは本業者の本業を指すのと解して差支なし。

(ロ)本業從屬者 本業從屬者は本業者に從屬し之に扶養せらるゝ者なるが故に、亦職業大分類の第一類乃至第八類の各業に限りて現はれ、之に對しては本業者の本業を調査す。本業從屬者には無業家族及家事雇人の二あり、然るに其の無業家族の中には家事の傍ら本業と稱すべからざる程度に於て、自ら輕微なる餘業を營む者あり、是れ即ち内職にして、固より無業家族の輕微なる餘業に過ぎずと雖、國民生産の機關としての職業全般の



観察を爲すに於て逸すべからざるが故に、主なる一の内職に限り本業及副業と同じく之を調査すること第一次調査以來論る所なし。但し内職は必ず無業家族の營む輕微の餘業に限るが故に、本業者の有する第三以下の職業の如きは世俗或は之を内職と稱することあるも本調査に於ける内職に非ざるなり。尙家事使用人に付ては如何なる場合に於ても内職を認めず。

(六)無業者 職業大分類法に依る第一〇類の無業者は性質上の無業者にして、固より本業者又は本業従屬者なるものを生ずることなし。又同第九類の家事使用人は同第八類迄の本業従屬者たる一般的家事雇人に非ずして左の二種の者に限らる。即ち第八類迄の家事雇人も第九類の家事使用人も、其の實質に於ては家事使用人たるに相違なきも、第九類の者は本業者に對して從屬關係を有する者に非ず、一種の無業者として第一〇類の無業者と同一に處理せらるべきものとす。

(甲) 第一〇大分類なる無業者に使役せらるゝ家事使用人、即ち主として第四〇中分類「収入に依る者」の家事使用人なり。

(乙) 職業關係の不定なる者に使役せらるゝ家事使用人例へば職業を異にする數多の世帯に通勤する料理人の如し。

之を要するに第九類家事使用人と第一〇類無業者とは、共に性質上の無業者として取扱ふべく、常に第一類乃至第八類の者と區別せらるゝが故に、結局各人の職業上の關係は、本業者、本業従屬者及無業者の三種と爲るものとす。

(二)職業の名稱 以上本業者本業及本業従屬者無業家族及家事雇人及無業者家事使用人及内職者に對して、孰も職業の名稱を調査す。而して職業の名稱は普通之を大分類別或は中分類別に表示し、特別の必要ある場合に限り小分類別に表章す。

(三)職業上の地位又は從屬關係 更に職業大分類の第一類乃至第八類の者に付ては、職業の地位又は從屬關係を調査し、又同第九類及第一〇類の者に付ては其の何れなるやを調査す。之を詳言すれば、(イ)本業者、副業者及内職者に對しては職業上の地位を調査して之を獨立及非獨立の二とす。獨立は職業主にして、非獨立には役員及勞務者の二種あり。前二回の臨時戸口調査にては、本業者に限りて手助家族なる地位を認めたるも、本調査にては手助家族は、勞務者として本業者に編入したる者の外は之を無業家族と爲せり。(ロ)本業従屬者に對しては從屬關係即ち無業家族と家事雇入との區別を調査す。(ハ)無業者に付ては第九類の家事使用人なるや、將た第一〇類の無業者なるやを調査す。

## 第二節 職業分類法

(一)分類法の改正 職業の分類法は本調査以前は、前の統計局に於て立案したるものを基礎とし、之に本島の實情を加味修正したる第一次臨時戸口調査の分類法、即ち全職業を七大大分類、三十四中分類、百八十二小分類に分類する制を襲用し來れり。然るに大正九年<sup>十二</sup>内閣訓令第一號を以て、第一回國勢調査及一般統計に適用すべき新分類法を制定せられ、且つ特別の必要あるときは、同分類法に依る分類と比較對照し得べき範圍に於て細別又は輯約















三、宗教ニ關スル業 二二〇、其他ノ宗教ニ關スル業		三、教育ニ關スル業 二二三、學校ニ勤務スル者 二二四、圖書館、博物館、動物園 其他ノ教育ニ關スル業		三、醫務ニ關スル業 二二五、醫師 二二六、助産師 二二七、齒科醫師 二二八、藥劑師 二二九、按摩師 二三〇、其他ノ醫務ニ關スル業		七、公務、自由業、法務ニ關スル業 二三三、裁判所ニ勤務スル者 二三四、特許執理事業 二三五、公證人業 二三六、公證人業 二三七、公證人業 二三八、新聞、雜誌、通信記者 著述者		五、藝術家 二四〇、文藝家 二四一、雕刻家 二四二、音樂家 二四三、寫真家 二四四、其他ノ藝術ニ關スル業		七、其他ノ自由業 二四六、技術、建築ニ關スル業 二四七、其他ノ團體ノ事務ニ從事スル者 二四八、代書業 二四九、其他ノ自由業		八、其他ノ有業者 二五〇、日傭業 二五一、其他ノ有業者		九、家事使用人 二五二、家事使用人		四、收入ニ依ル者 二五三、小作料ニ依ル者 二五四、地代、家賃、有價證券ノ收入ニ依ル者 二五五、恩給、年金、其他ノ收入ニ依ル者	
第三(商業及交通業)		第四(公務及自由業)		第五(其ノ有業者)		第六(其ノ有業者)		第七(其ノ有業者)		第八(其ノ有業者)		第九(其ノ有業者)		第十(其ノ有業者)			
(六)陸軍及海軍 一六七、陸軍現役軍人 一六八、海軍現役軍人		(七)交通業 一六九、郵便、電信及電話業 一七〇、電氣及馬車鐵道業、軌道ヲ含ム 一七一、船舶運輸業 一七二、運輸交通業ニシテ第一六一目乃至第一六五目ニ編入セサル者		(三)自由業 一七三、祭祀及宗教ニ關スル者 一七四、教育ニ關スル者 一七五、醫師、助産師、獸醫、產婆、按摩師、看護人其ノ他病院等ニ關スル者 一七六、新聞雜誌記者、著作家、通譯者等 一七七、其ノ他ノ自由業		(三)其ノ有業者 一七六、技術ニ従事スル者及機械ニ關スル職業ニ従事スル者 一七七、其ノ他ノ有業者		(三)重モニ其ノ収入ニ依ル生活スル者 一七八、土地、家屋、有價證券ノ収入又ハ恩給等ニ依リ生活スル者		無職業者 一七九、學生及生徒 一八〇、救助ヲ受クル者 一八一、在監人 一八二、其ノ他ノ無職業者及職業ヲ中告セサル者		無職業者 一七九、學生及生徒 一八〇、救助ヲ受クル者 一八一、在監人 一八二、其ノ他ノ無職業者及職業ヲ中告セサル者		無職業者 一七九、學生及生徒 一八〇、救助ヲ受クル者 一八一、在監人 一八二、其ノ他ノ無職業者及職業ヲ中告セサル者		無職業者 一七九、學生及生徒 一八〇、救助ヲ受クル者 一八一、在監人 一八二、其ノ他ノ無職業者及職業ヲ中告セサル者	

職業分類改訂の理由

- 一 冒頭見出し(大分類)ノ下ニ「款」ヲ、「中分類」ノ下ニ「項」ヲ、「小分類」ノ下ニ「目」ヲ加ヘタルハ稱呼上ノ便宜ニ出ツ
- 二 「農作」イ、自作「小作」及「自作兼小作」ノ三者ニ區分シタルハ此ノ三者ヲ區分表章スル必要アリルニ依ル
- 三 「園藝、造園」ニ「園藝」及「造園」ニ分離シタルハ園藝ハ從來農作ト同一ニ分類セラレ其ノ間甚密接ニシテ區分困難ナルモノアリ然ルニ造園ニ至リテハ園藝トノ間ニ比較的明確ナル區別アリ即チ園藝ハ造園ヨリモ寧ロ農作ニ近キヲ以テ園藝ト造園トヲ分離シ置クヲ便宜ト認ム
- 四 舊四四目ノ次ニ「織製造」ヲ加ヘタルハ原案ニテハ織製造ハ舊四五目「其他ノ機械器具製造」中ニ編入セラレアルモ織造ハ本島ニ於ケル特殊交通機關ナルヲ以テ特ニ之ヲ一日ニ獨立セシメ置クヲ可ト認ム
- 五 舊一〇二目ノ次ニ「蒸溜酒製造」ヲ加ヘタルハ蒸溜酒ハ殆ト全ク蒸溜酒ナルヲ以テ舊一〇三目「其他ノ酒類製造」中ヨリ之ヲ獨立セシムトス
- 六 舊一三目「其他ノ食品製造」其他ノ食品製造ニ收メタルハ同日ノ項ノ名稱トシテモ「食品製造」嗜好品製造トアルノミナラス飲食料品ト稱スルノミニテハ本島ニ於ケル檳榔灰ノ如キハ之ヲ包含モサルニ至レハナリ
- 七 舊一五目ノ次ニ「藥劑師」ヲ加ヘタルハ和服ニ非ス洋服ニモ非サル藥劑師ノ裁縫ヲ舊一二三目「其他ノ身ノ廻リ品製造」中ヨリ獨立セシムル必要アルニ依ル
- 八 舊一四七目「其他ノ工業」中「神佛具、佛具製造」其他ノ工業トニ區分シタルハ神佛具、佛具製造業ハ從來一日トシテ表章セラレタルノミナラス其ノ職業者ハ必シモ少數ニ非ス特ニ之ヲ表章スルノ價值



アト認ムルニ依ル

- 九 舊一五五目「其他ノ飲食料品販賣」ヲ「其他ノ飲食料品嗜好品販賣」ニ改メタルハ煙草ノ如キ概擧買ノ如キ芫葉ノ如キ將阿片ノ如キハ之ヲ飲食料品ト稱スルコトノ困難ナルカ爲ナリ
- 一〇 舊一七四目「古物商」ヲ「古物廢物商」ニ改メタルハ襪襦ノ如キ入藏ノ如キ空罐ノ如キ廢物ハ之ヲ古物ト稱スルコトヲ得サルニ依ル
- 一一 舊一七五目「葬具商」ヲ「神佛具、葬具商」ト改メタルモ亦文字ノ脫漏ヲ補フ趣意ニ外ナラス
- 一二 舊一七五目ノ次ニ「雜貨販賣」ノ一目ヲ置キ舊一七六目「其他ノ物品販賣」中ヨリ之ヲ獨立セシメタルハ特別觀察ノ必要ヲ認メタルカ爲ニシテ尙混同ヲ避ケムカ爲舊一七〇目中「雜貨」ヲ「類」ニ改ム
- 一三 舊一八九目「料理店、飲食店、席貸業」ヲ「料理店、飲食店業」ト「席貸業、貨座敷業」トニ二分シタルハ其ノ性質同一ナラケルカ爲ニシテ隨テ藝妓、前婦ハ前者ニ娼妓ハ後者ニ屬セシムル趣旨ナリ
- 一四 舊二〇二目「其他ノ運輸ニ關スル業」中ヨリ輸運輸業ヲ分離獨立セシメタルハ本島ニ於ケル特殊交通機關ニ對スル觀察ニ資セムカ爲ナリ

(二)比較の不能 以上の如く本調査の職業分類法は、前二回調査のものど根本的差異あるに依り、本調査の結果たる職業別人口に對しては前調査との比較を爲すことを得ず。

### 第三節 職業名稱錄

職業調査特に職業分類は極めて煩雜困難なるを以て、其の分類を正確にし且つ其の通覽に便せむには職業名稱錄の編纂を必要とす。而して各國に於ける職業名稱錄の編纂方法は、或は性質上の分類に依るあり、或は名稱上の文字に依るありと雖、本調査に於ては此の二法以外別に土語の名稱に對して、字劃を根據とする檢索方法を設くる必要を認め、即ち分類引「イロハ」引及字劃引の三法に依る名稱錄を編纂せり、別刊「職業名字彙」是なり。而して

世帯調査書に記入せられたる職業名稱は、整理分合の結果九千九百四十二種と爲り、之を大正四年の第二次臨時戸口調査に於ける七千五百五十八種に比するも二千三百餘種を増加せり。而して其の總てに付き、國語名のものには土語譯を附し、土語名のものには國語譯を附して兩語を對照し、之を分類引「イロハ」引及字劃引の三編に區分し、各之を十大分類、四十一中分類、二百六十小分類に分類せるが故に、小分類以下の細別名稱は同書に就て知るを得ること、恰も物を掌中に探るが如し。

### 第四節 職業調査の困難

本島にては明治三十八年の第一次臨時戸口調査に於て職業を調査し、爾後は各年の動態調査に於ても之を調査しつゝあり。然れども第一次臨時戸口調査以前は、我國全土を通じて秩序的組織に依る職業調査なるもの殆ど無く、職業と言へば直に農工商と云ふが如き漠然たる觀念に捕はれ、系統的職業の細別を爲すことなかりしなり。加之我國にては古來職業を蔑視して職業を有する者を賤み、自ら無職業と稱するを誇りと爲すの風習あり。此の風習は今日に於ても尙多少の潜勢力を有し、之が爲めに職業の調査を困難ならしむること鮮少に非ざるのみならず、現に多くの法令中には、關係人の職業を申告すべき規定ありと雖、其の規定は殆ど空文に屬するか、或は然らざるも依然として官吏、農業、商業等の概括的名稱の申告を認容するが如き狀況なり。然るに人口統計殊に本調査に於ける職業調査は極めて細密なるを要す。即ち「イ」先づ職業上の關係として、本業者あり本業從屬者あり無業者



あり。(ロ)本業者の職業には本業あり副業ありて各其の地位を異にし。(ハ)本業従属者にも無業家族あり家事使用人あり。(ニ)無業家族には内職を有する者あり之を有せざる者あり。(ホ)内職者の地位も亦相異なり。(ヘ)殊に業名の分類には最も煩雜を覚え。(ト)加ふるに、本島の如く母國と民族的及經濟的事情を異にする土地に於ては、業名及地位の單位觀察及編成に關する困難特に多大なるものある等の爲め、甚しく職業調査に煩雜を來し、之に對して拂ひたる時間上、勞力上及財政上の代償決して鮮少に非ず。

第五節 全人口の職業

第一款 職業別人口 (本業者、本業従属者及無業者) (第三十三表)

(一)大分類別 全人口三百六十五萬五千三百八人の、従事し又は屬する職業を、新分類法に依る大分類即ち農業、水産業、鑛業、工業、商業、交通業、公務自由業、其他の有業者、家事使用人、無職業の十類に分てば、農業に二百三十八萬餘人即ち六割五分を示す。故に爾餘の九類は之を合算するも全人口の三割五分にして農業の約半數に過ぎざるは、以て農本國の真相を見るに足るべし。農業に次ぐは工業なれども、其の數は三十一萬餘人即ち八分五厘にして農業と大差を存じ、第三位なる商業の八分四厘と相近遜せり。商業以下は、其他の有業者、家事使用人の主な五分五厘、公務自由業の三分四厘等より、交通業、水産業、無職業、鑛業等相次ぎ、家事使用人の三千餘人即ち一厘を以て最少とす。左表の如し(第三十三表)。

職業大分類別人口 (本業者、本業従属者及無業者)

種別	總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務、自由業、其他の有業者	家事使用人	無職業
實數	3,653,380	2,380,000	110,000	10,000	1,100,000	310,000	110,000	1,100,000	30,000	10,000
百分比	100.0	65.2	3.0	0.3	30.1	8.2	3.0	30.1	0.8	0.3

(二)中分類別 職業の中分類別なる四十一類中、最も多きは第一類なる農耕、畜産、鑛業にして二百三十七萬餘人即ち全人口の六割四分を占む。是れ大分類別中の大多數なる農業總數より、中分類の第二類たる林業の七千餘人を除きたる者は總て之に屬するが爲め著しき多數を示す所以にして、第二位以下との間に多大の差異あり。即ち第二位以下は第二十一類物品販賣業、二十四人の六分六厘、第三十八類其他の有業者、雜役日傭業を主たるものとして、左表に示すが如き順位なり(第三十三表)。







大分類別本業者の職業

種別	實數	百分比
農業	1,154,424	11.54
水産業	108,814	1.09
蠶業	1,118	0.01
工業	1,154,424	11.54
商業	1,154,424	11.54
交通業	1,154,424	11.54
公務、自由業	1,154,424	11.54
其の他の有業者	1,154,424	11.54

(二)中分類別 中分類別に依る本業者の多寡を比較するも、亦第一類なる農耕、畜産、蠶業に於て百十三萬二千餘人即ち本業者總數の六割九分餘を示す。同業以外は第三八類其の他の有業者（雜役日傭業を主とするものとする）の九萬餘人即ち五分五厘以内にして、左表に示すが如く、最少第三五類記者、著述者の百四人即ち一毛に至る順位を成せり。而して之を前掲本業者及本業從屬者の合計數、即ち人口總數の中分類に對比するときは、農耕、畜産、蠶業、飲食料品、嗜好品製造業、旅宿、飲食店、浴場業等、化學工業、被服身の廻り品製造業、纖維工業、紙工業、陸海軍人等を本業者の割合多き主なるものとし、之と反對に物品販賣業、運輸業、漁業、製鹽業、官吏、公吏、雇傭、探礦、冶金業、土木建築業、金屬工業、媒介周旋業等を本業者の割合少き主なるものとす(第三十三表)。

中分類別本業者の職業

順號 の中分類 の番號	中分類の名稱	實數	千分比例	順號 の中分類 の番號	中分類の名稱	實數	千分比例
一	總計	1,154,424	11.54	三	物品販賣業	1,154,424	11.54
一	農耕、畜産、蠶業	1,154,424	11.54	二	其の他の有業者	1,154,424	11.54

順號 の中分類 の番號	中分類の名稱	實數	千分比例	順號 の中分類 の番號	中分類の名稱	實數	千分比例
四	運送業	1,154,424	11.54	三三	醫務に關する業	1,154,424	11.54
五	飲食料品、嗜好品製造業	1,154,424	11.54	三二	林業	1,154,424	11.54
六	漁業、製鹽業	1,154,424	11.54	三一	學藝、娯樂、裝飾品製造業	1,154,424	11.54
七	官吏、公吏、雇傭	1,154,424	11.54	三〇	金融、保險業	1,154,424	11.54
八	木、竹類に關する製造業	1,154,424	11.54	二九	機械、器具製造業	1,154,424	11.54
九	旅館、飲食店、浴場業等	1,154,424	11.54	二八	宗教に關する業	1,154,424	11.54
一〇	探礦、冶金業	1,154,424	11.54	二七	通信業	1,154,424	11.54
一一	土木建築業	1,154,424	11.54	二六	其の他の工業	1,154,424	11.54
一二	化學工業	1,154,424	11.54	二五	瓦斯、電氣及天然力利用に關する業	1,154,424	11.54
一三	被服、身の廻り品製造業	1,154,424	11.54	二四	製版、印刷、製本業	1,154,424	11.54
一四	纖維工業	1,154,424	11.54	二三	藝術	1,154,424	11.54
一五	紙工業	1,154,424	11.54	二二	法律に關する業	1,154,424	11.54
一六	窯業	1,154,424	11.54	二一	土石採取業	1,154,424	11.54
一七	陸軍人	1,154,424	11.54	二〇	物品販賣業、預り業	1,154,424	11.54
一八	海軍人	1,154,424	11.54	一九	皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業	1,154,424	11.54
一九	媒介周旋業	1,154,424	11.54	一八	其の他の商業	1,154,424	11.54
二〇	教育に關する業	1,154,424	11.54	一七	記者、著述者	1,154,424	11.54
二一	其の他の自由業	1,154,424	11.54	一六	記者、著述者	1,154,424	11.54
二二	金銀工業	1,154,424	11.54	一五	記者、著述者	1,154,424	11.54

(三)小分類別 更に小分類別に依りて、本業者の職業を二百五十一種（第八大分類に分類すれば、依然第一類なる農作に於て大多數を占め百十一萬三千餘人即ち本業者總數の六割八分餘）に屬す。然らば農作の本業者には自作者多きや小作者多きや將自作兼小作者多きやと云ふに、最も多きは小作者にして、四十萬四千餘人即ち農作總數の四割弱に當り、自作者及



自作兼小作者は各三十五萬四千餘人即ち同三割強なり。而して第二位は日備業の五分五厘にして、農作に比すれば十分の一以内に低下し、第三位なる雜貨販賣と漁撈採藻との各一分五厘は更に日備業の三分の一以内に低減し、之よりは徐々減少せり。小分類別職業の主なるものを表示すれば左の如し(第六十六表)。

小分類別主なる本業者の職業

順號	小分類の番號	小分類の名稱	實數	總數萬中	順號	小分類の番號	小分類の名稱	實數	總數萬中
一	一	農作	11111111	11111111	一六	一五五	蔬菜、果物類販賣	111111	111111
二	二五〇	日備業	11111111	11111111	一七	九一	器具、指物、木型、寄木、合板製造	111111	111111
三	一八二	雜貨販賣	11111111	11111111	一八	二二二	學校に勤務する者	111111	111111
四	一〇〇	漁撈採藻	11111111	11111111	一九	一三一	大工	111111	111111
五	二二六	官吏、雇傭	11111111	11111111	二〇	一八四	賣店、賣場	111111	111111
六	四	牧畜、搾乳、養禽	11111111	11111111	二一	二〇四	軌道業	111111	111111
七	一五	石炭、煉炭	11111111	11111111	二二	二二〇	海軍現役軍人	111111	111111
八	一〇二	砂糖類製造	11111111	11111111	二三	二二二	陸軍現役軍人	111111	111111
九	四八	工業藥品、醫藥製品製造	11111111	11111111	二四	一四四	製茶業	111111	111111
一〇	一六一	其他の飲食料品、嗜好品販賣	11111111	11111111	二五	八一	紙品製造	111111	111111
一一	二〇三	鐵道業	11111111	11111111	二六	一三三	左官、泥工、セメント工、煉瓦職	111111	111111
一二	二〇八	船舶運送業	11111111	11111111	二七	一〇一	菓子、麵類製造	111111	111111
一三	一九六	料理店、飲食店業	11111111	11111111	二八	一五四	穀類、粉類販賣	111111	111111
一四	一七七	藥品、染料、顏料、香料等販賣	11111111	11111111	二九	一七二	織物、被服類販賣	111111	111111
一五	二二一	其他の運輸に關する業	11111111	11111111	三〇	一五六	魚介、海産類販賣	111111	111111

三一	九七	其他の竹本草製品製造	111111	111111	四五	一一一	帽子製造	111111	111111
三二	一九九	理髮業、理容業	111111	111111	四六	一一二	製糖	111111	111111
三三	一五七	鳥獸肉類販賣	111111	111111	四七	二二七	公吏、雇傭	111111	111111
三四	二〇五	人力車業	111111	111111	四八	二〇二	郵便、電信、電話業	111111	111111
三五	二二	煉瓦製造	111111	111111	四九	一五九	菓子、麵類販賣	111111	111111
三六	一四八	貴金屬、寶石、飾石類工	111111	111111	五〇	二二五	醫藥業	111111	111111
三七	九八	精製、製粉業	111111	111111	五一	六八	其他の紡績業	111111	111111
三八	三一	鍛冶	111111	111111	五二	二四六	技藝、娯樂に關する業	111111	111111
三九	一一	魚介、藻類	111111	111111	五三	二二九	土木建築請負業	111111	111111
四〇	二〇七	其他の車馬運輸業	111111	111111	五四	一〇〇	豆腐製造	111111	111111
四一	九九	麵類、餅、湯葉、海苔製造	111111	111111	五五	八八	木挽、屋根板製造	111111	111111
四二	八	林産物業	111111	111111	五六	一九七	席貸業、貸座敷業	111111	111111
四三	二〇九	運輸取扱業	111111	111111	五七	九三	炭、籠、行李類製造	111111	111111
四四	一六三	燃料販賣	111111	111111					

第二項 本業者の地位 (第三十八表)

(一)要旨 本業者の地位は業主、役員及勞務者の三種なり。業主は獨立者にして、即ち一個人に在りては職業主を謂ひ、官公署、會社、銀行、其他の團體に在りては其の主宰者及之に準すべき者を謂ふ。役員及勞務者は業主に使はるゝ非獨立者なるも、役員は己れ亦勞務者を指揮監督する中段者にして、勞務者は最下段者なり。但し家事の爲に人に使はるゝ者は無業家族と共而して本業者總數百六十三萬六千八百六十七人の地位を區分すれば、業主四十八萬六千餘



人役員一萬六千餘人、勞務者百十三萬三千餘人にして、業主二割九分餘、役員一分、勞務者六割九分餘の比例なり(第三十八表)。

(二)職業別 大分類別職業に依る本業者の地位を比較するに各業の異同概ね下の如し。(イ)商業は各業中獨り業主を多數とす。即ち商業者總數十一萬六千餘人中、業主は六萬千餘人、即ち五割二分餘にして、勞務者の四割六分餘を超過せり。蓋し本島には小賣業者特に多きが爲めなるべし。(ロ)商業以外は總て勞務者を多數とし、就中、其の他の有業者は主として雜役日傭人より成る結果、總數九萬餘人中、勞務者は八萬九千餘人、即ち殆ど全數に近し。鑛業者も其の組織比較的大なる結果、業主少く勞務者多し。交通業、農業、工業、公務、自由業及水産業は勞務者の數順次に、其の他の有業者と商業との間に在り。(ハ)役員は一般に少數にして、公務自由業以外は交通業の二分一厘を最多とするに過ぎざるに、獨り公務自由業にては總數五萬千餘人中、役員一萬四千餘人、即ち二割七分二厘に達せるは、官、公吏の影響なるべし。左表の如し(第三十八表)。

職業別本業者の地位

地位	總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務、自由業	其の他の有業者
總數	116,000	13,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
役員	14,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
勞務者	102,000	12,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

例比百分		總數		農業		水産業		鑛業		工業		商業		交通業		公務、自由業		其の他の有業者		
勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	勞務者	役員	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第三款 本業從屬者 第一項 本業從屬者の屬する職業 (第三十三表)

(一)大分類別 本業從屬者は職業大分類に於ける第一類乃至第八類の本業者に從屬し、其の扶養を受くる者にして、總數百九十三萬七千七百九十九人を算し、人口總數の五割三分に當る。而して之を職業大分類別に分類すれば、農業に於て百二十四萬三千餘人、即ち總數の六割四分餘を占む。其の他の各業は一として總數の一割に達するものなく、商業の十九萬餘人、即ち九分餘より、工業、其の他の有業者、交通業、公務、自由業、水産業及鑛業相次ぎ、最少鑛業は二萬六千餘人、即ち總數の一分餘なり。故に本業者の順位を之に對照すれば、本業者に在りては工業を以て商業よりも多數とし、又公務自由業を以て交通業よりも多數とする差あり。本業者と本業從屬者との關係は後に之を述ぶることとし、左に各業の本業從屬者を表示す(第三十三表)。



大分類別本業従属者の属する職業

種別	總數	農業	水産業	工業	商業	交通業	公務、自由業	其の他の有業者
實數	1,464,444	553,344	121,114	1,211,986	1,011,514	210,374	802,172	1,113,344
百分比	100.0	37.8	8.3	83.7	69.1	14.4	54.8	75.4

(二)中分類別 本業従属者の属する職業を三十八種(第八大の中分類別)に分類すれば、農耕、畜産、鹽業は百二十三萬八千餘人を以て従属者總數の六割三分餘を占む。第二位以下は之比し甚だ僅少にして、物品販賣業の七分九厘、其の他の有業者の五分八厘、運輸業の三分五厘、漁業、製鹽業の三分一厘等を主なるものとして、左表に列記するが如き事實を示す(第三十三表)。

中分類別本業従属者の属する職業

順號	中分類の番號	中分類の名稱	實數	千分比例	順號	中分類の番號	中分類の名稱	實數	千分比例
一	一	總數	1,464,444	100.0	八	一六	土木建築業	25,404	1.7
一	一	農耕、畜産、鹽業	1,238,844	84.6	九	一〇	探礦、冶金業	12,114	0.8
二	二	物品販賣業	1,113,344	75.4	一〇	一一	木、竹類に関する製造業	11,114	0.7
三	三	其の他の有業者	1,113,344	75.4	一一	一二	旅館、飲食店、浴場業等	11,114	0.7
四	二八	運輸業	47,500	3.2	一二	一三	媒介、周旋業	11,114	0.7
五	三	漁業、製鹽業	55,334	3.8	一三	一四	化学工業	11,114	0.7
六	一四	飲食料品、嗜好品製造業	111,114	7.6	一四	一五	被服、身の廻り品製造業	11,114	0.7
七	三〇	官吏、公吏、雇傭	802,172	54.8	一五	一六	皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業	11,114	0.7

順號	中分類の番號	中分類の名稱	實數	千分比例	順號	中分類の番號	中分類の名稱	實數	千分比例
一六	三三	醫務に関する業	8,500	0.6	二八	二〇	其の他の工業	210,374	14.4
一七	三七	其の他の自由業	8,500	0.6	二九	一九	瓦斯、電氣及天然力利用に関する業	11,114	0.7
一八	七	金融、工業	111,114	7.6	三〇	一七	製版、印刷、製本業	11,114	0.7
一九	三二	教育に関する業	70,000	4.8	三一	三四	法務に関する業	11,114	0.7
二〇	一一	紙工業	8,500	0.6	三二	三六	藝術家	11,114	0.7
二一	二二	金融、保險業	8,500	0.6	三三	二九	陸海軍人	10,000	0.7
二二	一八	學藝、娯樂、裝飾品製造業	58,114	4.0	三四	五	土石採取業	11,114	0.7
二三	三一	完教に関する業	58,114	4.0	三五	二四	物品貸貸業、預り業	11,114	0.7
二四	八	機械器具製造業	55,334	3.8	三六	二六	其の他の商業	11,114	0.7
二五	一〇	織、縫、工業	55,334	3.8	三七	三五	記者、著述者	11,114	0.7
二六	二	林業	47,500	3.2	三八	一二	皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業	11,114	0.7
二七	二七	通信業	25,404	1.7					

(三)本業者と本業従属者 本業従属者は百九十三萬七千七百九十九人にして、本業者百に付一一八四人即ち本業者一人の負擔は一二二人なり。而して之を八類迄の各類に分てば、本業者の負擔最も輕きは農業にして百に對する一〇九三人を示し、工業の一、二六六人之に次ぐ。蓋し農業は其の業體上女子及小兒と雖從業容易なるものあり、又工業は本島には戸内に於ける小規模のもの多きが爲め、此の二業には本業者比較的多きに上れるものとす。爾他の各業は、其の他の有業者「公務自由業、商業、交通業、商業及水産業」の順位を以て、漸次に本業者の負擔重きを加へて百に對する一九五二人に至る(第三十三表)。

第二項 本業従属者の従属關係 (第四十八表)



(一)要旨 本業従属者の従属関係は無業家族と家事雇人との二種にして、總數百九十三萬七千餘人中、無業家族は百九十三萬二千十五人即ち九割九分五厘を占め、家事雇人は五千七百八十四人即ち五厘なり(第四十八表)。

(二)職業別 次に八大分類の各業毎に従属関係を区分すれば、「其の他の有業者の従属者は十一萬二千餘人を算するに、其の殆ど全部は無業家族にして、家事雇人は僅に四十七人即ち四毛に過ぎず。農業及水産業も亦家事雇人少く共に一厘なり。家事雇人の割合最も多きは公務自由業にして、従属者總數七萬餘人中の千餘人即ち一分四厘を示し、商業の一分一厘及工業の七厘亦比較的多數なり。左表の如し(第四十八表)。

職業別本業従属者の従属関係

従属関係	總數	農業	水産業	工業	商業	交通業	公務、自由業	其の他の有業者
無業家族	1,932,215	1,111,481	26,800	11,111	1,000	1,000	1,000	1,111,111
家事雇人	5,784	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
總數	1,938,000	1,112,592	27,911	12,222	1,001	1,001	1,001	1,112,222
百分比	100.0	57.4	1.4	0.6	0.05	0.05	0.05	57.4

第四款 無業者 (第三十三表)

無業者總數は八萬六千四百四十二人にして人口總數の二分二厘に當る。而して之を職業大分類の第九類なる家事使用人と第十類なる無業者とに兩分すれば、甲は三千五百七十八人にして人口總數の一厘、乙は七萬七千六百六十四人にして同二分一厘なり(第三十三表)。

第五款 副業者 (本業者の副業)

第一項 副業の意義

副業に二義あり。其の一は二種以上の職業を有する本業者の第二位の職業にして、其の二は本業従属者中無業家族の有する内職是なり。而して右の二種を併稱して廣く副業と言ふ用例あるも、其の性質は大に異なるものあるを以て茲には右二者を区分し、本款に於て本業者の副業のみを觀察し、次款に至りて内職者の研究に移らむとす。

第二項 副業者の本業 (第五十八表及第五十九表)

(一)要旨 本業者にして副業を有する者即ち副業者は十三萬七千三百九十二人にして本業者總數の八分四厘なり。然らば其の者の本業如何、反言すれば、如何なる本業を有する者が多く副業を有するやと云ふに、(イ)農業を以て大多數とすること他の總ての場合と同一にして、右總數中の九萬九千餘人即ち七割二分餘に居る。農業以外は、順次に商業の九千九百餘人、水産業の九千五百餘人、工業の八千餘人、其の他の有業者の五千餘人、交通業の三千二百人、公務自由業の千四百人及鑛業の六百餘人なり。然れども各業間には元來本業者總數



に大差あるを以て、本業者總數に對する有副業本業者の割合を算出するに、農業及商業は各八分餘、交通業は六分餘、工業及其の他の有業者は各五分餘、鑛業は三分餘、公務自由業は最少にして二分餘に過ぎざるに、獨り水産業は三割一分餘の高率を示す。而して其の水産業者の副業たる職業は農業最も多きこと、後述本業副業對照の部に明なり(第五十八表及第五十九表)。

(二)副業者の本業の地位 副業を有する本業者十三萬七千三百九十二人を其の本業の地位に依りて分てば、(イ)内、七萬八千餘人即ち五割六分餘は業主たる者、五萬九千餘人即ち四割三分餘は勞務者たる者にして、役員たる者は五十七人即ち一厘に滿たず。然るに本業者總數に於ける地位別は、業主二割九分餘、役員一分、勞務者六割九分餘の割合なるを以て、副業を有する本業者の地位には業主著しく多數なるを見るべく、反面より之を言へば、本業に於て業主たる者は勞務者又は役員たる者よりも、副業を有すること甚だ多しとす。蓋し當然の事象たり。(ロ)更に副業者の本業を大分類別に分ちて其の他位を觀察すれば、役員最少なるは各業一律なるも、農業、水産業、工業、商業及公務自由業は業主多數にして、就中商業を其の最とし、鑛業、交通業及其の他の有業者は勞務者多數にして、就中其の他の有業者を其の最とす(第五十九表)。

副業を有する本業者の本業名及其の地位別左表の如し。

副業を有する本業者の本業及其の地位

本業の地位	總數	業							其の他の有業者
		農	水産業	工	商	交通業	公務、自由業		
業主	78,000	18,000	12,000	10,000	15,000	10,000	10,000	13,000	10,000
役員	57	1	1	1	1	1	1	1	1
勞務者	59,173	40,000	10,000	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
總計	137,392	58,000	22,000	15,000	25,000	20,000	20,000	23,000	20,000

第三項 副業者の副業 (第五十五表、第五十九表及第六十二表)

(一)要旨 副業者十三萬七千三百九十二人の副業たる職業を大分類別に分てば、(イ)農業は此の場合に於ても最多を占め六萬六千餘人、即ち四割八分餘に當る。農業以下は工業の一割七分、商業の九分餘、水産業及其の他の有業者の各八分餘、交通業の五分餘、公務自由業及鑛業の各一分餘なり。(ロ)然るに本業者總數に於ける各業は、農業、工業、商業、其の他の有業者、公務自由業、交通業、水産業及鑛業の順位を示すが故に、副業を之に對照すれば、水産業及交通業は其の順位を上り、其の他の有業者及公務自由業は其の順位を下れり。副業たる職業數左表の如し(第五十九表)。



大分類別副業者の職業

種別	實數	百分比
農業	11,481,111	100.0
水産業	1,111,111	9.7
工業	1,111,111	9.7
商業	1,111,111	9.7
交通業	1,111,111	9.7
公務、自由業	1,111,111	9.7
その他の有業者	1,111,111	9.7

尙小分類別副業者の職業にして副業總數の百分の三以上に當るものを表示す(第六十二表)。

小分類別主なる副業の職業

小分類の番號	小分類の名稱	實數	總數萬中	小分類の番號	小分類の名稱	實數	總數萬中
四	牧畜、搾乳、養禽	11,111,111	111.1	一六一	其他の飲食料品、嗜好品販賣	1,111,111	11.1
一	農作	11,111,111	111.1	二	藥品、染料、顔料、香料	1,111,111	11.1
二五〇	日備	11,111,111	111.1	一七七	等販賣	1,111,111	11.1
一〇	漁、採	11,111,111	111.1	一五七	鳥獸肉類販賣	1,111,111	11.1
一〇四	製茶	11,111,111	111.1	九七	其他の竹本草製品製造	1,111,111	11.1
二〇七	其他の車馬運輸業	11,111,111	111.1	一三一	大工	1,111,111	11.1
一八二	雜貨販賣	11,111,111	111.1	一五五	蔬菜、果物類販賣	1,111,111	11.1
一一	魚介、藻類	11,111,111	111.1	一〇二	砂糖類製造	1,111,111	11.1
二一〇	船運	11,111,111	111.1	一六三	織料類製造	1,111,111	11.1
一八四	賣買、媒介	11,111,111	111.1	七八	紙類製造	1,111,111	11.1
八	林産物	11,111,111	111.1	二〇四	軌道業	1,111,111	11.1
九三	笠、籠、行李類製造	11,111,111	111.1	一五六	魚介類販賣	1,111,111	11.1
一五	石炭、礦業	11,111,111	111.1	二〇八	船、運、輸、業	1,111,111	11.1
二二	其他の運輸に關する業	11,111,111	111.1	一三二	左官、泥工、セメント工、煉瓦職	1,111,111	11.1
一一七	其他の飲食料品、嗜好品製造	11,111,111	111.1	六八	其他の紡績業	1,111,111	11.1

(二)副業者の本業と副業 副業者の副業を其の本業と連結するときは、副業として農業の最多なることは其の本業の如何を問ふことなく、殊に副業本業者の副業としては農業に七割四分餘の多きを示し、其の最少と雖、商業本業者の副業としての四割一分を下ることなし。農業を除くときは、商業公務自由業、工業又は職業を本業とする者の副業は商業最も多く、農業又は其の他の職業を本業とする者の副業は工業最も多く、又交通業又は水産業を本業とする者の副業は水産業最も多し。即ち左表の如し(第五十九表)。